

本章のポイント

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性の割合は、令和2（2020）年6月現在、衆議院9.9%、参議院22.9%。
- 国家公務員の地方機関課長・本省課長補佐相当職、本省課室長相当職及び指定職相当に占める女性の割合は、令和元（2019）年では11.6%、5.3%及び4.2%。令和2（2020）年4月1日時点での国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は36.8%、総合職試験からの採用者に占める女性の割合は35.4%。
- 国の審議会等における女性委員の割合は、令和元（2019）年9月現在、39.6%。女性の専門委員等の割合は28.3%。

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 令和元（2019）年12月末現在の地方議会における議員に占める女性の割合は、特別区議会が最も高く29.9%、政令指定都市の市議会は20.5%、市議会全体は15.9%、都道府県議会は11.4%。全ての都道府県議会に女性議員がいる一方、3割以上の町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。
- 地方公務員に占める女性の割合について、役職段階別に見ると、平成31（2019）年における本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は、都道府県で19.6%、11.3%、6.4%、市区町村で28.8%、17.2%、9.5%（うち、政令指定都市で22.1%、16.5%、10.2%）。平成30（2018）年度の採用者に占める女性の割合は、都道府県全体で35.3%、うち大学卒業程度試験は32.7%。

第3節 様々な分野における女性の参画

- 司法分野における女性の割合は着実に増加。平成30（2018）年12月現在、裁判官22.2%、平成31（2019）年3月現在、検察官（検事）25.0%、令和元年9月現在、弁護士18.9%。
- 令和元（2019）年に公表された我が国のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は153か国中121位。平成30（2018）年のジェンダー不平等指数（GII）は162か国中23位。

第1節 国の政策・方針決定過程
への女性の参画

（国会議員に占める女性の割合）

内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」により、国会議員に占める女性の割合に

ついて、その推移を見ると、衆議院議員総選挙当選者においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移していた。その後、平成8（1996）年（第41回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降、衆議院議員に占める女性の割合は上昇傾向にあり、平成

29（2017）年10月執行の衆議院議員総選挙を経て、令和2年（2020）年6月現在では9.9%（46人）となり、国際比較すると、190か国中163位（令和2（2020）年6月現在）となっている。

また、参議院においては、昭和22（1947）年4月（第1回選挙後）の4.0%（10人）からおおむね上昇傾向にあり、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の施行後初めての大型国政選挙となる参議院議員通常選挙が、令和元（2019）年7月に執行された結果、参議院議員に占める女性の割合は約2%ポイント増加し、令和2（2020）年6月現在で22.9%（56人）となっている。

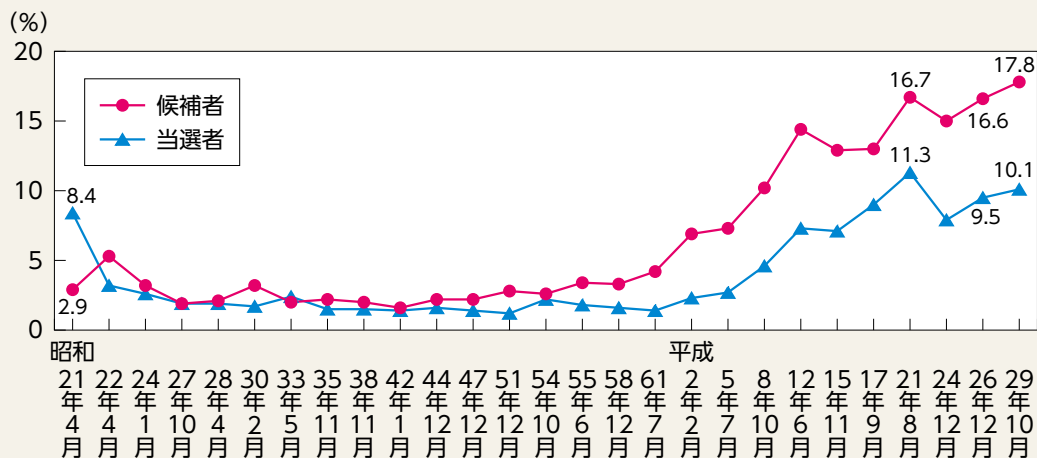
（候補者、当選者に占める女性の割合）

衆議院議員総選挙における候補者及び当選

者に占める女性の割合の推移を見ると、昭和61（1986）年以降上昇傾向にある。平成29（2017）年10月執行の総選挙では、候補者に占める女性の割合は過去最高となり、当選者に占める女性の割合は、平成21（2009）年8月執行の総選挙に次いで過去2番目に高い割合となった（I-1-1図）。

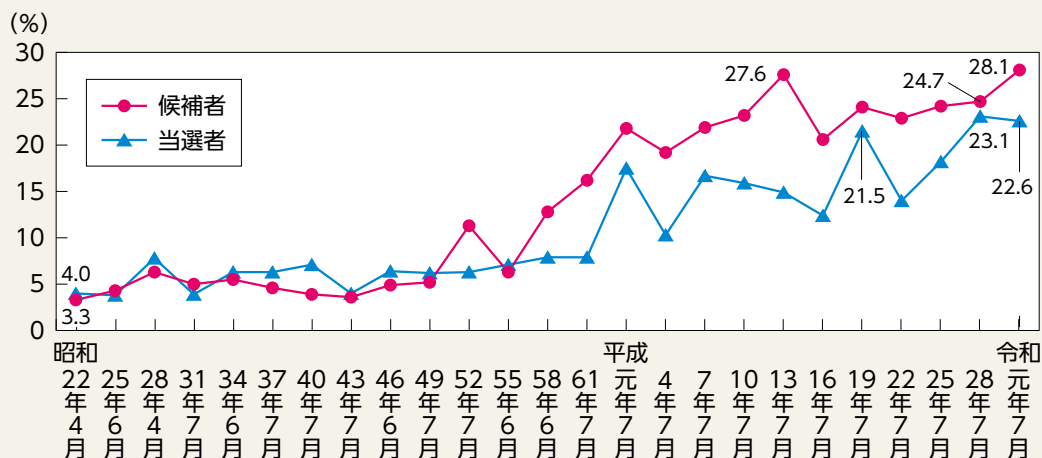
また、参議院議員通常選挙においても、候補者及び当選者に占める女性の割合は、昭和50年代後半以降上昇傾向にある。令和元（2019）年7月執行の通常選挙では、候補者に占める女性の割合は過去最高の28.1%となり、当選者については、過去最多であった平成28（2016）年7月執行の通常選挙と同じ28名の女性が当選し、当選者に占める女性の割合は22.6%となった。（I-1-2図）。

I-1-1図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



（備考）総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

I-1-2 図 参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



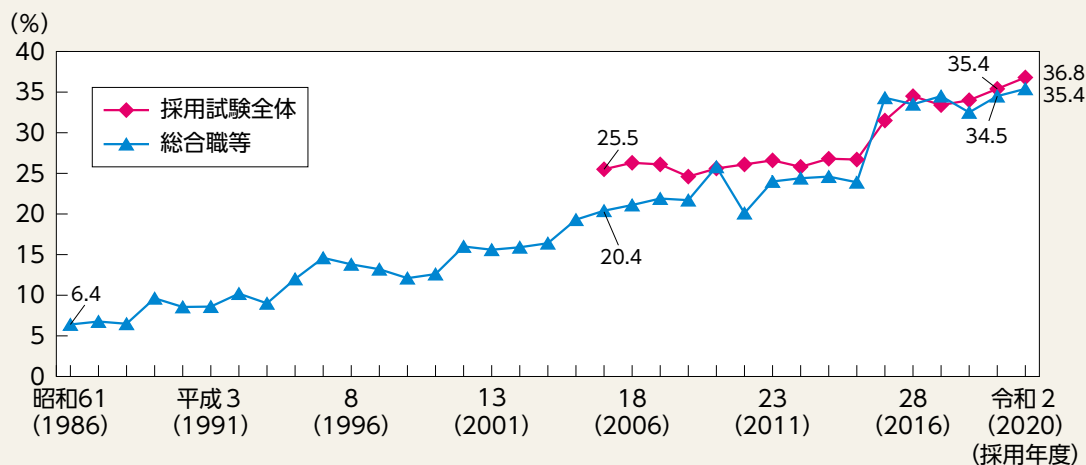
(備考) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

(国家公務員採用者に占める女性の割合)

国家公務員においては、女性の採用を積極的に進めた結果、令和2（2020）年4月1日時点での国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は36.8%、総合職試験

からの採用者に占める女性の割合は35.4%となり、第4次男女共同参画基本計画に定める目標（毎年度30%以上）を達成している（I-1-3図）。

I-1-3 図 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移



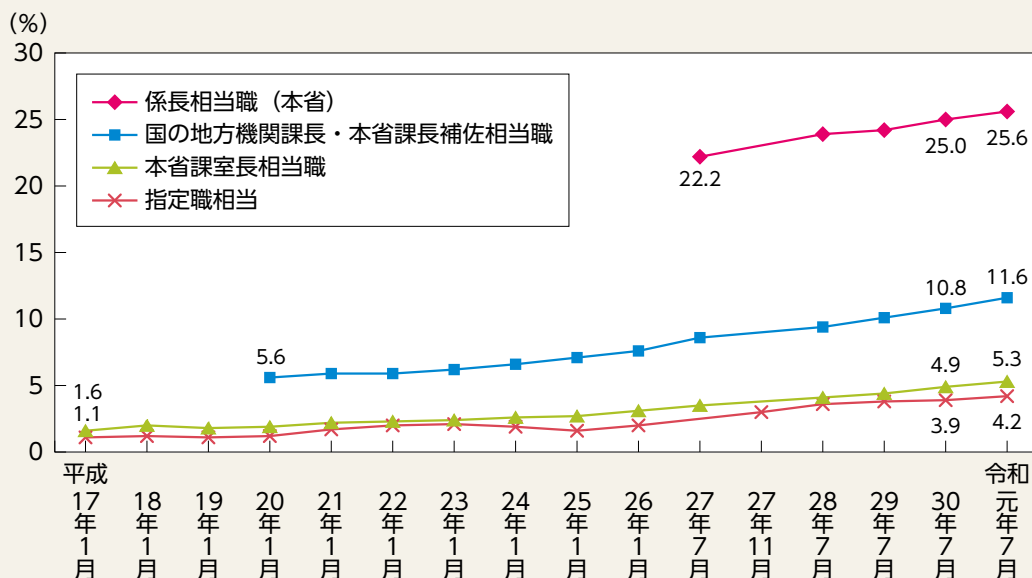
- (備考) 1. 平成16年度以前は、人事院資料より作成。平成17年度及び18年度は総務省、平成19年度から24年度は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成25年度は総務省・人事院、平成26年度は内閣官房内閣人事局・人事院、平成27年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」より作成。
2. 「総合職等」とは国家公務員採用総合職試験（院卒者試験、大卒程度試験）及び国家公務員採用I種試験並びに防衛省職員採用I種試験をいう。ただし、平成15年度以前は、国家公務員採用I種試験に合格して採用された者（独立行政法人に採用された者を含む。）のうち、防衛省又は国会に採用された者を除く。

(女性国家公務員の登用状況)

国家公務員の女性の割合を役職段階別に見ると、令和元（2019）年は、係長相当職（本

省）25.6%、地方機関課長・本省課長補佐相当職11.6%、本省課室長相当職5.3%及び指定職相当4.2%となっている（I-1-4図）。

I-1-4 図 役職段階別国家公務員の女性の割合の推移



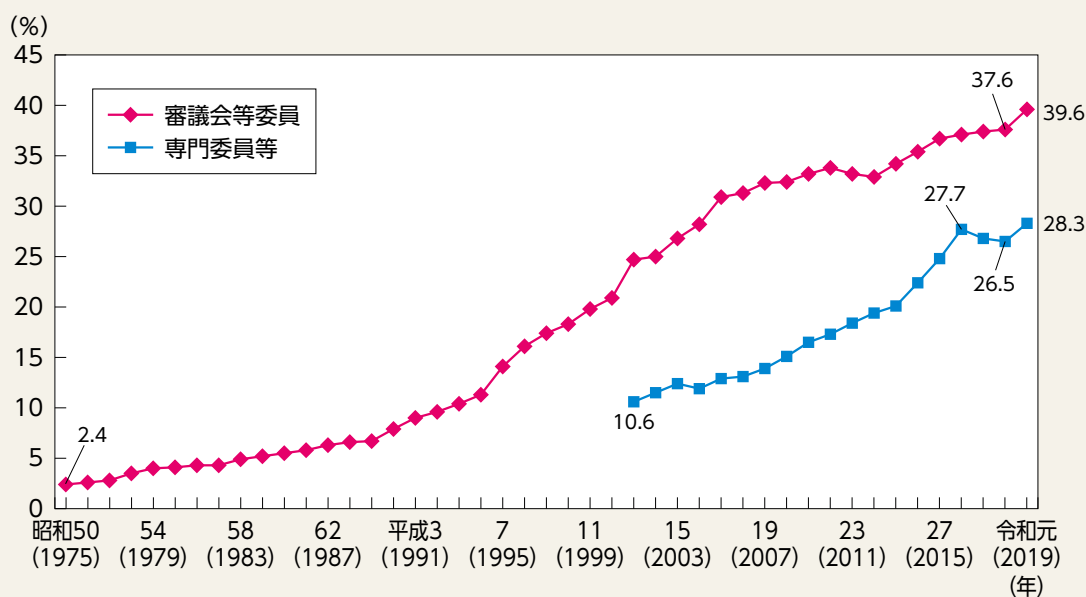
（備考）内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。

（国の審議会等における女性委員の割合）

国の審議会等における女性委員の割合は、令和元（2019）年9月30日現在39.6%と、調査開始以来最高値となった。また、平成28（2016）年以降減少していた専門委員等（委員とは別に、専門又は特別の事項を調査

審議するため必要があるとき、専門委員，特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの）に占める女性の割合も上昇に転じ、調査開始以来最高値の28.3%となった（I-1-5 図）。

I-1-5 図 国の審議会等における女性委員の割合の推移



（備考）1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。
2. 昭和63年から平成6年は、各年3月31日現在。平成7年以降は、各年9月30日現在。昭和62年以前は、年により異なる。

第2節

地方公共団体の 政策・方針決定過程への 女性の参画

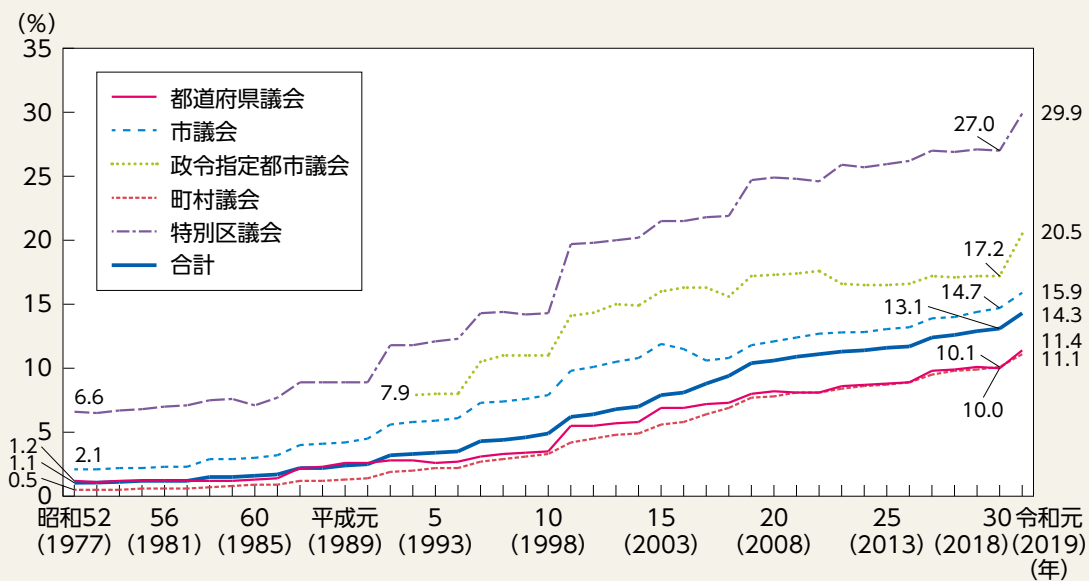
(都市部で高い地方議会における女性議員の割合)

都道府県議会、市議会、町村議会及び特別区議会の議員に占める女性の割合を見ると、令和元(2019)年12月末現在、女性の割合

が最も高い特別区議会で29.9%、政令指定都市の市議会は20.5%、市議会全体は15.9%、都道府県議会は11.4%、町村議会は11.1%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある(I-1-6図)。

また、令和元(2019)年12月末現在、全ての都道府県議会に女性議員がいる一方で、市区議会の3.8%、町村議会の30.2%ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

I-1-6図 地方議会における女性議員の割合の推移



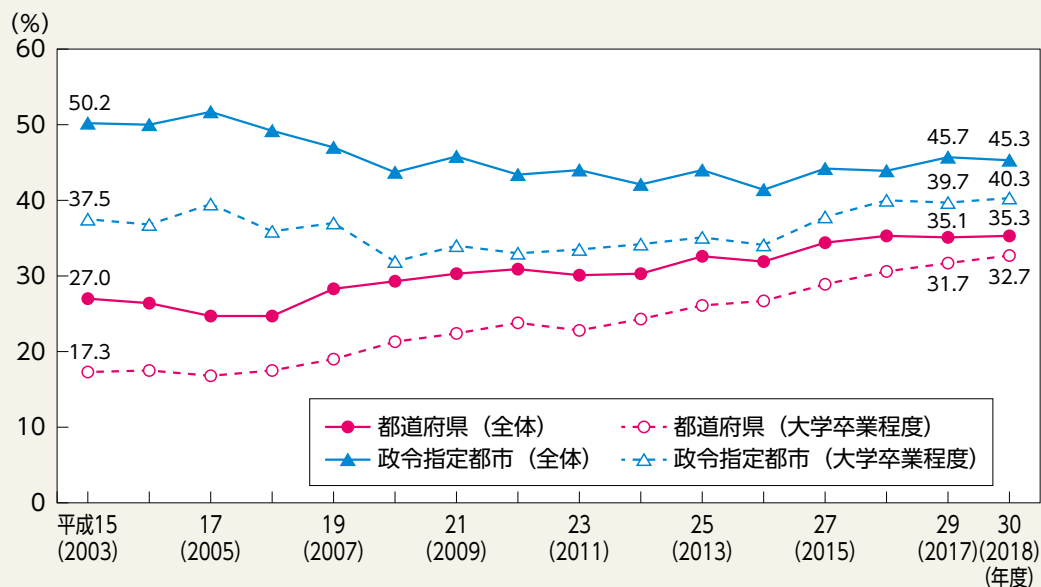
(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」をもとに内閣府において作成。
2. 各年12月末現在。
3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

(地方公務員採用者に占める女性の割合)

平成30(2018)年度の地方公務員採用試験採用者に占める女性の割合は、都道府県では、全体で35.3%、うち大学卒業程度で32.7%、政令指定都市では、全体で45.3%、うち大学卒業程度で40.3%であり、都道府

県より政令指定都市で高い水準となっている。長期的な推移を見ると、都道府県の大学卒業程度において増加傾向にあり、平成28(2016)年度以降30%を超えている(I-1-7図)。

I-1-7 図 地方公務員採用者に占める女性の割合の推移



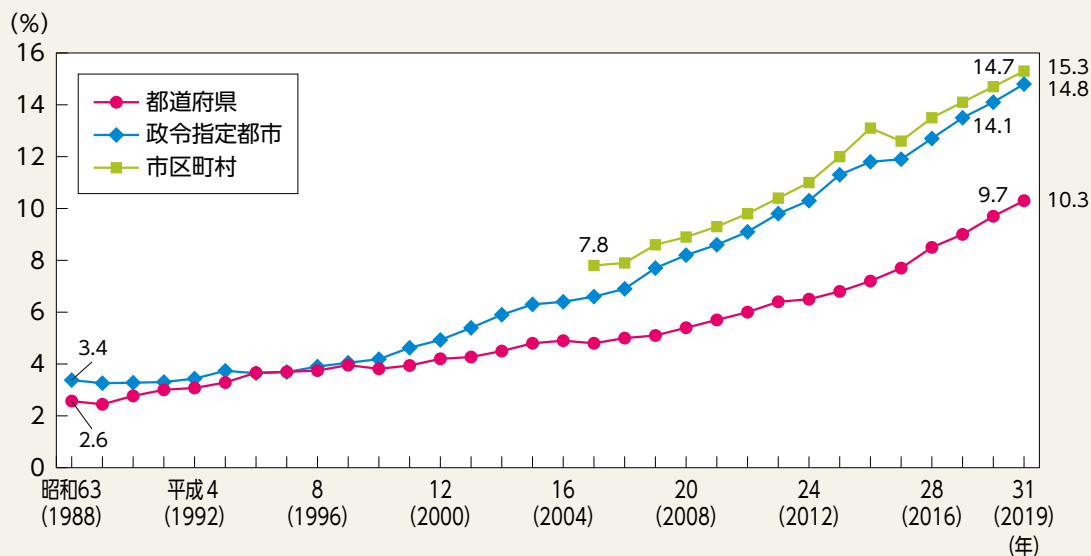
(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 採用期間は、各年4月1日から翌年3月31日。

(女性地方公務員の登用状況)

本庁課長相当職以上に占める女性地方公務員の割合は、平成31(2019)年において、都道府県で10.3%、市区町村で15.3%(うち、政令指定都市では14.8%)となっている(I-1-8図)。役職段階別に見ると、平成31(2019)年の本庁係長相当職、本庁課

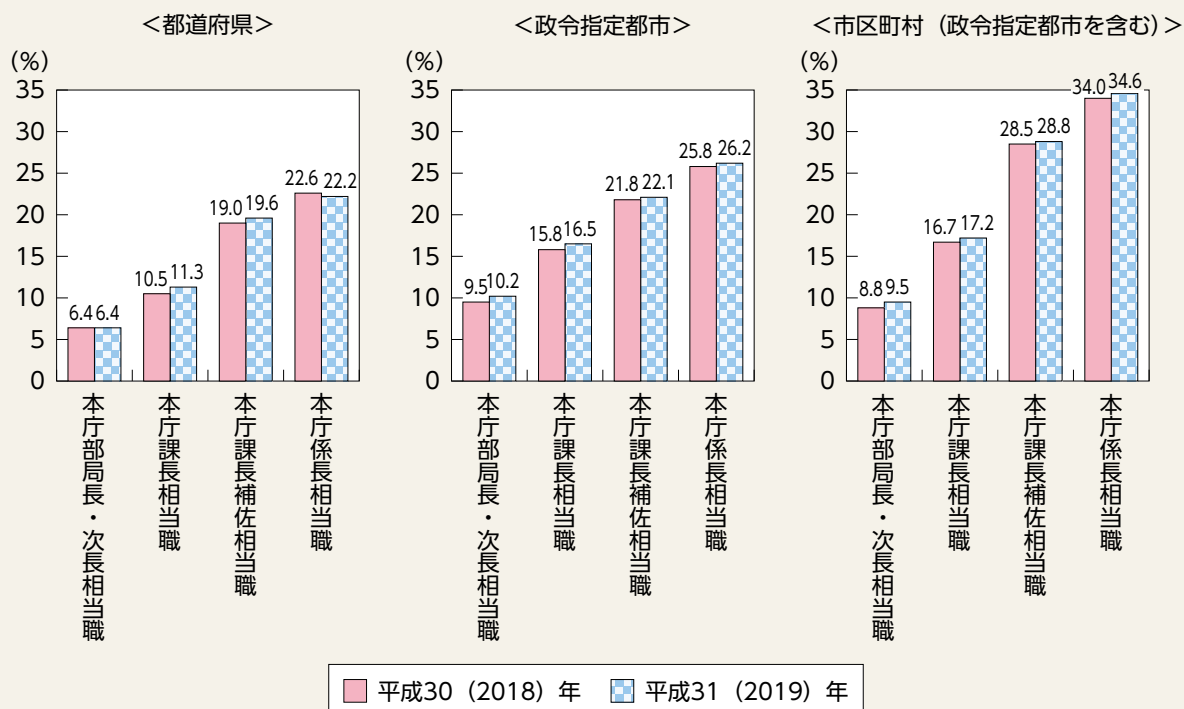
長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は、都道府県で22.2%、19.6%、11.3%、6.4%、市区町村で34.6%、28.8%、17.2%、9.5%(うち、政令指定都市では26.2%、22.1%、16.5%、10.2%)となっている(I-1-9図)。

I-1-8 図 地方公務員課長相当職以上に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料, 平成6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成5年までは各年6月1日現在, 平成6年から15年までは各年3月31日現在, 平成16年以降は原則として各年4月1日現在。
2. 市区町村の値には, 政令指定都市を含む。
3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
4. 東日本大震災の影響により, 平成23年の値には岩手県の一部(花巻市, 陸前高田市, 釜石市, 大槌町), 宮城県の一部(女川町, 南三陸町), 福島県の一部(南相馬市, 下郷町, 広野町, 楡葉町, 富岡町, 大熊町, 双葉町, 浪江町, 飯館村)が, 平成24年の値には福島県の一部(川内村, 葛尾村, 飯館村)がそれぞれ含まれていない。また, 北海道胆振東部地震の影響により, 平成30年の値には北海道厚真町が含まれていない。
5. 平成27年以降は, 役職段階別に女性数及び総数を把握した結果を基に, 課長相当職及び部局長・次長相当職に占める女性の割合を算出。

I-1-9 図 役職段階別地方公務員の女性の割合



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 調査時点は原則として各年4月1日現在であるが, 各地方公共団体により異なる場合がある。
3. 北海道胆振東部地震の影響により, 平成30年の値には北海道厚真町が含まれていない。

第3節

様々な分野における
女性の参画

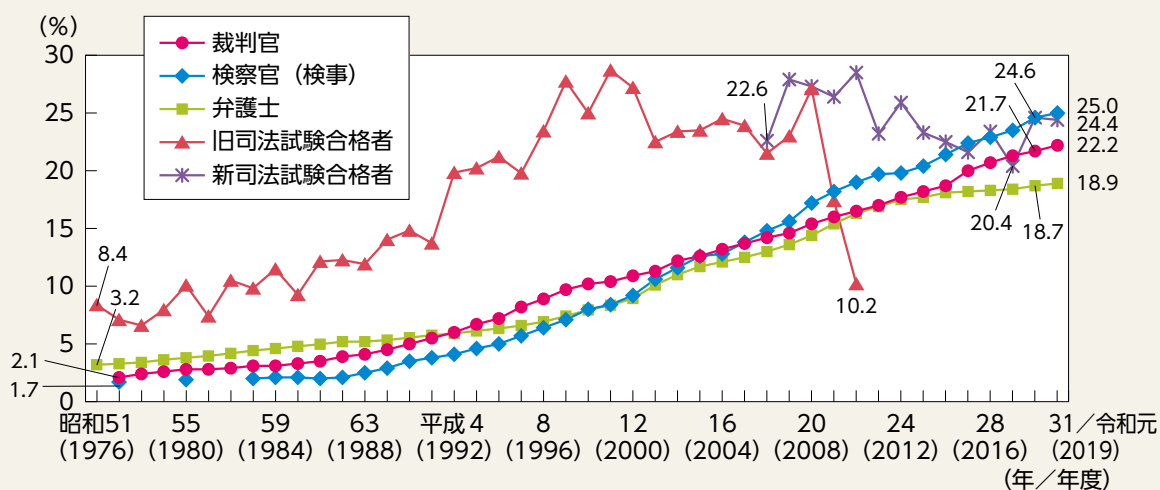
(着実に増加する司法分野における女性の割合)

裁判官，検察官（検事），弁護士に占める女性の割合は，いずれも着実に増加しており，裁判官が22.2%（平成30（2018）年12月現在），検察官（検事）が25.0%（平成31（2019）年3月31日現在），弁護士が18.9%（令和元（2019）年9月30日現在）となっている。なお，令和2（2020）年3月現在，女性2

人が最高裁判所の裁判官（全15人）に任命されている。

司法試験合格者に占める女性の割合は，平成4（1992）年以降はおおむね2～3割で推移しており，令和元（2019）年は24.4%であった（I-1-10図）。なお，法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である法科大学院では，令和元（2019）年時点で女子学生が32.3%と3割以上を占めていることから，今後の司法分野での女性の更なる参画拡大が期待される。

I-1-10図 司法分野における女性の割合の推移



- (備考) 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 2. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 3. 検察官（検事），司法試験合格者については法務省資料より作成。
 4. 裁判官は平成26年までは各年4月現在，平成27年以降は前年12月現在，検察官（検事）は各年3月31日現在，弁護士は年により異なる。司法試験合格者は各年度の値。

(医療分野における女性の割合)

医療施設で働いている医師，歯科医師に占める女性の割合は上昇傾向にある。医師のうち女性の割合は昭和51（1976）年の9.4%から平成30（2018）年の21.9%まで上昇を続けている。他方で，女性医師の割合は診療科ごとで差があり，医師数が1万人以上の診療科別に見てみると，眼科（38.8%），産婦人科（37.7%），小児科（35.1%）等では割合が高くなっているが，整形外科（5.2%），外科（6.2%），循環器内科（12.1%）等では低い水準に留まっている。薬局及び医療施

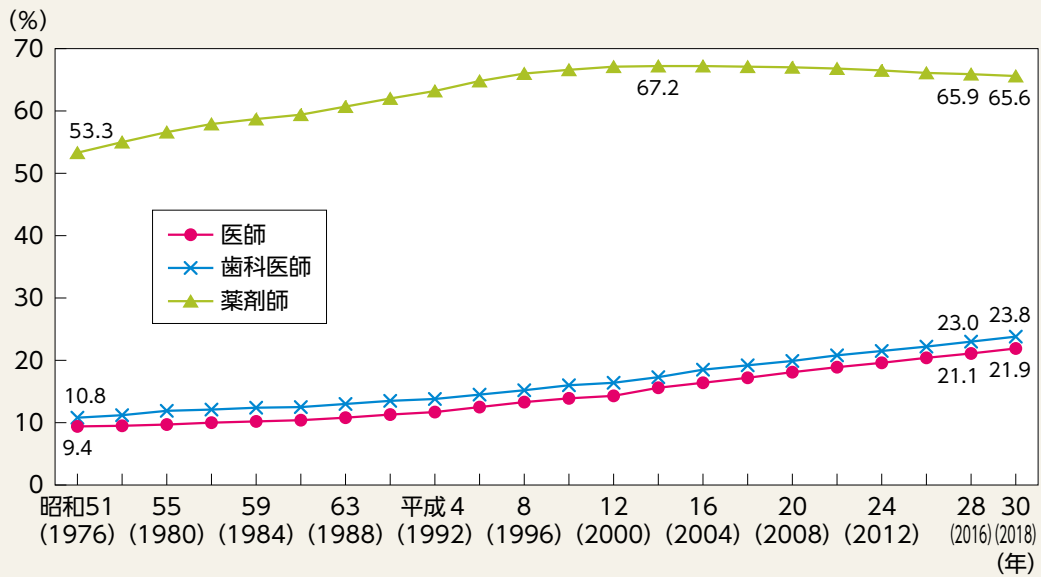
設で働いている薬剤師に占める女性の割合は，平成14（2002）年まで上昇していたが，それ以降はほぼ横ばいとなっている（I-1-11図）。

医師を取り巻く状況を見ると，慢性的な長時間労働，夜勤や当直等不規則な勤務形態等の指摘があり，女性医師の中には，育児，介護等と仕事との両立が難しい者もいると考えられる。産婦人科医及び小児科医については，新規に医師になる者の多い25～29歳の医師に占める女性の割合がそれぞれ65.0%，45.8%となっているが，全体数が多い30～

34歳から65～69歳にかけて、年齢が上がる

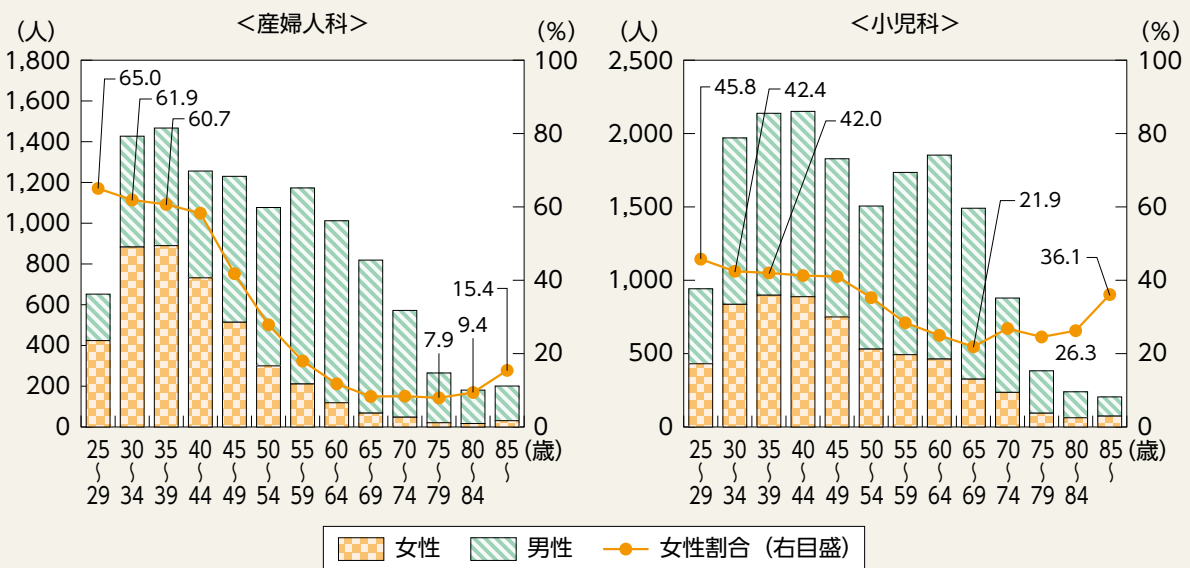
にしたがって低くなっている(I-1-12図)。

I-1-11図 医療施設従事医師、同歯科医師、薬局・医療施設従事薬剤師に占める女性の割合の推移



(備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成。
2. 各年12月31日現在。

I-1-12図 年齢階級別産婦人科及び小児科の医療施設従事医師数(男女別, 平成30(2018)年)



(備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(平成30年)より作成。
2. 平成30年12月31日現在。
3. 産婦人科は、主たる診療科が「産婦人科」及び「産科」の合計。

(メディアにおける女性の参画)

新聞や放送等のメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることの防止や、性・暴力表現に関する有効な対策等、メディアが自主的に女性等の人権に配慮した

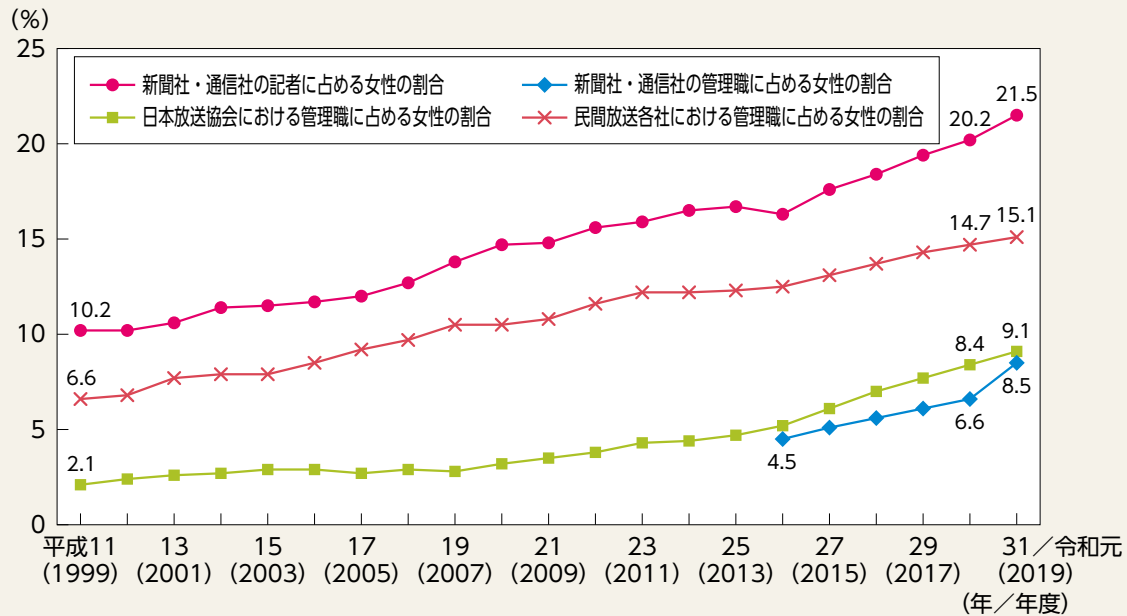
取組を進めていく上で重要な役割を果たすものと期待されている。

新聞及び放送業界における女性の参画状況について見ると、平成31/令和元(2019)年における新聞・通信社の管理職に占める女

性の割合は8.5%，新聞・通信社の記者に占める女性の割合は21.5%，民間放送及び日本放送協会の管理職に占める女性の割合はそ

れぞれ15.1%，9.1%となっており，上昇傾向にある（I-1-13図）。

I-1-13図 各種メディアにおける女性の割合の推移



- (備考) 1. 一般社団法人日本新聞協会資料，日本放送協会資料及び一般社団法人日本民間放送連盟資料より作成。
 2. 新聞社・通信社は各年4月1日現在，日本放送協会は各年度の値，民間放送各社は各年7月31日現在。
 3. 日本放送協会における管理職は，組織単位の長及び必要に応じて置く職位（チーフプロデューサー，エグゼクティブディレクター等）。なお，日本放送協会では平成28年から関連団体等への出向者を含む数値で公表。（平成28年は7.3%，29年は8.0%，30年は8.7%，令和元年は9.5%）また，平成25年までは専門職を含む値（専門職は平成25年で廃止）。
 4. 民間放送各社における管理職は，課長級以上の職で，現業役員を含む。

（国際的に見て低い水準にある我が国の状況）

平成15（2003）年に、「社会のあらゆる分野において，2020年までに指導的地位¹⁴に女性が占める割合が，少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ，取組を進めてきた結果，多くの分野において女性の登用が進んでいるが，なお，30%を達成していない分野が多い（I-1-14図）。

国際的には，令和元（2019）年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書2019」によると，我が国は，人間開発指数（HDI）が189の国と地域中19位，ジェ

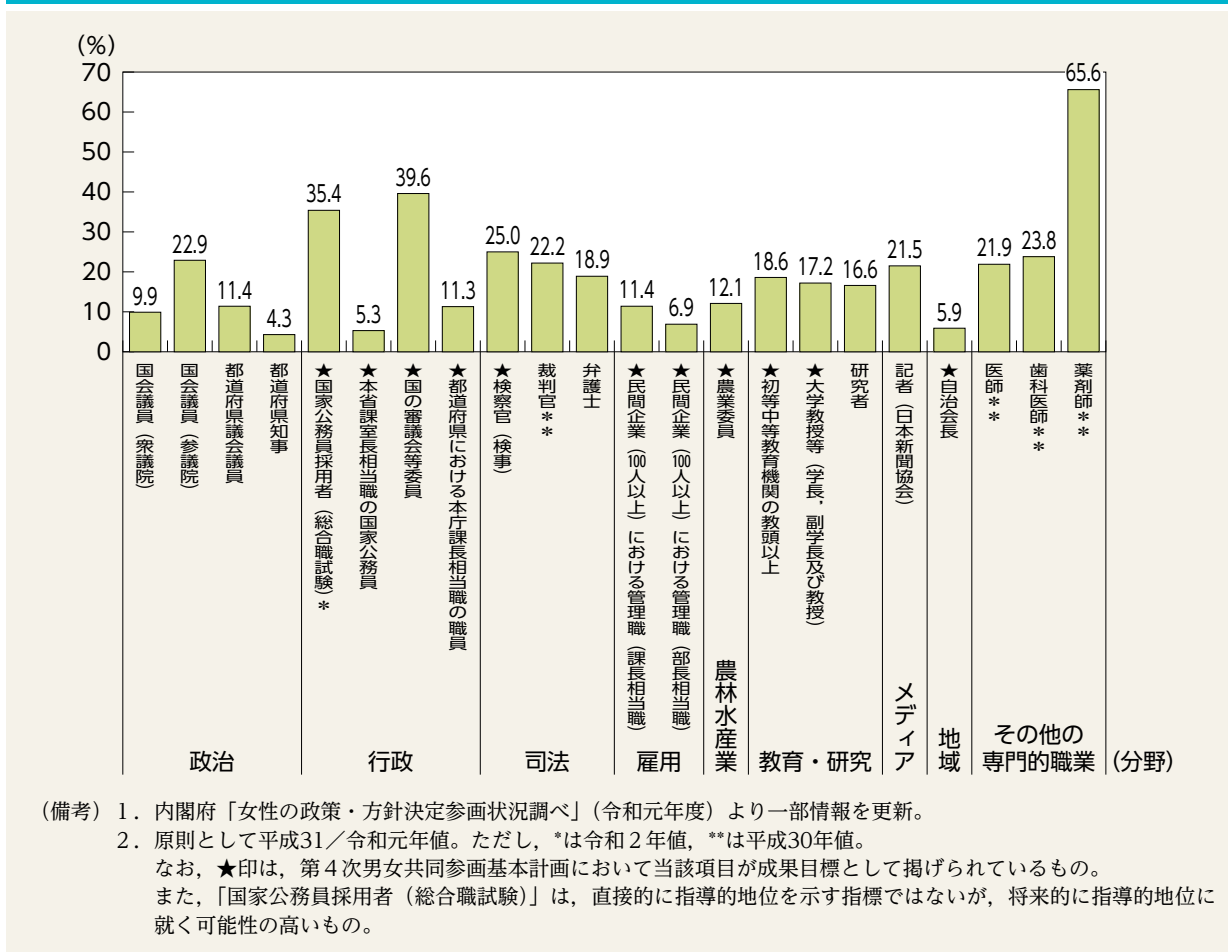
ンダー不平等指数（GII）は162か国中23位となっている。一方，世界経済フォーラムが令和元（2019）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は，153か国中121位となっている。

GGIの順位はHDIやGIIの順位と比べて著しく低くなっている。我が国は，寿命や妊産婦死亡率といった健康（40位）や教育（91位）の達成度では高い水準にあるが，政治（144位）や経済（115位）における意思決定に参加する機会等において諸外国と比べて男女間の格差が大きいことが原因である

¹⁴ 「指導的地位」の定義：男女共同参画会議決定（平成19（2007）年2月14日）において，「①議会議員，②法人・団体等における課長相当職以上の者，③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当」とされている。なお，当該決定において「指導的地位」の定義に該当する者として掲げられた分野・項目は，代表例・例示という位置づけであって，それに含まれないことをもって指導的地位ではないということの意味するものではないとされている。

(I-1-15表, 16図)。

I-1-14図 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合



I-1-15表 HDI, GII, GGIにおける日本の順位

① HDI 平成30 (2018) 年
(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.954
2	スイス	0.946
3	アイルランド	0.942
4	ドイツ	0.939
4	香港	0.939
6	オーストラリア	0.938
6	アイスランド	0.938
8	スウェーデン	0.937
9	シンガポール	0.935
10	オランダ	0.933
11	デンマーク	0.930
12	フィンランド	0.925
13	カナダ	0.922
14	ニュージーランド	0.921
15	英国	0.920
15	米国	0.920
17	ベルギー	0.919
18	リヒテンシュタイン	0.917
19	日本	0.915
20	オーストリア	0.914
21	ルクセンブルク	0.909
22	イスラエル	0.906
22	韓国	0.906
24	スロベニア	0.902
25	スペイン	0.893
26	チェコ	0.891
26	フランス	0.891
29	イタリア	0.883
30	エストニア	0.882
32	ギリシャ	0.872
32	ポーランド	0.872
36	スロバキア	0.857
39	ラトビア	0.854
40	ポルトガル	0.850
42	チリ	0.847
43	ハンガリー	0.845
59	トルコ	0.806
76	メキシコ	0.767

② GII 平成30 (2018) 年
(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GI値
1	スイス	0.037
2	スウェーデン	0.040
2	デンマーク	0.040
4	オランダ	0.041
5	ノルウェー	0.044
6	ベルギー	0.045
7	フィンランド	0.050
8	フランス	0.051
9	アイスランド	0.057
10	韓国	0.058
11	シンガポール	0.065
12	スロベニア	0.069
12	イタリア	0.069
14	オーストリア	0.073
15	スペイン	0.074
16	ルクセンブルク	0.078
17	ポルトガル	0.081
18	カナダ	0.083
19	ドイツ	0.084
20	キプロス	0.086
21	エストニア	0.091
22	アイルランド	0.093
23	日本	0.099
24	イスラエル	0.100
25	オーストラリア	0.103
27	英国	0.119
30	ポーランド	0.120
31	ギリシャ	0.122
34	ニュージーランド	0.133
35	チェコ	0.137
40	ラトビア	0.169
42	米国	0.182
43	スロバキア	0.190
56	ハンガリー	0.258
62	チリ	0.288
66	トルコ	0.305
74	メキシコ	0.334

③ GGI 令和元 (2019) 年
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
11	ラトビア	0.785
12	ナミビア	0.784
13	コスタリカ	0.782
14	デンマーク	0.782
15	フランス	0.781
16	フィリピン	0.781
17	南アフリカ	0.780
18	スイス	0.779
19	カナダ	0.772
20	アルバニア	0.769
21	英国	0.767
25	メキシコ	0.754
26	エストニア	0.751
27	ベルギー	0.750
34	オーストリア	0.744
35	ポルトガル	0.744
36	スロベニア	0.743
38	オランダ	0.736
40	ポーランド	0.736
44	オーストラリア	0.731
51	ルクセンブルク	0.725
53	米国	0.724
57	チリ	0.723
63	スロバキア	0.718
64	イスラエル	0.718
76	イタリア	0.707
78	チェコ	0.706
84	ギリシャ	0.701
105	ハンガリー	0.677
108	韓国	0.672
121	日本	0.652
130	トルコ	0.635

(備考) 1. HDI及びGIIは国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書2019」、GGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2020」より作成。
2. 測定可能な国数は、HDIは189の国と地域、GIIは162か国、GGIは153か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国 (35か国) を抽出。

(注)

HD I 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識 (平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得 (GNI) を用いて算出している。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15~19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合 (男女別)

【労働市場】・労働力率 (男女別)

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値

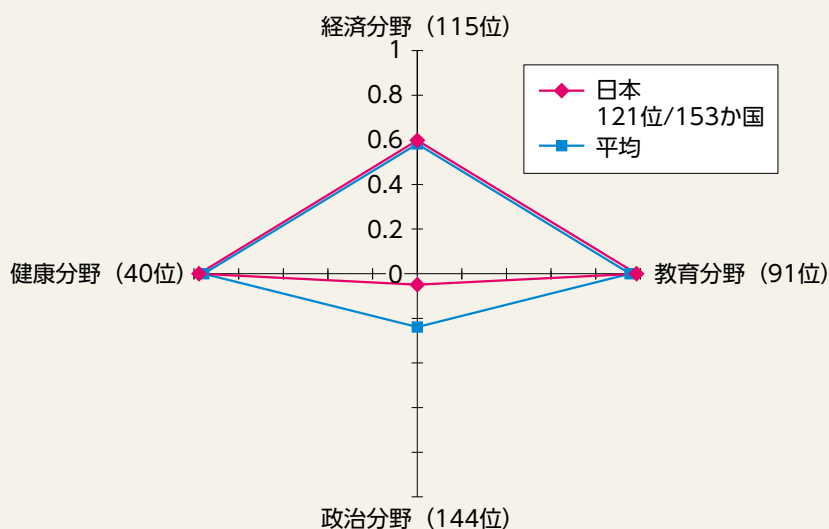
・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率

【健康分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の行政府の長の在任年数

I-1-16図 各分野におけるジェンダー・ギャップ指数



(備考) 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書2020」より作成。

本章のポイント

第1節 就業をめぐる状況

- 15～64歳の就業率は、特に女性の上昇が著しい。
- M字カーブは以前に比べて浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇している。また、M字の谷にあたる期間も短くなっている。
- 令和元（2019）年の女性の非正規雇用労働者の割合は56.0%で、前年に比べてやや低下。
- 令和元（2019）年の女性の就業希望者は231万人であり、求職していない理由で最も多いのは「出産・育児のため」で31.1%。
- 令和元（2019）年の給与の男女間格差は、男性一般労働者の給与水準を100とすると、女性一般労働者の給与水準は74.3。

第2節 企業における女性の参画

- 令和元（2019）年における役職者に占める女性の割合は、係長級18.9%、課長級11.4%、部長級6.9%と、上位の役職ほど女性の割合が低い。
- 令和元（2019）年の上場企業の役員に占める女性の割合は5.2%で、前年比1.1%ポイント上昇。
- 令和元（2019）年における管理的職業従事者に占める女性の割合は14.8%であり、諸外国と比べて低い水準となっている。

第1節 就業をめぐる状況

(男女の就業者数及び就業率)

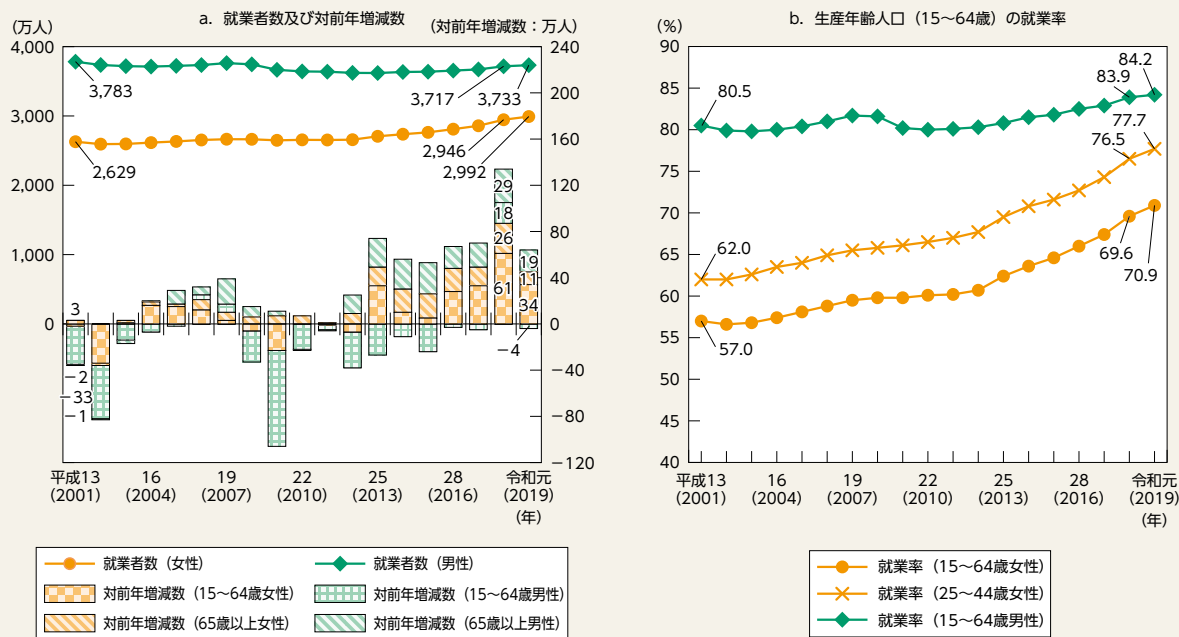
我が国の就業者数は、令和元（2019）年には女性2,992万人、男性3,733万人となっている。男女別に就業者数の増減を見ると、15～64歳の男性は平成20（2008）年以降減少が続いており、平成30（2018）年は増加に転じたが、令和元（2019）年は再び減少した。15～64歳の女性は平成25（2013）年以降増加している。また、65歳以上については、女性は平成15（2003）年以降、男

性は平成24（2012）年以降増加している。

15～64歳の就業率は、近年男女とも上昇しているが、特に女性の上昇が著しく、令和元（2019）年には15～64歳で70.9%、25～44歳で77.7%となった（I-2-1図）。

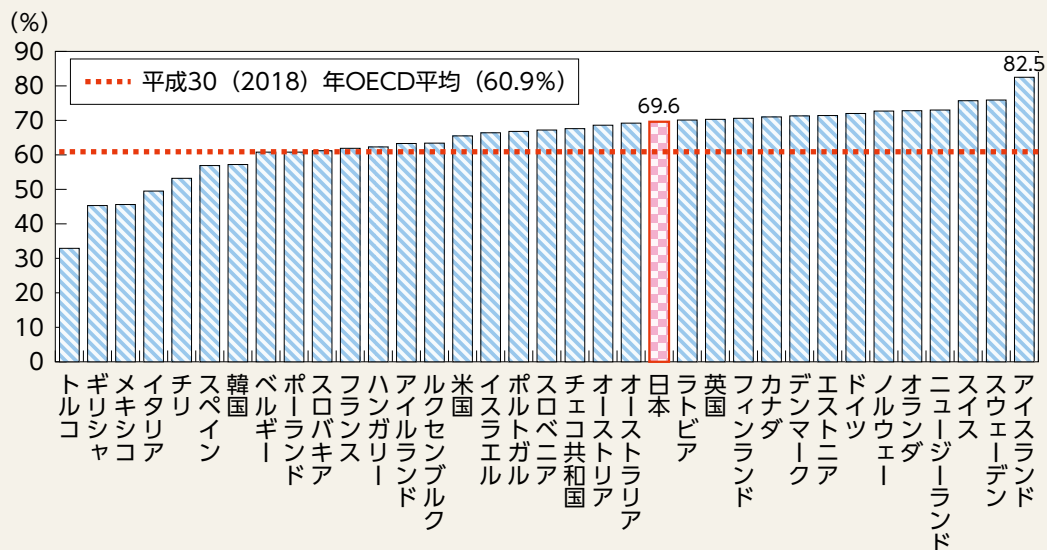
我が国の男女の生産年齢人口の就業率を他のOECD諸国と比較すると、平成30（2018）年において35か国中、男性は84.0%でアイスランド及びスイスに次いで3位であるが、女性は69.6%で14位となっている（I-2-2①図）。また、男女の就業率格差を比較すると、我が国は14.4%ポイントで7番目に格差が大きい（I-2-2②図）。

I-2-1 図 就業者数及び就業率の推移

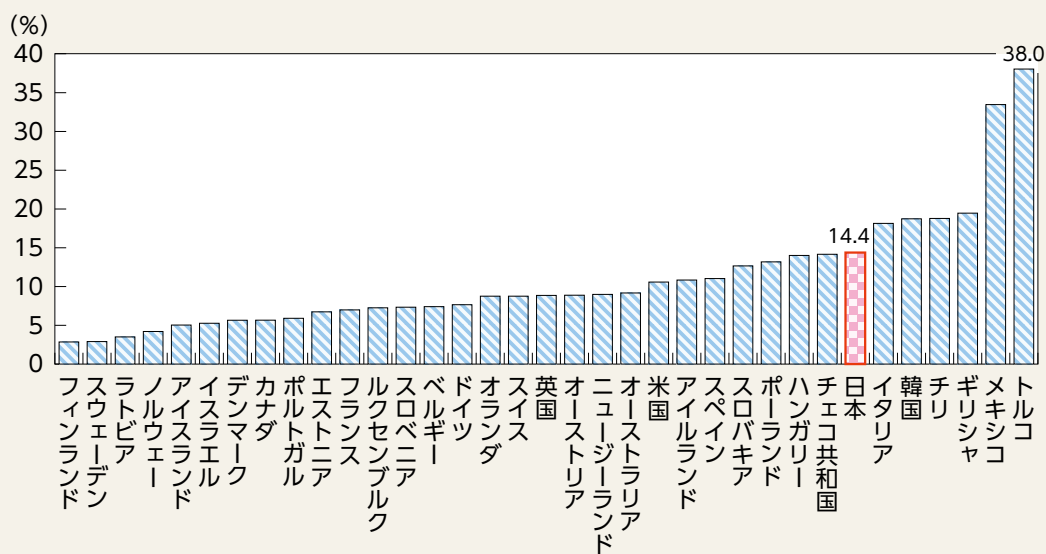


- (備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。
 2. 平成17年から28年までの値は、時系列接続用数値を用いている (比率を除く)。
 3. 就業者数及び就業率の平成23年値は、総務省が補完的に推計した値。

I-2-2 ① 図 OECD諸国の女性 (15~64歳) の就業率 (平成30 (2018) 年)



- (備考) 1. OECD "OECD Stat" より作成。
 2. 就業率は、「15~64歳就業者数」 / 「15~64歳人口」 × 100。



(備考) 1. OECD “OECD Stat”より作成。
2. 就業率は、「15～64歳就業者数」／「15～64歳人口」×100。

（女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の状況）

女性の年齢階級別労働力率について昭和54(1979)年からの変化を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっている。

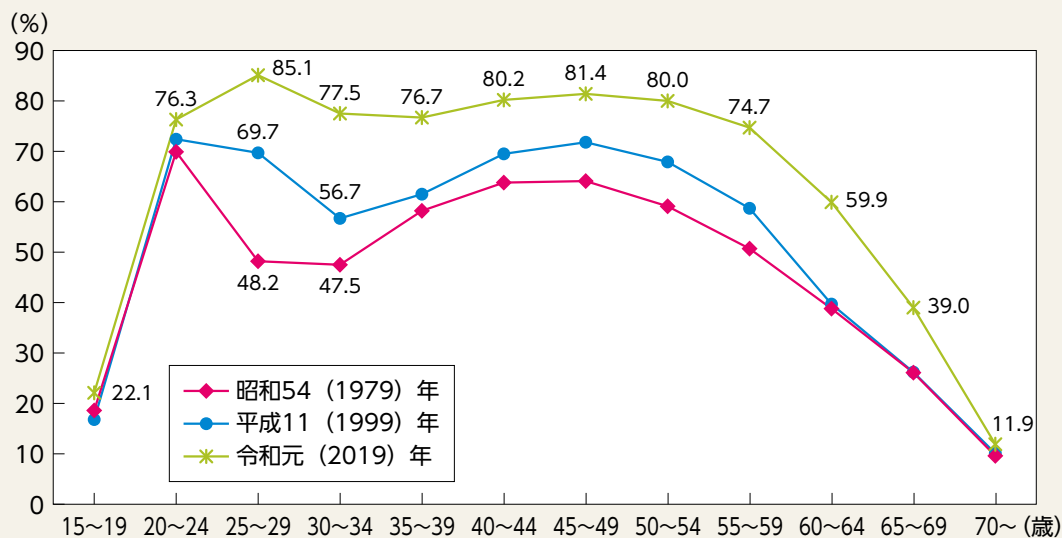
M字の底となる年齢階級も上昇している。昭和54(1979)年は25～29歳(48.2%)及び30～34歳(47.5%)がM字の底となっていたが、25～29歳の労働力率は次第に上がり、令和元(2019)年では85.1%と、年齢階級別で最も高くなっている。なお、令和元(2019)年には30～34歳(77.5%)及び

35～39歳(76.7%)がM字の底となっている(I-2-3図)。

また、労働力率が低下し始めてから再度上昇するまでのM字の谷にあたる期間も短くなっている。昭和54(1979)年は、谷の両端は20～24歳と45～49歳で期間は約25年であったが、令和元(2019)年には25～29歳と45～49歳となっており期間は約20年となっている。

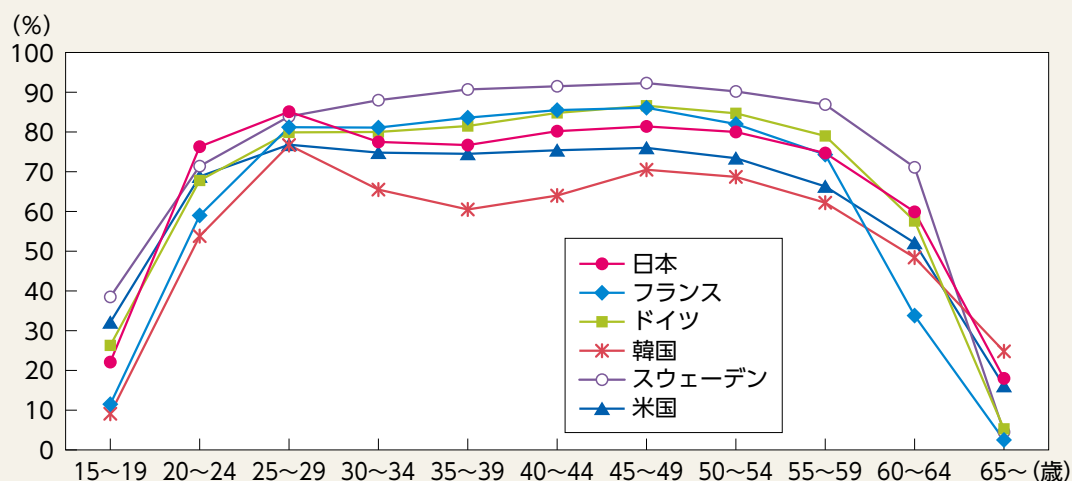
諸外国を見ると、韓国では我が国と同様に、「M字カーブ」を描いているが、他の欧米諸国では見られない(I-2-4図)。

I-2-3 図 女性の年齢階級別労働力率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。
2. 労働力率は、「労働力人口 (就業者+完全失業者)」 / 「15歳以上人口」 × 100。

I-2-4 図 主要国における女性の年齢階級別労働力率



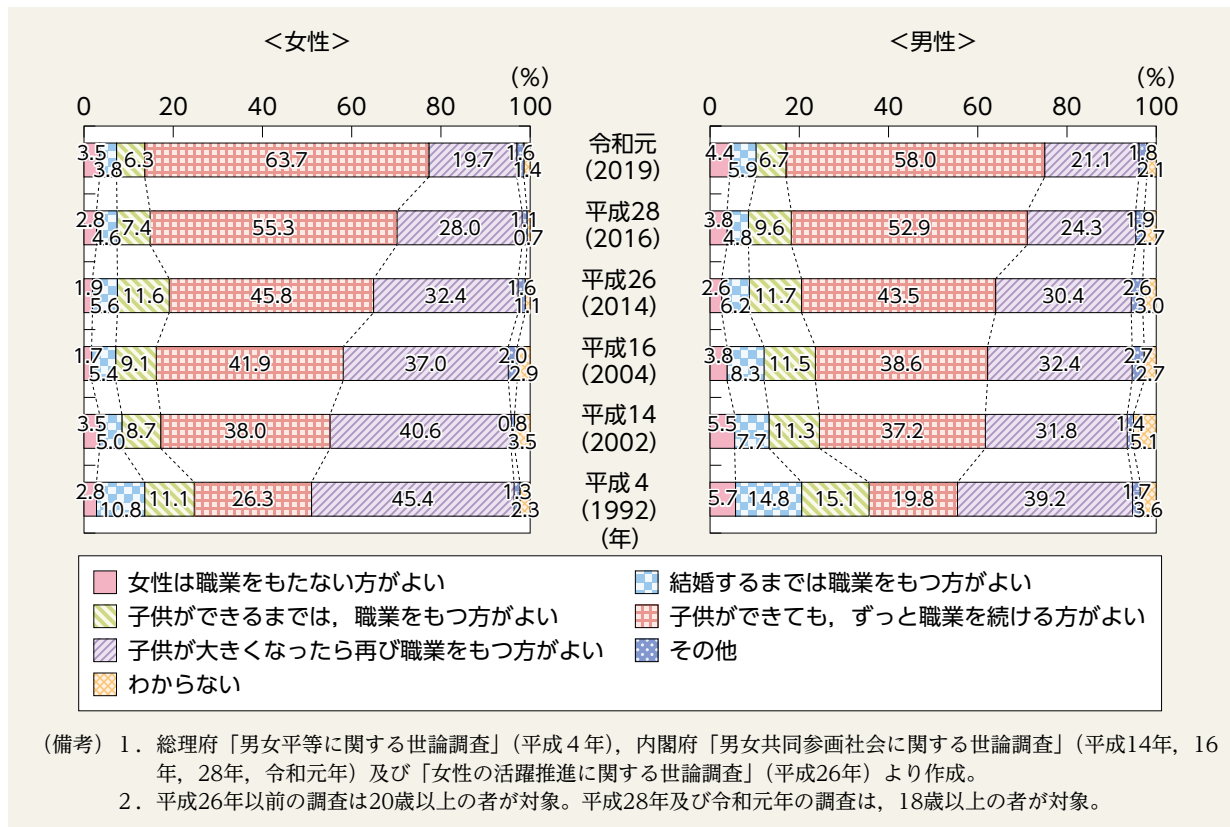
(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査 (基本集計)」(令和元年), その他の国はILO “ILOSTAT” より作成。いずれの国も令和元年 (2019) 年の値。
2. 労働力率は、「労働力人口 (就業者+完全失業者)」 / 「15歳以上人口」 × 100。
3. 米国の15~19歳の値は, 16~19歳の値。

(女性が職業を持つことに対する意識の変化)

女性が職業を持つことに対する意識について、平成4 (1992) 年からの変化を男女別に見ると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が男女ともに減少する一方で、「子供ができて、ずっと職業を

続ける方がよい」の割合が増加している。最新の調査となる内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年) では、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が女性63.7%, 男性58.0%であり, 男女ともに6割前後まで上昇した(I-2-5図)。

1-2-5 図 女性が職業を持つことに対する意識の変化



(非正規雇用労働者の割合はやや上昇)

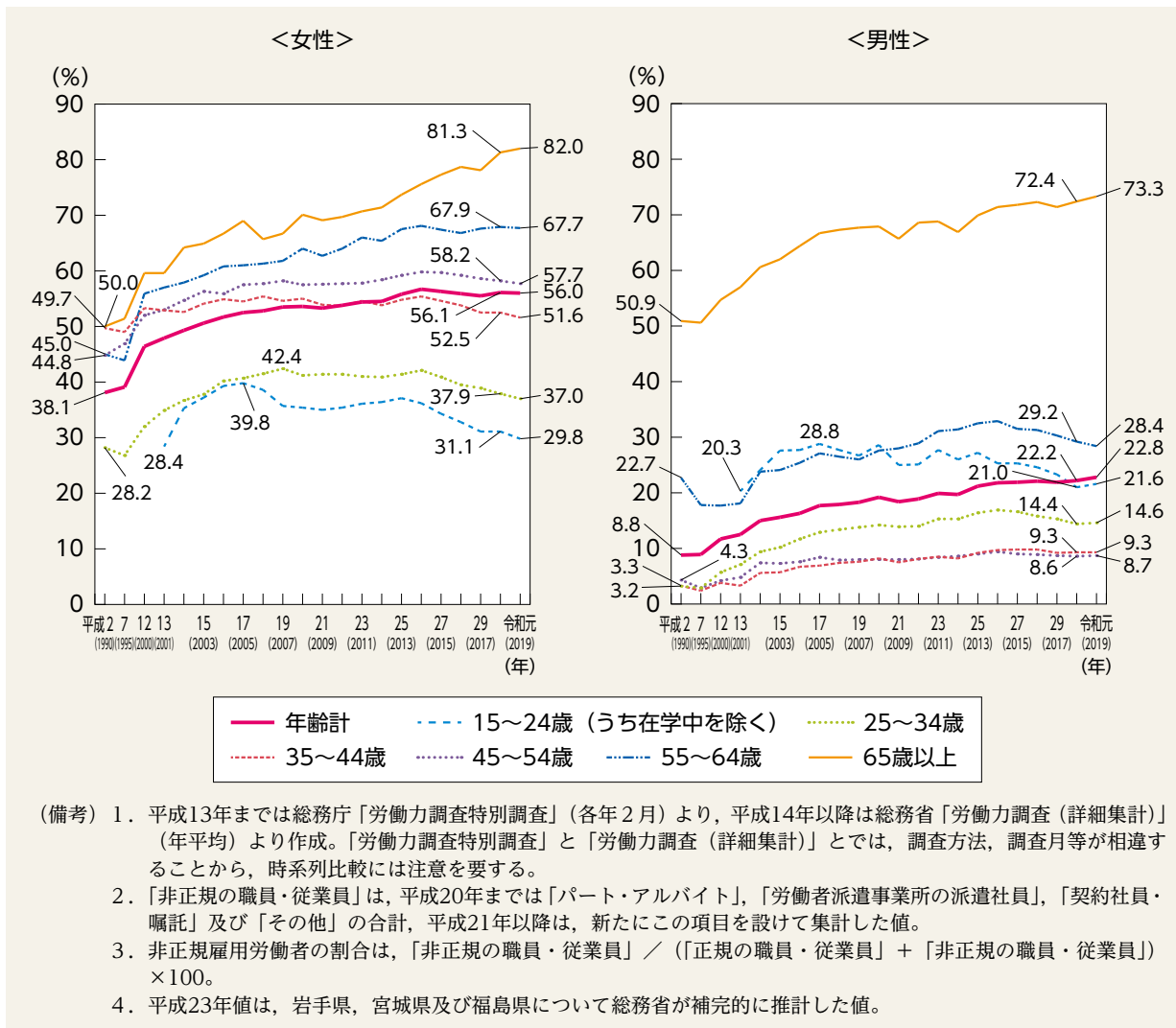
令和元(2019)年における非正規雇用労働者の割合を見ると, 女性は56.0%と前年に比べてやや低下, 男性は22.8%と前年に比べてやや上昇した。

年齢階級別に長期的な傾向を見ると, 平成2(1990)年から令和元(2019)年にかけて最も割合が大きく上昇したのは, 男女とも65歳以上の層となっている。15~24歳の若年層(在学中の者を除く)は, 近年, 横ばいしないしやや低下傾向で推移している。

男女別の傾向を見ると, 令和元(2019)

年の15~24歳の層は女性29.8%, 男性21.6%であるが, 女性では, その後年齢層が上がるごとに非正規雇用労働者の割合が高くなるのに対して, 男性では, 25~34歳, 35~44歳, 45~54歳の層で非正規雇用労働者の割合が順に低くなった後, 55~64歳の層で反転して割合が高くなっている。また, 女性では, 35~44歳の層以降の全ての層で非正規雇用労働者の割合が50%以上となっているが, 男性で非正規雇用労働者の割合が50%以上であるのは65歳以上の層のみである(I-2-6図)。

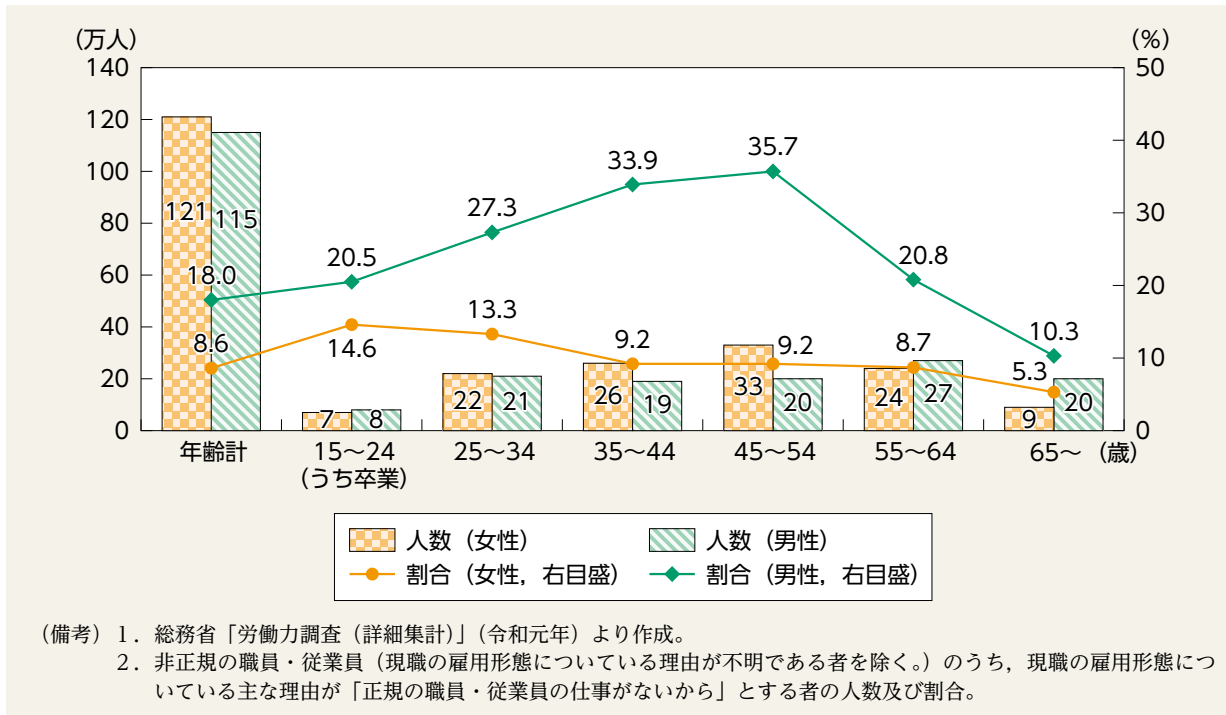
I-2-6 図 年齢階級別非正規雇用労働者の割合の推移（男女別）



非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」として不本意に非正規の雇用形態に就いている者の人数(年齢計)は、令和元(2019)年には、女性121万人、男性115万人で、男女ともに前年(女性129万人、男性127万人)より減少したが、女性の方が多い点は前年同様であり、その差は平

成30(2018)年では2万人、令和元(2019)年では6万人と拡大している。不本意に非正規の雇用形態に就いている者の割合を男女別、年齢階級別に見ると、女性は、15~24歳の若年層(うち卒業)で最も高くなっており、男性は45~54歳で最も高くなっている(I-2-7図)。

I-2-7図 非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合（男女別、令和元(2019)年）



(女性の就業希望者)

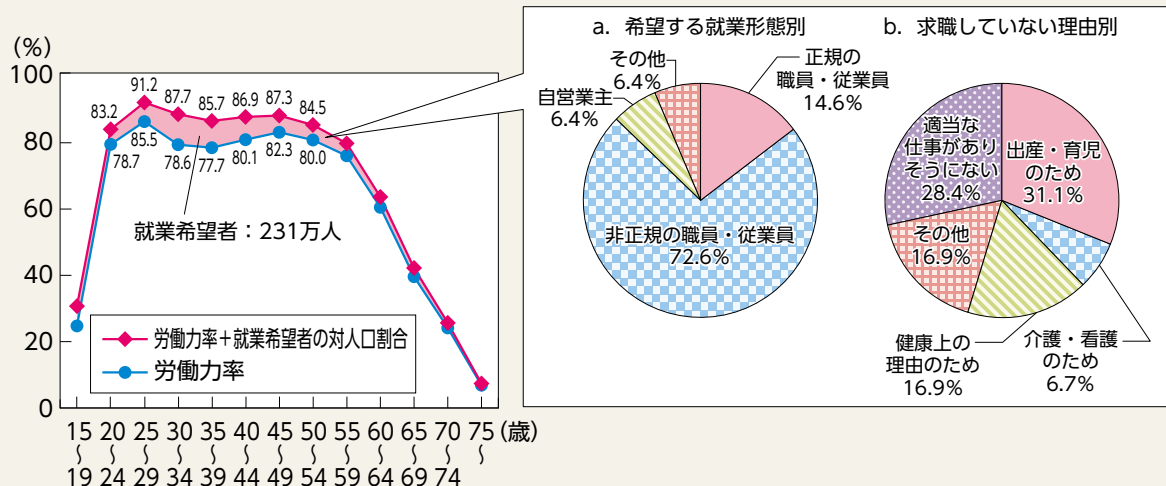
総務省「労働力調査(詳細集計)」によると、令和元(2019)年における女性の非労働力人口2,657万人のうち、231万人が就業を希望している。就業を希望しているにも関わらず、現在求職していない理由としては、「出産・育児のため」が最も多く、31.1%となっ

ている(I-2-8図)。

総務省「就業構造基本調査」(平成29年)によると、就業を希望している者のうち、実際に求職活動を行っている者の割合は、女性全体に比べて育児をしている女性の方がいずれの年齢階級¹⁵においても低くなっている。

¹⁵ 15~24歳, 25~29歳, 30~34歳, 35~39歳, 40~44歳, 45~49歳。

I-2-8 図 女性の就業希望者の内訳（令和元（2019）年）



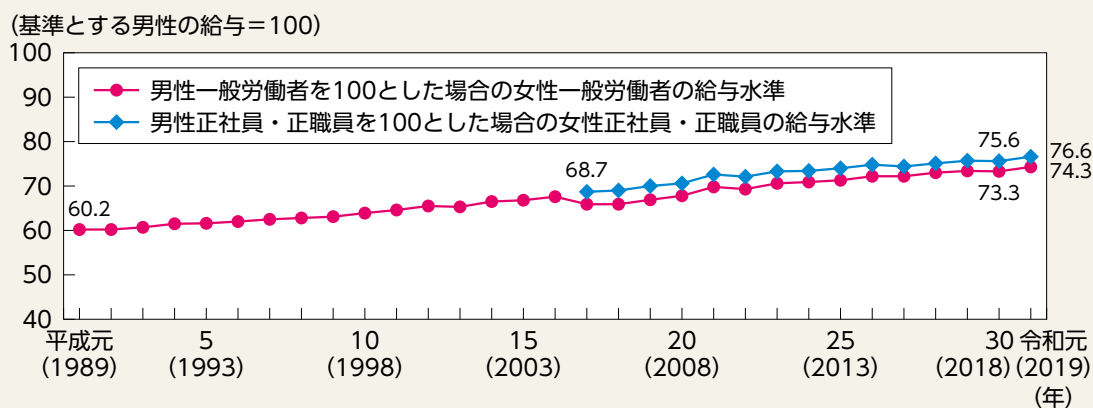
(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（令和元年）より作成。
 2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、 $(「労働力人口」 + 「就業希望者」) / 「15歳以上人口」 \times 100$ 。
 3. 「自営業主」には、「内職者」を含む。
 4. 割合は、希望する就業形態別内訳及び求職していない理由別内訳の合計に占める割合を示す。

(所定内給与における男女間格差等の推移)

一般労働者における男女の所定内給与額の格差は、長期的に見ると縮小傾向にあるが、令和元（2019）年の男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給

与水準は74.3と、前年に比べ1ポイント縮小した。また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額を見ると、男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は76.6となった（I-2-9図）。

I-2-9 図 男女間所定内給与格差の推移



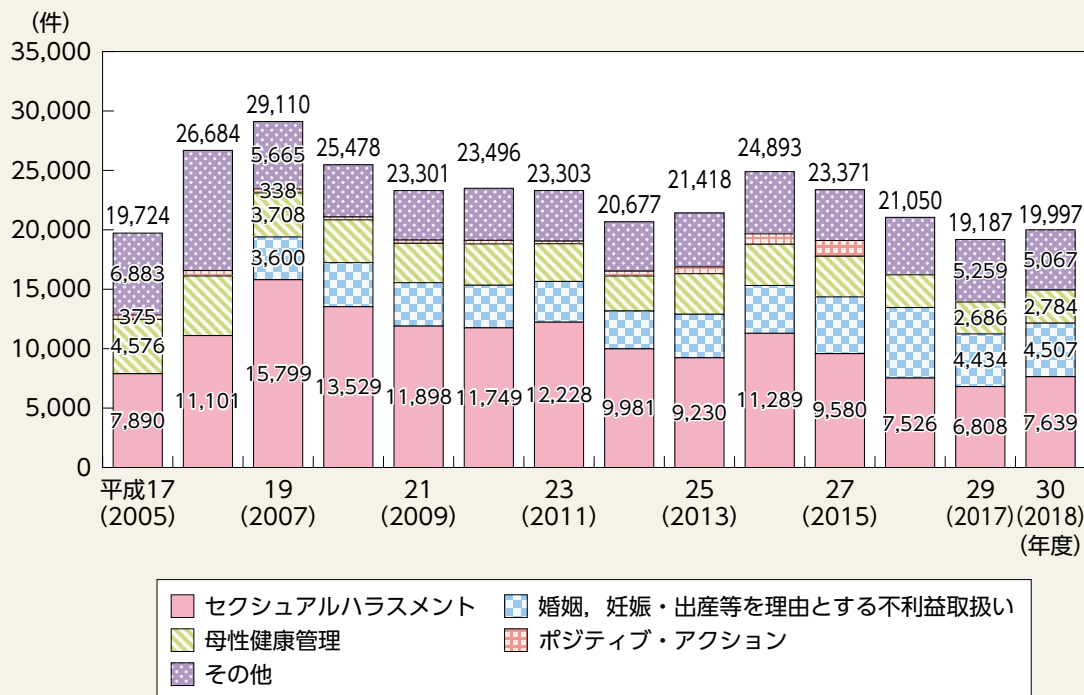
(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
 3. 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。
 4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
 5. 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。
 6. 雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外）別の調査は平成17年以降に行っている。
 7. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 8. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

(男女雇用機会均等法に関する相談件数)

平成30(2018)年度に都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数は1万9,997件である。相談内容別に見ると、「セクシュア

ルハラスメント」が最も多く7,639件、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が4,507件となっている(Ⅰ-2-10図)。

Ⅰ-2-10図 男女雇用機会均等法に関する相談件数の推移(相談内容別)



- (備考) 1. 厚生労働省資料より作成。
 2. 男女雇用機会均等法は、平成18年及び28年に改正され、それぞれ平成19年4月1日及び平成29年1月1日に施行されている。時系列比較の際には留意を要する。
 3. 平成17年度及び18年度については、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に関する規定がない。また、当該年度の「その他」には、福利厚生及び定年・退職・解雇に関する相談件数を含む。
 4. 相談件数について、平成28年度よりポジティブ・アクションに関する相談を「その他」に含む等、平成27年度以前と28年度以降で算定方法が異なるため、単純比較はできない。

第2節 企業における女性の参画

(役員・管理職に占める女性の割合)

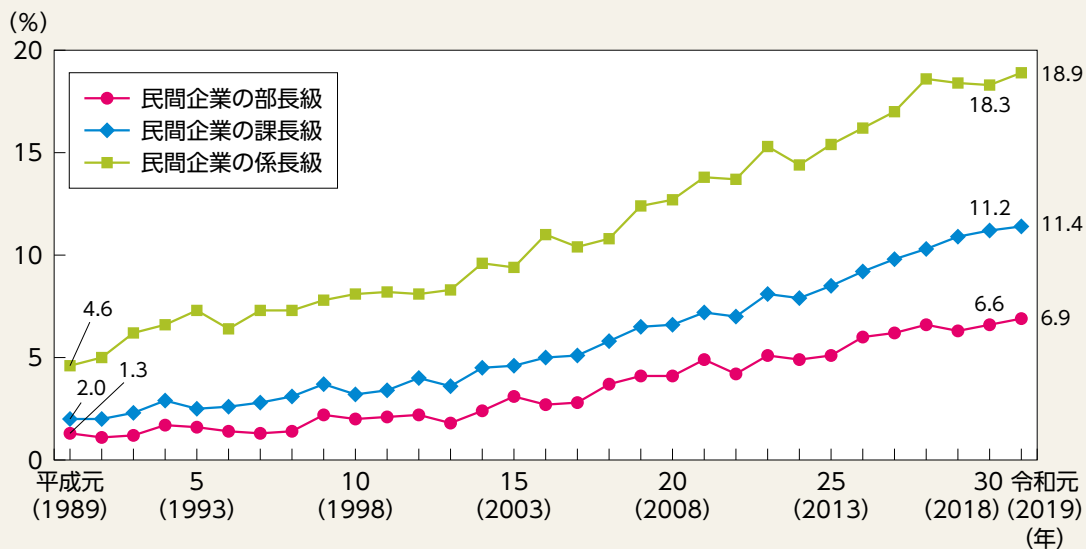
常用労働者100人以上を雇用する企業の労働者のうち役職者に占める女性の割合を役職別に見ると、近年上昇傾向にあるが、上位の役職ほど女性の割合が低く、令和元(2019)年は、係長級18.9%、課長級11.4%、部長級6.9%となっている(Ⅰ-2-11図)。

また、上場企業の役員に占める女性の割合を見ると、近年上昇傾向にあり、令和元

(2019)年は5.2%と前年に比べて1.1%ポイント上昇した(Ⅰ-2-12図)。

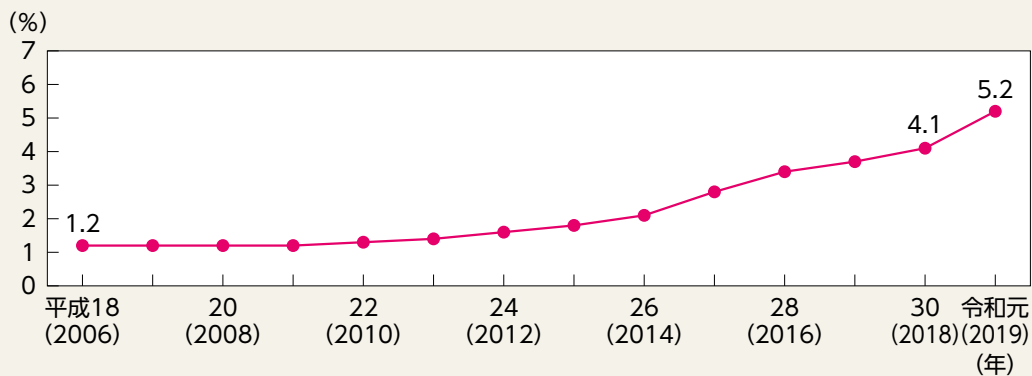
就業者に占める女性の割合は、令和元(2019)年は44.5%であり諸外国と比較して大きな差はなく、欧米諸国よりは数%ポイント低い、アジア諸国の中では比較的高い。しかしながら、管理的職業従事者に占める女性の割合について見ると、令和元(2019)年は14.8%であり、5年前の平成26(2014)年の11.3%と比較して、近年着実に上昇しているものの、諸外国と比べると依然として際立って低い水準となっている(Ⅰ-2-

I-2-11図 階級別役職者に占める女性の割合の推移



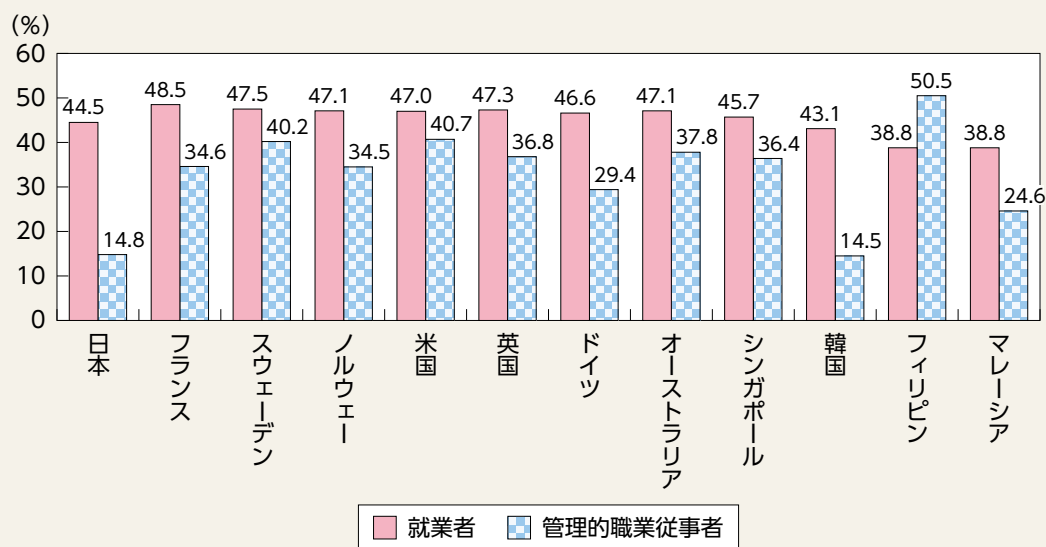
- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 100人以上の常用労働者を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者について集計。
 3. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 4. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

I-2-12図 上場企業の役員に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」より作成。
 2. 調査対象は、全上場企業（ジャスダック上場会社を含む）。
 3. 調査時点は原則として各年7月31日現在。
 4. 「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。

I-2-13図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



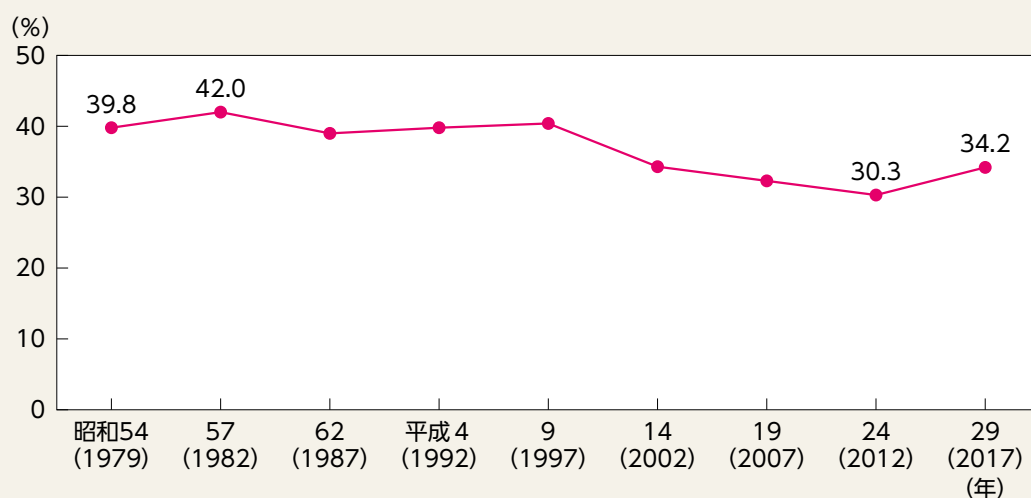
(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和元年），その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 日本，フランス，スウェーデン，ノルウェー，米国，英国，ドイツ，フィリピンは令和元（2019）年，その他の国は平成30（2018）年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では，「管理的職業従事者」とは，就業者のうち，会社役員，企業の課長相当職以上，管理的公務員等。また，「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

（起業家に占める女性の割合の推移）

起業家に占める女性の割合を見ると，近年は低下傾向にあったものの，平成29（2017）

年は34.2%と前回調査に比べ3.9%ポイント上昇した（I-2-14図）。

I-2-14図 起業家に占める女性の割合の推移



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」（中小企業庁特別集計結果）より作成。
 2. 起業家とは，過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち，現在は「自営業主（内職者を除く）」となっている者。

本章のポイント

第1節 地域・農山漁村における男女共同参画

- 市区町村における男女共同参画計画の平成31（2019）年の策定率は78.2%。ほぼ全ての市区で策定済，町村も6割が策定済。
- 令和2（2020）年3月現在，都道府県においては，全ての団体が女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画を策定している。市区町村推進計画の策定率は58.6%。
- 平成31（2019）年の基幹的農業従事者に占める女性の割合は40.0%。
- 令和元（2019）年度における農業委員に占める女性の割合は12.1%，農業協同組合の役員に占める女性の割合は8.4%と，年々上昇している。

第2節 防災における男女共同参画

- 都道府県防災会議の委員における女性の割合は増加傾向にあり，平成31（2019）年4月現在16.0%。
- 市区町村防災会議の委員に占める女性の割合は，平成31（2019）年4月現在8.7%。女性委員のいない防災会議は全体の2割強。そのうちの86%が町村の防災会議。
- 消防吏員に占める女性の割合は平成31（2019）年4月現在で2.9%。女性の消防吏員がいない消防本部は4分の1以下に減少。
- 消防団員に占める女性の割合は年々上昇し，平成31（2019）年4月現在で3.2%。また，女性消防団員がいない消防団数は年々減少しており，同月現在で598（消防団数の27.2%）。

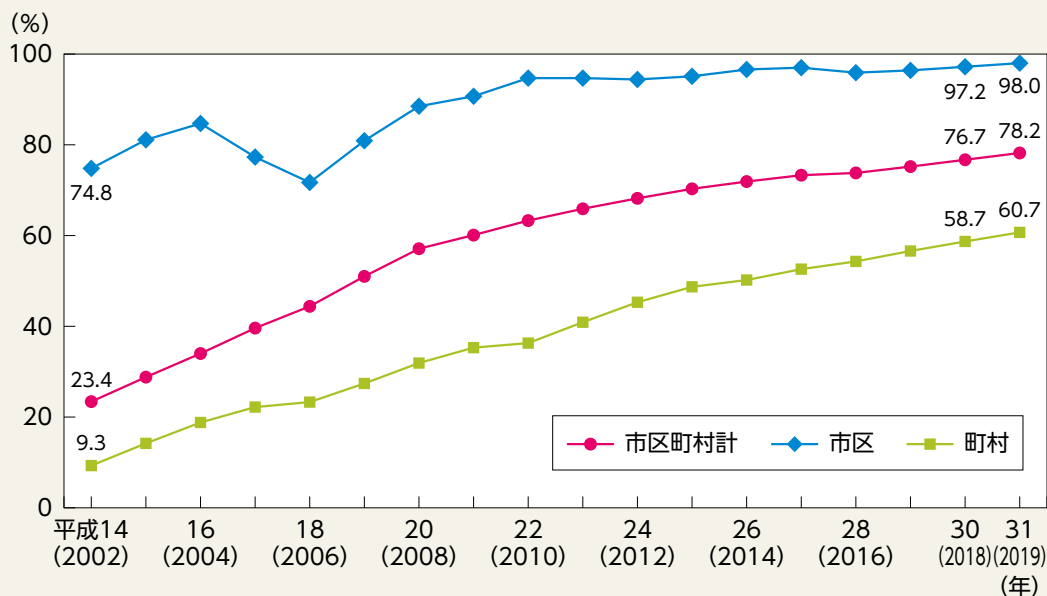
第1節 地域・農山漁村における
男女共同参画

（地方公共団体における男女共同参画計画の策定状況）

男女共同参画社会基本法第14条では，地方公共団体に対し，男女共同参画計画を策定することを求めている（都道府県は義務，市区町村は努力義務）。都道府県においては全

ての団体に策定済みであり，努力義務とされている市区町村においても計画策定率は平成14（2002）年以降一貫して上昇しており，平成31（2019）年4月1日現在78.2%（前年比1.5%ポイント増）となっている。うち，市区の策定率は98.0%とほぼ全ての市区で策定されており，町村の策定率も60.7%と初めて6割を超えた（I-3-1図）。

I-3-1 図 市区町村における男女共同参画計画策定割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。原則として各年4月1日現在。
2. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市，陸前高田市，釜石市，大槌町），宮城県の一部（女川町，南三陸町），福島県の一部（南相馬市，下郷町，広野町，楢葉町，富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，飯館村）が，平成24年値には，福島県の一部（川内村，葛尾村）がそれぞれ含まれていない。また，北海道胆振東部地震の影響により，平成30年値には北海道厚真町が含まれていない。
3. 市区には，政令指定都市を含む。

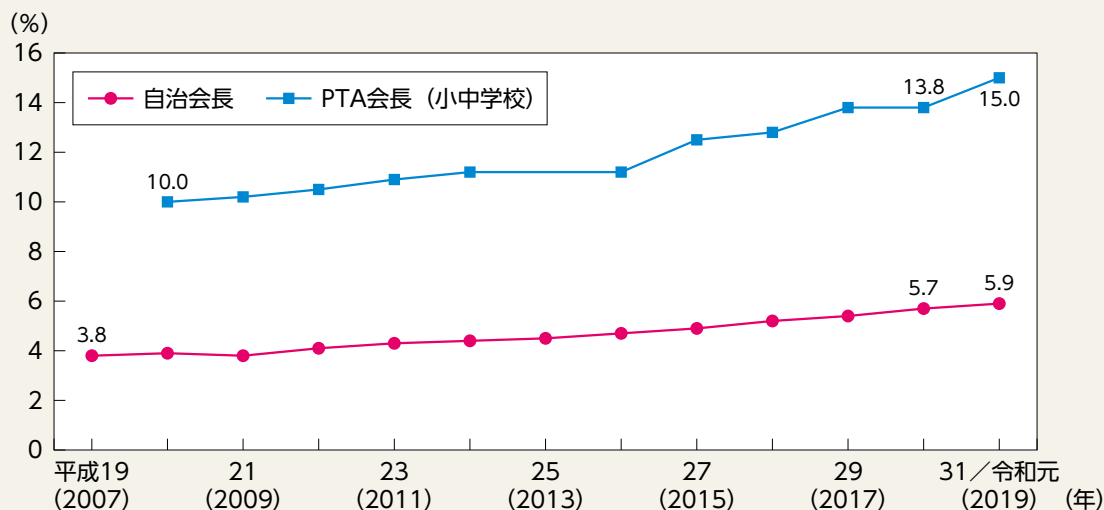
(女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況)

女性活躍推進法第6条では，地方公共団体が地域の女性の活躍に向けての取組を計画的かつ効果的に進めるため，都道府県推進計画，市町村推進計画を策定する努力義務を定めている。都道府県においては，全ての団体が策定しており，市区町村では，58.6%で策定されている（令和2（2020）年3月31日現在）。

(自治会長及びPTA会長に占める女性の割合)

自治会長に占める女性の割合は，令和元（2019）年現在で5.9%（前年比0.2%ポイント増）と微増している。また，PTA会長（小中学校）に占める女性の割合は，令和元（2019）年10月現在で15.0%（前年比1.2%ポイント増）となっている（I-3-2図）。

I-3-2 図 自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 自治会長は、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、PTA会長(小中学校)は内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。
2. 自治会長は、原則各年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。PTA会長(小中学校)は、平成28年までは各年9月現在、平成29年は12月現在、平成30年及び令和元年は10月現在。
3. 自治会長については、回答のあった地方公共団体のうち、男女別の人数を把握できた団体のみを集計。
4. 自治会長については、東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、平成24年値には、福島県の一部(川内村、葛尾村、飯館村)がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30年値には北海道厚真町が含まれていない。

(農山漁村における女性の参画)

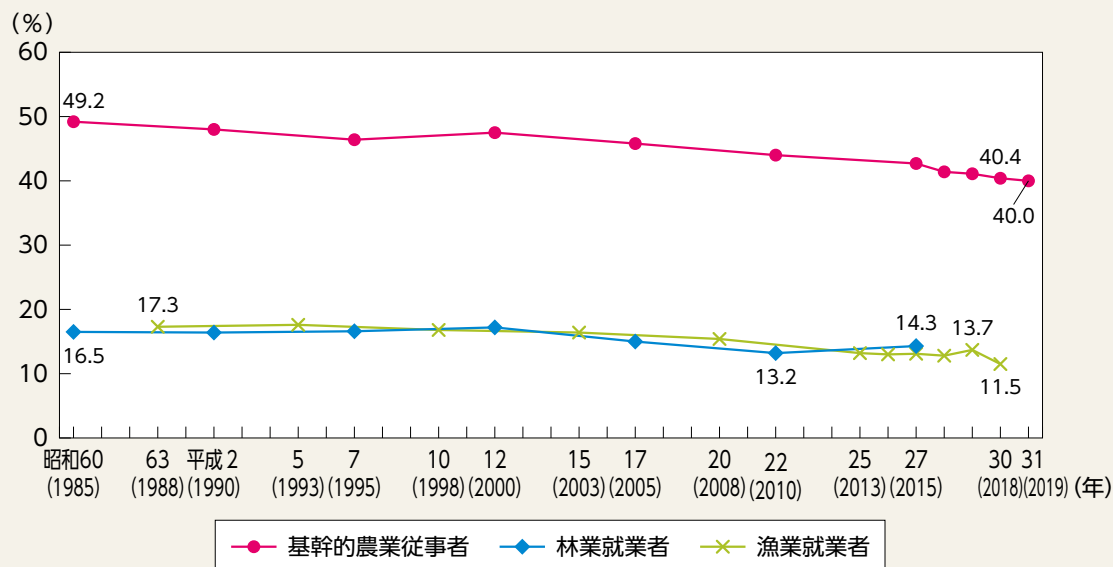
基幹的農業従事者に占める女性の割合は平成31(2019)年現在で40.0%であり、農業の担い手として、女性は重要な役割を果たしている(I-3-3図)。

令和元(2019)年度における農業委員会に占める女性の割合は12.1%(前年比0.3ポイント増)となっている。また、農業協同組合の正組合員に占める女性の割合は22.4%(前年比同率)、役員に占める女性の

割合は8.4%(同0.4ポイント増)となっている。

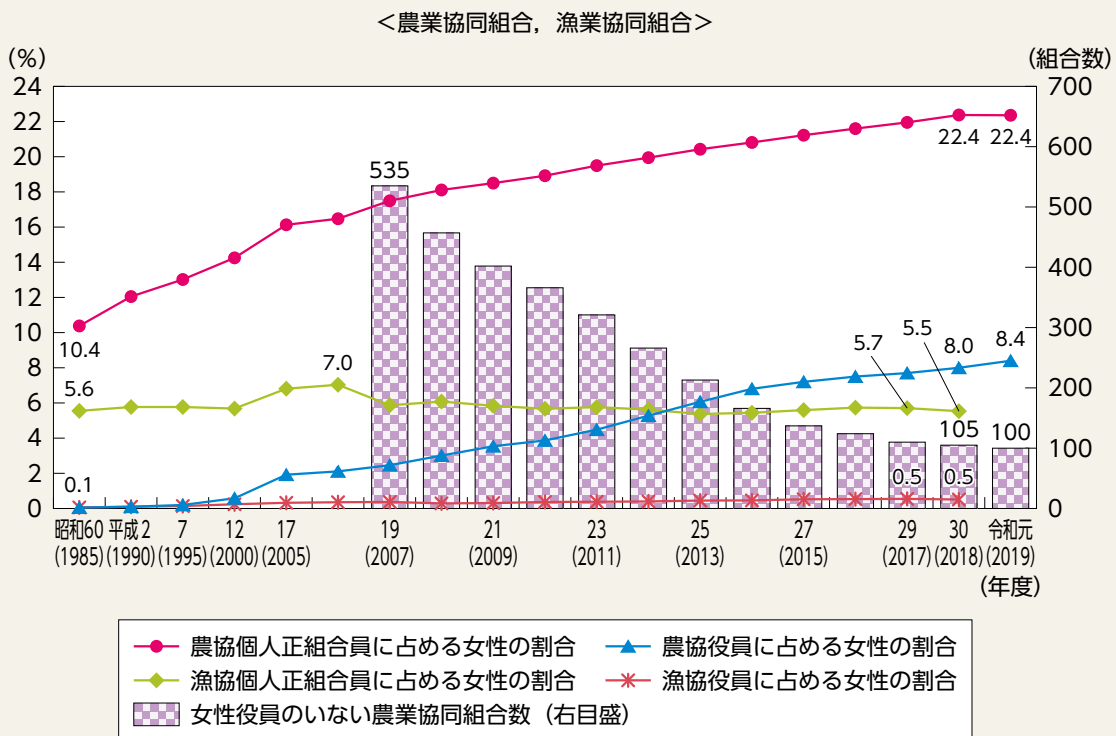
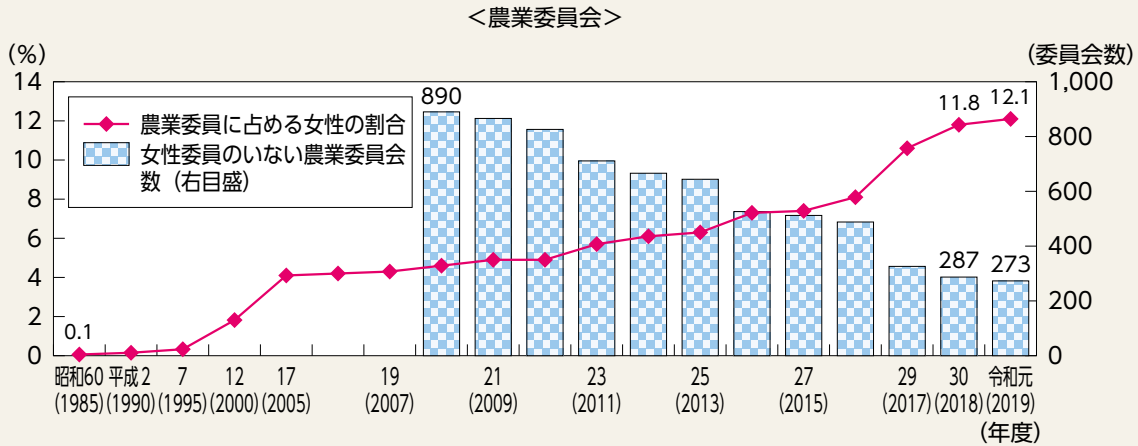
一方で、平成30(2018)年度における漁業協同組合の個人正組合員に占める女性の割合は5.5%、漁業協同組合の役員に占める女性の割合は0.5%であり、女性個人正組合員、女性役員割合ともに、農業協同組合よりも低く、また横ばい傾向が続いている(I-3-4図)。

I-3-3 農林漁業就業者に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 「基幹的農業従事者」は平成27年以前は農林水産省「農林業センサス」、平成28年以降は「農業構造動態調査」より作成。「林業就業者」は総務省「国勢調査」及び「漁業就業者」は平成25年まで及び30年は農林水産省「漁業センサス」、平成26～29年は「漁業就業動向調査」より作成。
2. 「基幹的農業従事者」とは、15歳以上の販売農家世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者
3. 「基幹的農業従事者」の平成27～31年値は、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域である、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域。）を除く。
4. 「漁業就業者」は、平成15年までは沿海市区町村に居住する者のみ。平成20年以降は、雇われ先が沿海市区町村の漁業経営体であれば、非沿海市区町村に居住していても「漁業就業者」に含む。
5. 平成19年の「日本標準産業分類」の改訂により、平成22年及び27年の「林業就業者」は、17年以前の値と必ずしも連続していない。

I - 3 - 4 図 農業委員会、農協、漁協における女性の参画状況の推移



- (備考) 1. 農林水産省資料より作成。ただし、「女性役員のない農業協同組合数」、「農協個人正組合員に占める女性の割合」及び「農協役員に占める女性の割合」の令和元年度値は、全国農業協同組合中央会調べによる。
2. 農業委員とは、市町村の独立行政委員会である農業委員会の委員であり、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地等の利用の最適化の推進に係る業務を行っている。
3. 農業委員会については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年度は8月1日現在、平成27年度は9月1日現在。
4. 女性委員のいない農業委員会数は平成20年度からの調査。
5. 農業協同組合については、各事業年度末（農業協同組合により4月末～3月末）現在。
6. 漁業協同組合については、各事業年度末（漁業協同組合により4月末～3月末）現在。
7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の値。

第2節

防災における男女共同参画

(防災会議の委員に占める女性の割合)

地方公共団体の防災会議の委員に占める女

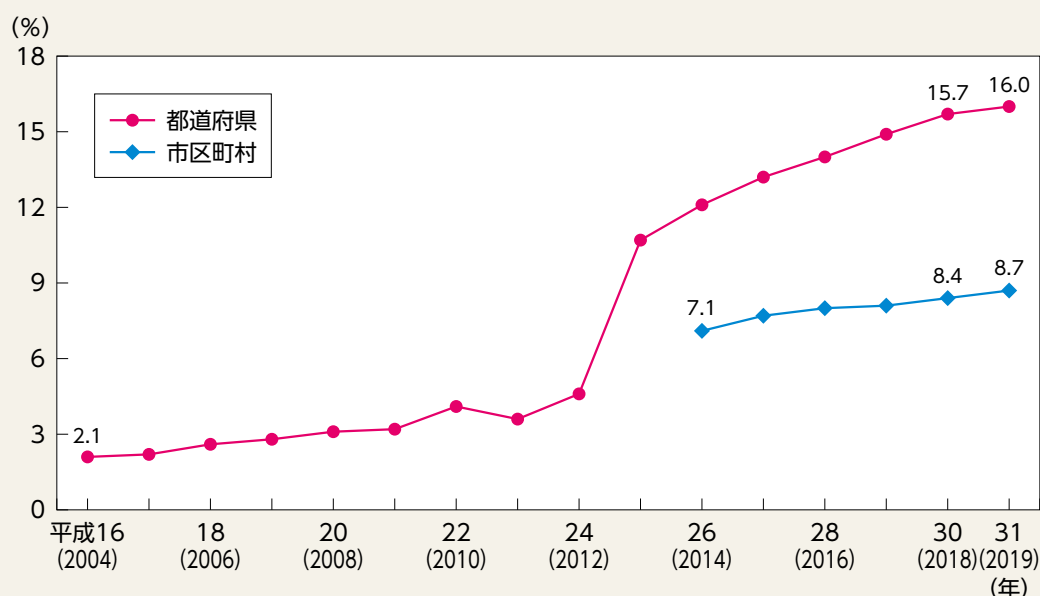
性の割合は、平成31(2019)年4月1日現在、都道府県防災会議が16.0%（前年比0.3%ポイント増）、市区町村防災会議が8.7%（同0.3%ポイント増）といずれも上昇傾向にある。都道府県防災会議では、女性委員のいない

会議数が平成25（2013）年に初めてゼロとなった。一方，市区町村防災会議のうち女性委員のいない会議数は，平成31（2019）年は358（同会議総数の22.2%，前年比1.7%ポイント減）となっており，そのうち町村の防災会議が308と86%を占めている（I-3-5図，6表）。

都道府県防災会議では，平成24（2012）年6月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により，「自主防災組織を構

成する者又は学識経験のある者」（同法第15条第5項第8号）を委員に任命することが可能となったため，この規定を活用し，女性委員の割合を高めた都道府県が多い。都道府県によっては，知事が庁内の職員から委員を任命する際に女性を積極的に登用したり，指定公共機関や指定地方公共機関に対し役職を問わず女性の推薦を依頼するなど，女性委員の割合を高める工夫を行っている。

I-3-5図 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



<参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（平成31（2019）年）>

	防災会議 合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合 の平均 (%)
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	
都道府県	(会議数) 47	0	0	12	27	5	0	3	16.0
	(%) 100.0	0.0	0.0	25.5	57.4	10.6	0.0	6.4	
市区町村	(会議数) 1,613	358	248	458	458	64	22	5	8.7
	(%) 100.0	22.2	15.4	28.4	28.4	4.0	1.4	0.3	
市 区	(会議数) 786	50	110	251	307	45	18	5	10.7
	(%) 100.0	6.4	14.0	31.9	39.1	5.7	2.3	0.6	
町 村	(会議数) 827	308	138	207	151	19	4	0	5.7
	(%) 100.0	37.2	16.7	25.0	18.3	2.3	0.5	0.0	

- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 原則として各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により，平成23年値には，岩手県の一部（花巻市，陸前高田市，釜石市，大槌町），宮城県の一部（女川町，南三陸町），福島県の一部（南相馬市，下郷町，広野町，楡葉町，富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，飯館村）が，平成24年値には，福島県の一部（川内村，葛尾村，飯館村）がそれぞれ含まれていない。また，北海道胆振東部地震の影響により，平成30年値には北海道厚真町が含まれていない。
 4. 「市区」には特別区を含む。

I-3-6表 地方防災会議の委員に占める女性の割合及び女性委員がない市区町村防災会議数（都道府県別，平成31（2019）年）

都道府県名	都道府県防災会議		市区町村防災会議			
	委員に占める女性の割合（％）		平成31年		（参考）平成30年	
	平成31年	（参考）平成30年	委員に占める女性の割合（％）	女性委員がない防災会議数 / 総防災会議数	委員に占める女性の割合（％）	女性委員がない防災会議数 / 総防災会議数
北海道	7.4	8.8	3.3	91 / 166	3.1	95 / 164
青森県	16.9	18.3	5.2	17 / 39	4.7	18 / 39
岩手県	18.4	13.5	8.5	6 / 33	8.2	6 / 33
宮城県	15.5	17.9	7.3	5 / 27	7.2	9 / 28
秋田県	6.7	6.7	10.8	4 / 24	10.8	5 / 24
山形県	12.9	16.7	6.0	9 / 33	5.8	6 / 33
福島県	14.8	11.1	5.3	20 / 41	4.2	25 / 39
茨城県	11.8	11.5	8.6	5 / 41	8.1	4 / 40
栃木県	19.2	17.0	11.4	4 / 20	10.4	4 / 22
群馬県	12.8	12.8	8.7	4 / 31	7.8	5 / 29
埼玉県	17.4	11.6	11.2	5 / 61	10.0	5 / 62
千葉県	15.4	14.8	11.0	5 / 50	9.9	6 / 46
東京都	15.1	12.1	11.0	5 / 59	11.3	5 / 57
神奈川県	22.8	21.1	12.7	1 / 33	11.7	3 / 32
新潟県	22.2	26.8	5.7	13 / 29	5.9	12 / 29
富山県	16.4	15.2	6.2	2 / 15	5.2	3 / 15
石川県	10.0	10.0	6.1	5 / 19	6.5	4 / 18
福井県	5.4	5.4	9.8	/ 17	10.0	0 / 17
山梨県	9.4	8.1	9.3	4 / 24	8.6	3 / 23
長野県	19.5	14.9	7.3	21 / 69	7.9	21 / 68
岐阜県	16.4	19.7	8.4	8 / 38	8.9	9 / 41
静岡県	8.6	8.5	9.2	4 / 35	9.0	5 / 35
愛知県	7.4	7.4	11.3	6 / 54	9.9	6 / 54
三重県	8.3	8.5	9.9	3 / 29	9.9	3 / 29
滋賀県	20.3	19.0	9.8	1 / 17	9.5	2 / 19
京都府	21.2	21.2	8.1	5 / 26	7.8	5 / 26
大阪府	8.6	10.3	10.6	3 / 40	11.1	3 / 41
兵庫県	14.3	12.7	9.9	3 / 41	9.8	5 / 41
奈良県	11.5	13.3	9.0	11 / 36	9.1	12 / 37
和歌山県	12.7	11.1	8.0	11 / 28	6.4	14 / 28
鳥取県	43.1	43.1	14.0	3 / 19	14.7	3 / 18
島根県	46.6	47.9	8.6	4 / 19	7.5	3 / 19
岡山県	15.5	15.8	16.3	5 / 23	16.6	5 / 22
広島県	6.8	3.4	6.7	4 / 23	7.3	4 / 23
山口県	11.7	10.0	10.1	3 / 19	10.4	3 / 19
徳島県	48.1	48.1	6.6	7 / 23	7.6	8 / 24
香川県	13.3	16.7	12.0	2 / 17	10.5	1 / 17
愛媛県	8.2	8.2	6.6	3 / 19	6.4	4 / 19
高知県	12.1	12.1	9.7	4 / 32	9.8	4 / 32
福岡県	6.6	6.6	16.3	5 / 50	14.4	8 / 54
佐賀県	25.7	27.9	10.8	2 / 16	9.8	3 / 17
長崎県	19.1	16.2	6.7	4 / 21	7.1	4 / 21
熊本県	10.7	10.7	6.7	4 / 45	6.6	7 / 45
大分県	10.3	10.3	8.8	2 / 18	8.8	1 / 17
宮崎県	7.5	7.5	6.6	6 / 23	7.4	6 / 24
鹿児島県	11.1	11.1	5.8	14 / 43	6.5	11 / 42
沖縄県	13.0	13.0	9.0	5 / 28	8.8	7 / 26
計	16.0	15.7	8.7	358 / 1,613	8.4	385 / 1,608

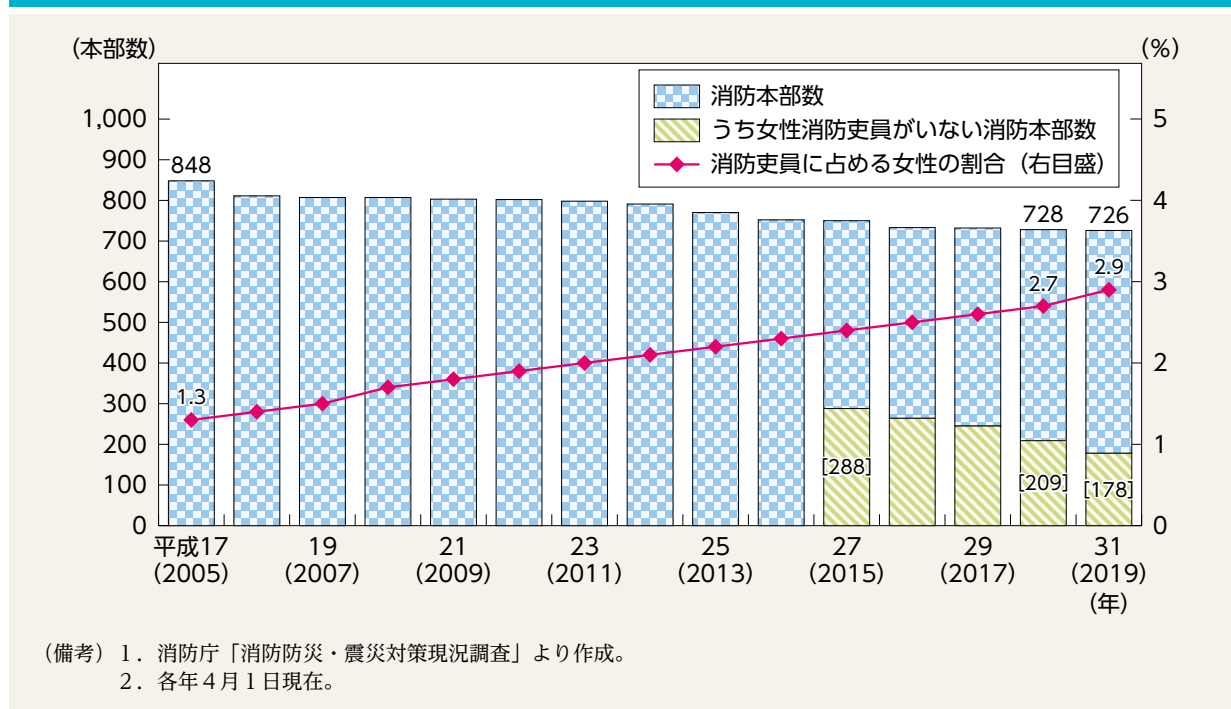
（備考） 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。
 2. 原則として4月1日現在。
 3. 北海道胆振東部地震の影響により，平成30年値には北海道厚真町は含まれていない。

(消防の現場における男女共同参画)

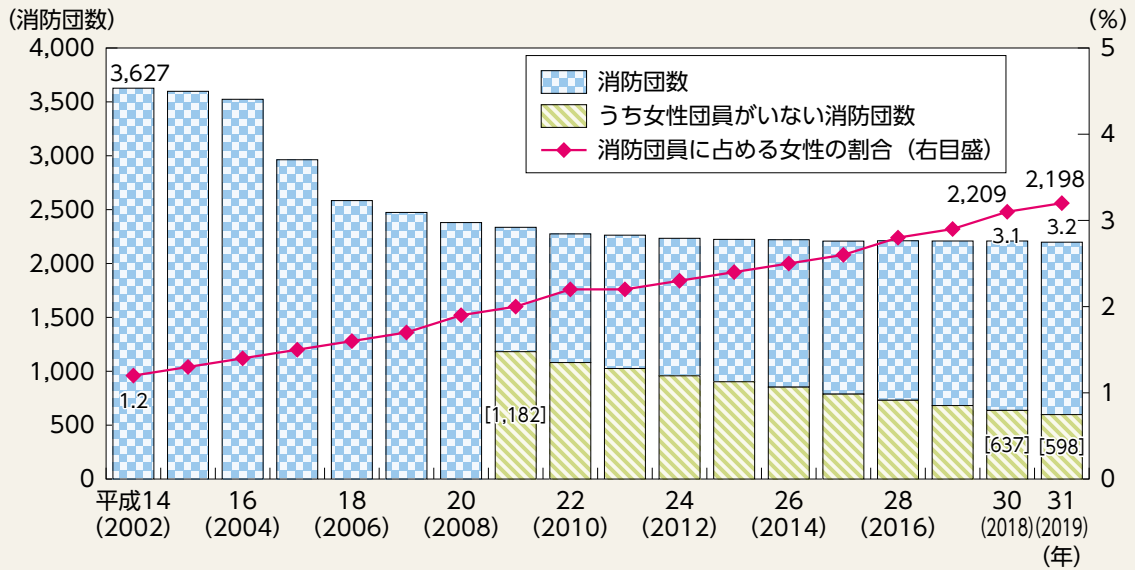
消防吏員に占める女性の割合は、平成31(2019)年4月1日現在で2.9%と年々上昇している。女性消防吏員がいない消防本部数は年々減少しており、同日現在で178(消防本部数の24.5%。前年比4.2%ポイント減)となり、初めて4分の1以下となった(Ⅰ-3-7図)。

消防団員に占める女性の割合は、平成31(2019)年4月1日現在で3.2%であり、消防団員総数が減少する中で、女性の割合は一貫して上昇傾向にある。また、女性消防団員がいない消防団数は年々減少しており、同日現在、598(消防団数の27.2%、前年比1.6%ポイント減)となっている(Ⅰ-3-8図)。

Ⅰ-3-7図 消防本部数及び消防吏員に占める女性の割合の推移



I-3-8 図 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移



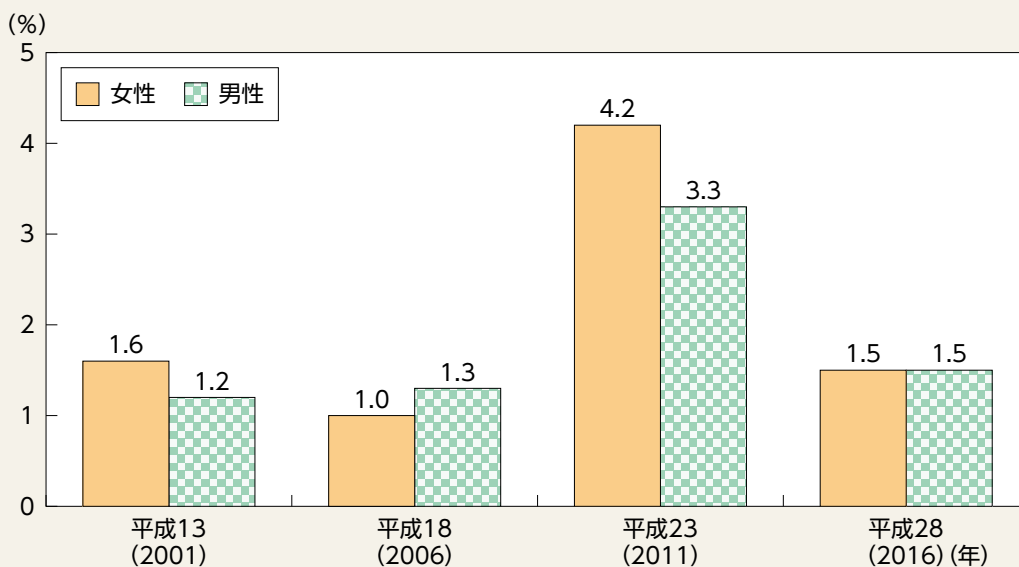
(備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」及び消防庁資料より作成。
 2. 原則として各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の値は、平成22年4月1日の数値で集計。

(災害におけるボランティアの状況)

総務省「社会生活基本調査」(平成28年)より、災害に関係した活動(ボランティア活動)の男女別行動者率の推移を見ると、平成28(2016)年は男女共に1.5%であり、東

日本大震災の発生した平成23(2011)年に比べて割合は低下したが、平成18(2006)年と比べると上昇している(I-3-9図)。平成28(2016)年調査では、男女ともに50代で行動者率が高くなっている。

I-3-9 図 災害に関係した活動(ボランティア活動)の男女別行動者率の推移(男女別)



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 行動者率は、10歳以上人口に占める行動者数(過去1年間に該当する種類の活動を行った人(10歳以上)の数)の割合。

本章のポイント

第1節 教育をめぐる状況

- 女子の大学（学部）への進学率は平成期を通じて大きく上昇したが、なお、男子より低く、理学、工学で女子学生割合が特に低い等、専攻分野によって男女の偏りがある。
- 高等学校への進学率は、ここ数年間わずかに低下し、大学院への進学率は10年来低下傾向にある。
- 専門職学位課程への社会人入学者に占める女子学生の割合は、修士課程への社会人入学者に占める女子学生の割合に比べて低い。
- 社会人の学びの理由は、仕事のためが男女とも最多。家庭のためは女性が男性より多い。
- 教員に占める女性の割合は、教育段階が上がるほど、また上位の職になるほど低い傾向があるが、短期大学は教員に占める女性の割合が他と比べて高い。

第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は緩やかな上昇傾向にあるが、平成31（2019）年3月現在で16.6%と、諸外国と比べて低い。
- 研究者の大半を占める工学・理学分野の女性研究者割合が特に少ない。

第1節 教育をめぐる状況

（女子の大学進学率は長期的に上昇傾向）

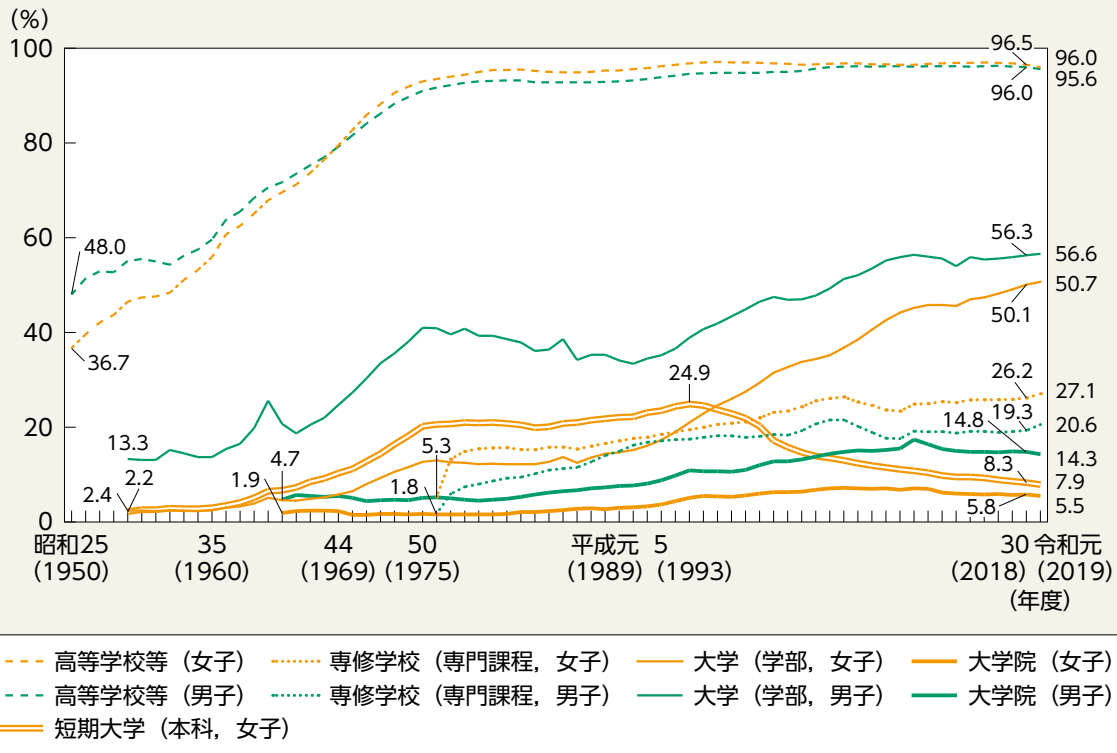
令和元（2019）年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等への進学率は、女子96.0%、男子95.6%と、高い水準にあるが、ここ数年間は男女ともわずかながら低下している（平成28（2016）年女子96.9%、男子96.3%）。また、専修学校（専門課程）への進学率は、女子27.1%、男子20.6%と、女子の方が6.5ポイント高い。大学（学部）への進学率は、女子50.7%、男子56.6%と男子の方が5.9ポイント高いが、女子は全体の7.9%が短期大学（本科）へ進学しており、これを合わせると、女子の大学等進学率は

58.6%となる。近年、大学（学部）への女子の進学率が上昇傾向にある一方で、短期大学への進学率は平成6（1994）年度の24.9%をピークに低下傾向にある。

大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、令和元（2019）年度では女子5.5%、男子14.3%となっており、男女とも平成22（2010）年以降低下傾向にある（平成22（2010）年女子7.1%、男子17.4%）（I-4-1図）。

なお、文部科学省「学校基本統計」によると、令和元（2019）年度における高等教育段階の女子学生の割合は、大学（学部）45.4%、大学院（修士課程）31.6%、大学院（博士課程）33.7%となっている。

I-4-1 図 学校種類別進学率の推移



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」より作成。
 2. 高等学校等への進学率は、「高等学校，中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み，過年度中卒者等は含まない。）」／「中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし，進学者には，高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 専修学校（専門課程）進学率は，「専修学校（専門課程）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。
 4. 大学（学部）及び短期大学（本科）進学率は，「大学学部（短期大学本科）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし，入学者には，大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 5. 大学院進学率は，「大学学部卒業後直ちに大学院に進学した者の数」／「大学学部卒業生数」×100により算出（医学部，歯学部は博士課程への進学者）。ただし，進学者には，大学院の通信制への進学者を含まない。

(社会人の学び直しの状況)

修士課程の社会人入学者に占める女子学生の割合を見ると，平成19（2007）年以降5割弱で推移しており，令和元（2019）年度は平成12（2000）年度（37.1%）と比べて10%ポイント以上高い48.3%である。

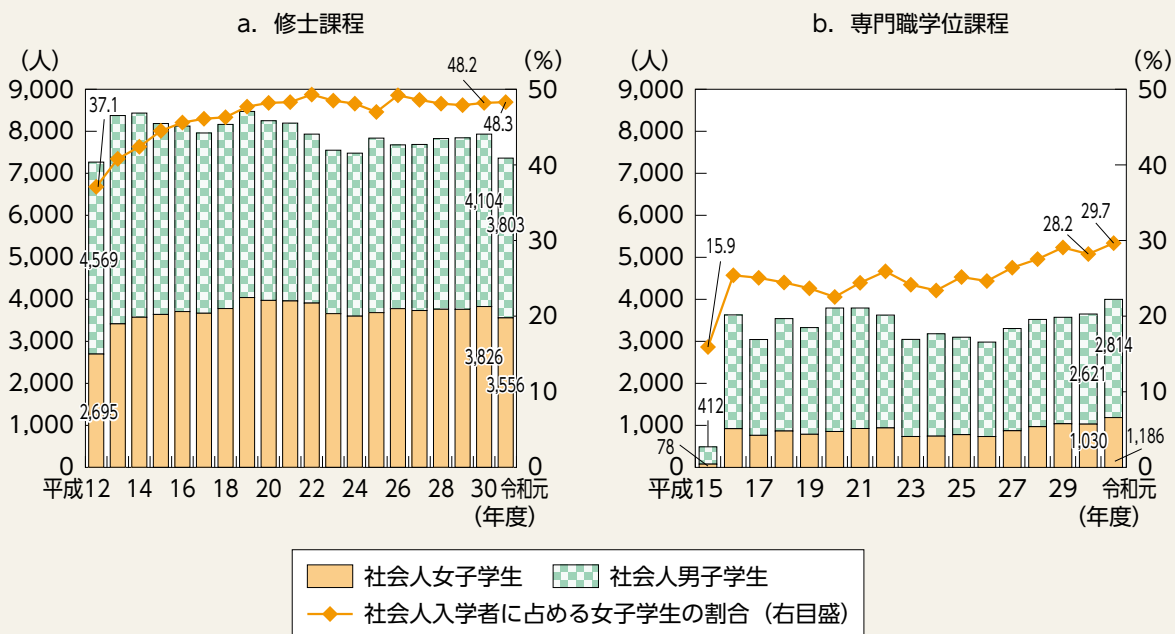
仕事により直結した学位と言える専門職学位課程への社会人入学者に占める女子学生の割合は，修士課程への社会人入学者に占める割合に比べて低く，令和元（2019）年度は29.7%であるが，昨年度（28.2%）に比べ上昇している（I-4-2 図）。

社会人の学びの理由は，男女ともに「仕事

のために学んだ／学んでいる」が最も多い。同じ項目を男女で比較すると，「家庭のために学んだ／学んでいる」とする割合は女性の方がすべての世代で高い。「地域活動や社会貢献活動のために学んだ／学んでいる」とする割合は，男性の方がすべての世代で高くなっているが，特に男性20代がどの世代よりも高くなっている（I-4-3 図）。

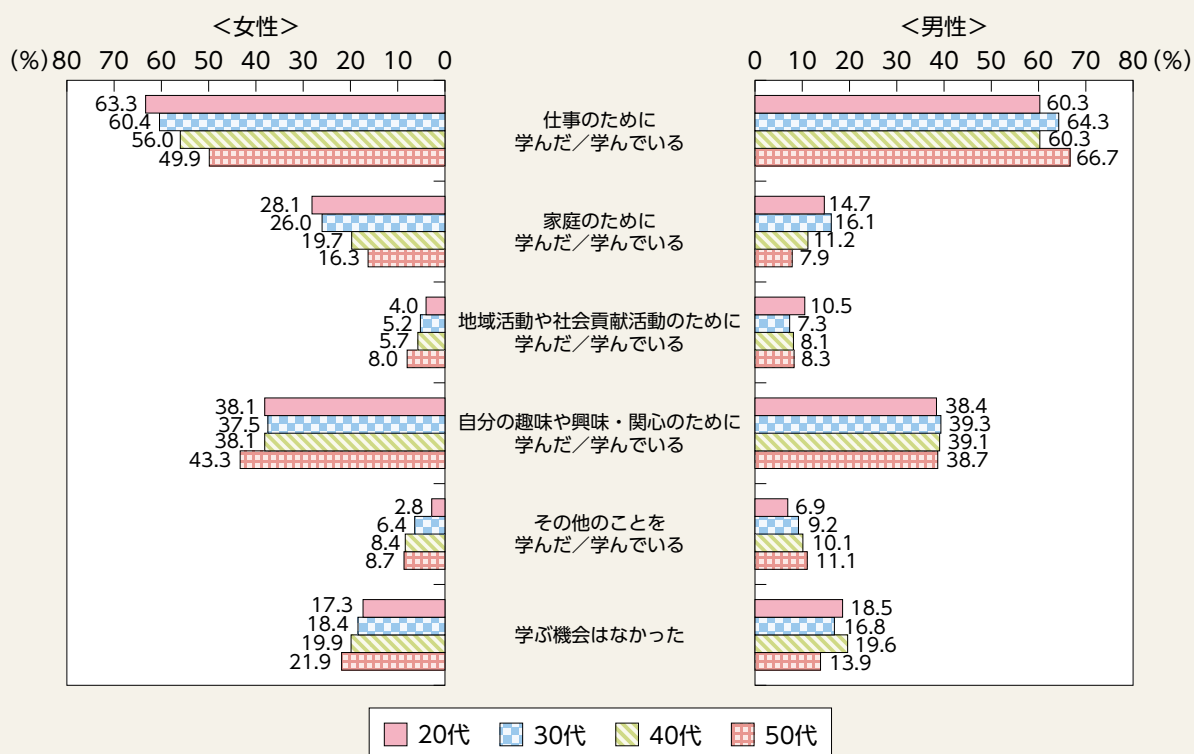
学び直しに関する情報を的確にかつ容易に得ることが出来る環境を整えていくことも重要であるが，社会人の学び直しのための機会や方法についての認知度は，高いものでも3割台であった（I-4-4 図）。

I-4-2図 社会人大学院入学者数（男女別）及び女子学生の割合の推移



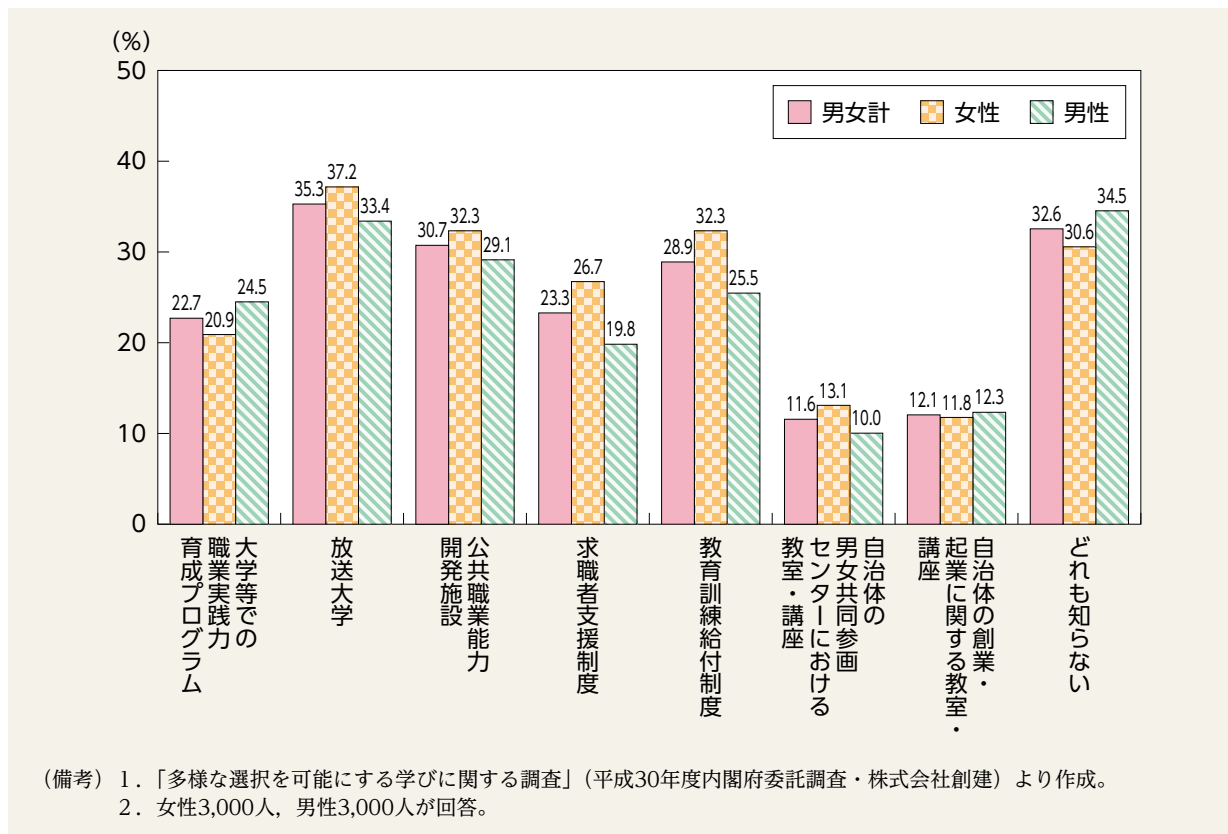
(備考) 文部科学省「学校基本統計」より作成。

I-4-3図 学びの理由



(備考) 1. 「多様な選択を可能にする学びに関する調査」(平成30年度内閣府委託調査・株式会社創建)より作成。
 2. 学校を卒業して以降の学びについて回答したもの。
 3. 各年代ともに、女性750人、男性750人が回答。

I-4-4 図 学び直しのための機会や方法についての認知度

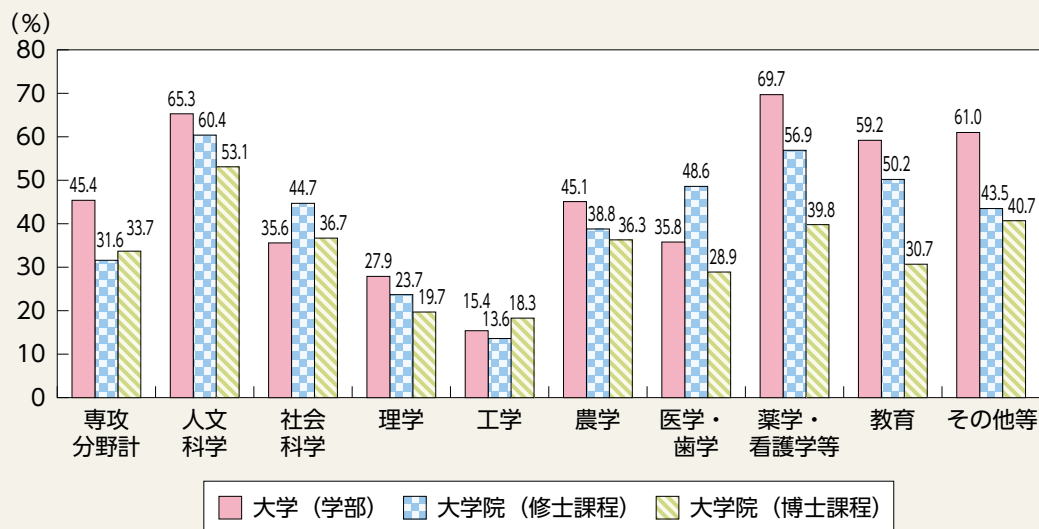


(専攻分野別に見た男女の偏り)

令和元(2019)年度における専攻分野計での大学(学部), 大学院(修士課程)及び大学院(博士課程)における女子学生の割合は, それぞれ45.4%, 31.6%, 33.7%となっている。専攻分野別に見ると, 人文科学の全課程や薬学・看護学等及び教育の大学(学部)及び大学院(修士課程)では女子学生の割合が高い一方, 理学及び工学分野等では全課程で女子学生の割合が極めて低く, 専攻分野に

よって男女の偏りが見られる(I-4-5図)。

なお, 文部科学省「学校基本統計」(平成30(2018)年度及び令和元(2019)年度)によると, 薬学・看護学等及び教育分野の大学院(博士課程)における女子学生の割合は, 平成30(2018)年度から令和元(2019)年度にかけて大幅に低下している(薬学・看護学等は46.9%から39.8%, 教育は49.6%から30.7%)。



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和元年度)より作成。
 2. その他等は, 大学(学部)及び大学院(修士課程)は, 「商船」, 「家政」, 「芸術」及び「その他」の合計。大学院(博士課程)は, 商船の学生がいないため, 「家政」, 「芸術」及び「その他」の合計。
 3. 大学(学部)の「薬学・看護学等」の数値は, 「薬学」, 「看護学」, 「その他」の合計。大学院(修士課程, 博士課程)の「薬学・看護学等」の数値は, 「薬学」, 「その他」の合計。

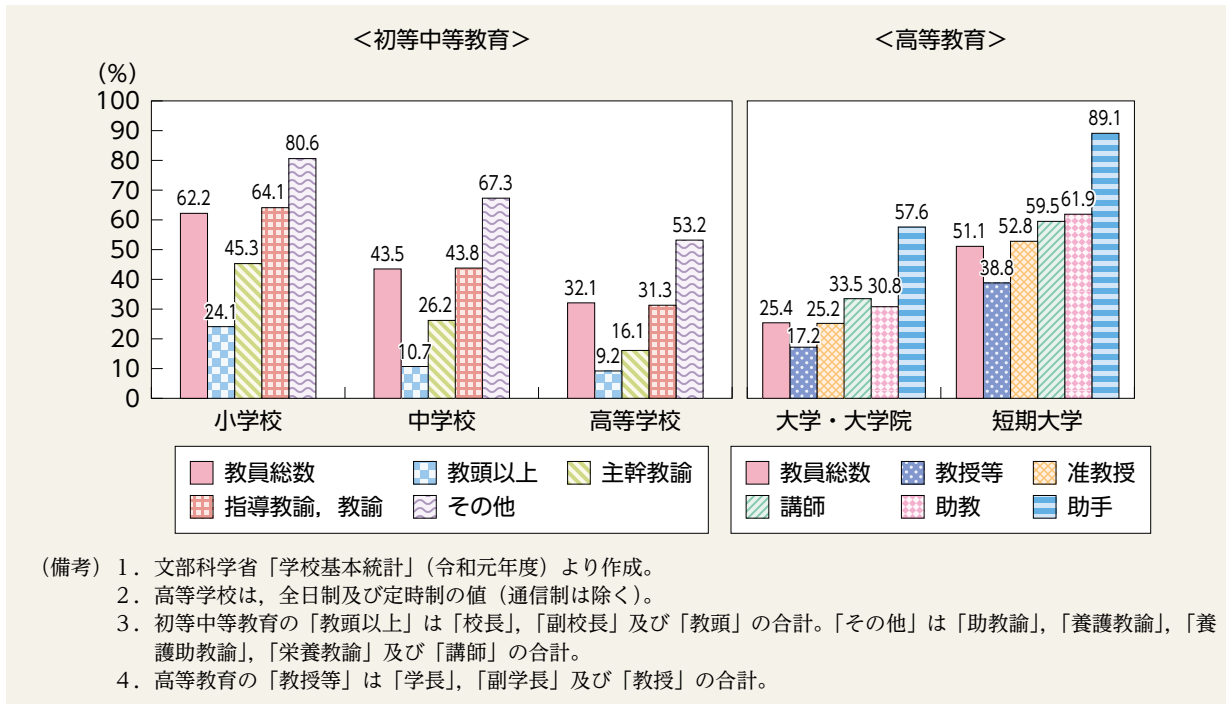
(教育機関における女性教員の割合)

初等中等教育について, 令和元(2019)年度における女性教員の割合を見ると, 小学校では全教員に占める女性の割合が6割以上となっているが, 中学校で4割強, 高等学校で3割強と教育段階が上がるにつれて, その割合は低くなっている。また, 教頭以上に占める女性の割合は近年上昇傾向にあるものの, 小学校で約4分の1, 中学校で1割強,

高等学校で1割弱となっている。

さらに, 令和元(2019)年度における大学及び大学院, 短期大学の全教員に占める女性の割合を見ると, 短期大学では約5割であるが, 大学及び大学院では4分の1程度にとどまっている。特に教授等に占める女性の割合が低く, 短期大学でも4割弱, 大学及び大学院では2割を大きく割り込んでいる(I-4-6図)。

I-4-6 図 本務教員総数に占める女性の割合（教育段階別、令和元（2019）年度）



第2節 研究分野における男女共同参画

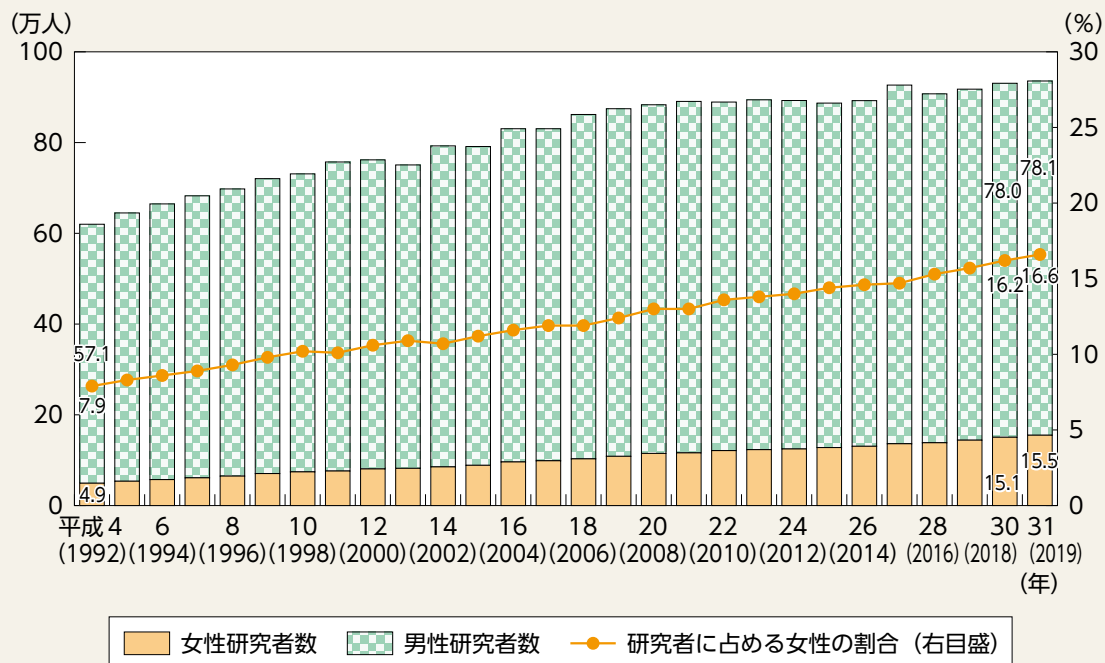
(女性研究者の割合)

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな上昇傾向にあるが、平成31(2019)年3月31日現在で16.6%にとどまっております。諸外国と比べて低い(I-4-7、

8図)。

研究者に占める女性の割合を所属機関別に諸外国と比較すると、我が国は企業・非営利団体、公的機関及び大学等のいずれにおいても、女性の割合が低く、特に企業・非営利団体で低い(10.1%)ことが分かる(I-4-9図)。

I-4-7図 女性研究者数及び研究者に占める女性の割合の推移



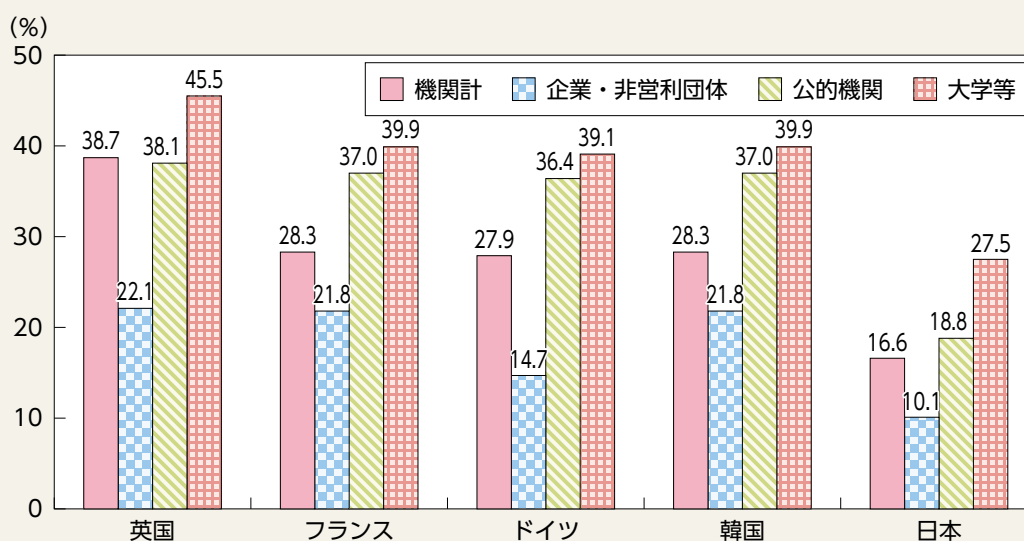
- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」より作成。
 2. 平成13年までは各年4月1日，平成14年以降は各年3月31日現在。
 3. 平成7年，9年及び14年に調査対象や標本設計等が変更されている。
 4. 平成13年までの研究者数は，企業及び非営利団体・公的機関については実際に研究関係業務に従事した割合で按分して算出した人数とし，大学等は実数を計上。平成14年以降は全機関について実数で計上されていることから，時系列比較には留意を要する。
 5. 研究者数は，自然科学系の研究者だけでなく，人文・社会科学系等の研究者も含まれている。

I-4-8 図 研究者に占める女性の割合の国際比較



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(令和元年), OECD “Main Science and Technology Indicators”, 米国国立科学財団 (National Science Foundation : NSF) “Science and Engineering Indicators 2018” より作成。
 2. 日本の数値は, 平成31 (2019) 年3月31日現在の値。スロバキア, チェコ及び韓国は平成30 (2018) 年値, 英国は平成28 (2016) 年値, アイルランドは平成25 (2013) 年値, その他の国は, 平成29 (2017) 年値。推定値及び暫定値を含む。
 3. 米国の数値は, 雇用されている科学者 (Scientists) における女性の割合 (人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者 (Engineers) を含んだ場合, 全体に占める女性科学者・技術者の割合は28.4%。

I-4-9 図 所属機関別研究者に占める女性の割合 (国際比較)



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(令和元年), OECD “Research and Development Statistics” より作成。
 2. 日本の値は平成31 (2019) 年3月31日現在の値。韓国は平成30 (2018) 年の値, 英国は平成28 (2016) 年の値, その他は平成29 (2017) 年の値。

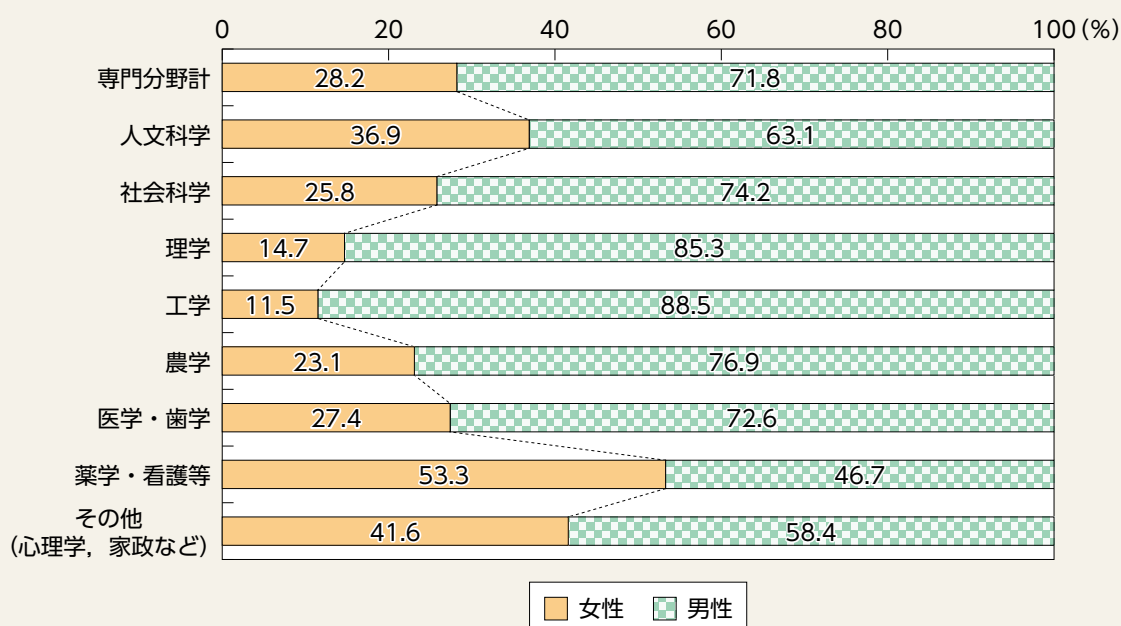
(女性研究者の専門分野)

専門分野別に大学等の研究本務者に占める女性の割合を見ると、平成31(2019)年は、薬学・看護等の分野では女性が半数以上を占める一方、工学分野は11.5%、理学分野は14.7%にとどまっている(I-4-10図)。

平成31(2019)年時点の研究者数は、大学等に約29万人、企業に約56万人と、合わせて約85万人となっている。専門別の研究者数が最も多いのは工学であり、大学等に約

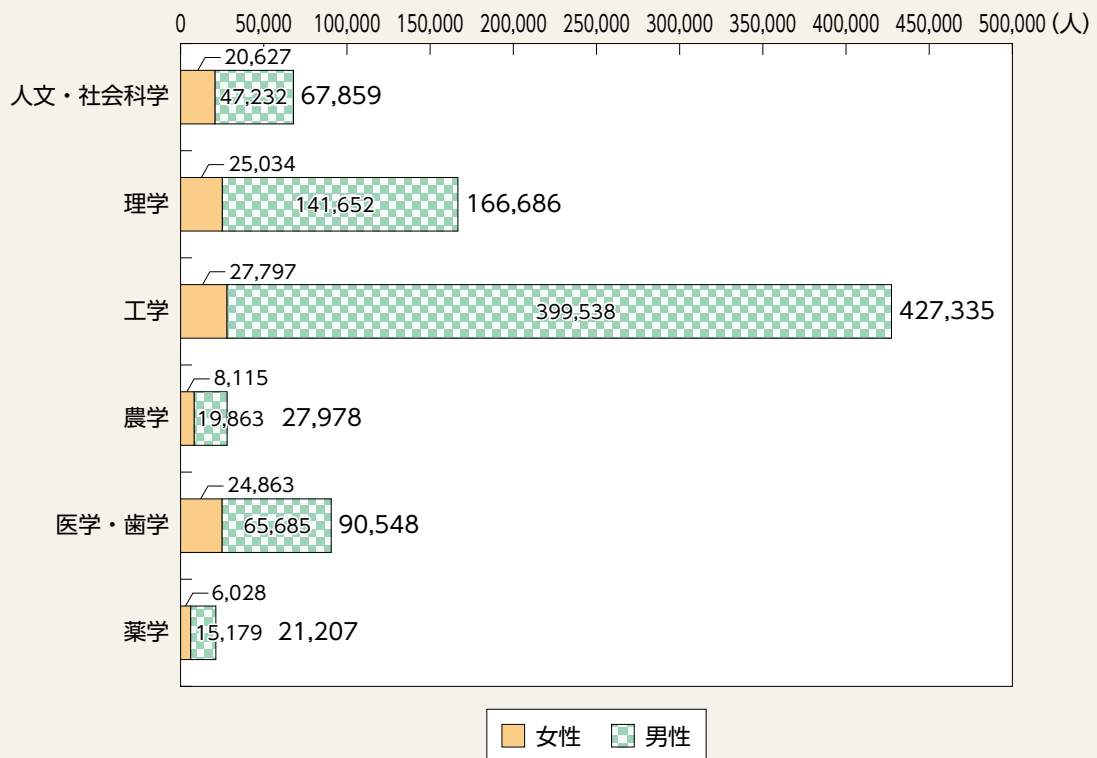
4万3千人、企業に約38万4千人の約42万7千人おり、研究者の大多数を占めている。また、次いで多いのは理学で約16万7千人となっている。一方で、女性研究者の割合は、工学で6.5%(大学等11.5%、企業5.9%)、理学で15.0%(大学等14.7%、企業15.1%)であり、研究者としての需要が非常に高い工学、理学分野において、女性の割合が特に少ないことが分かる(I-4-11図)。

I-4-10図 専門分野別に見た大学等の研究本務者の男女別割合(平成31(2019)年)



(備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(令和元年)より作成。
 2. 「大学等」は、大学の学部(大学院の研究科を含む)、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学共同利用機関等。
 3. 平成31年3月31日現在。

I-4-11 図 専門分野別研究者数（平成31（2019）年）



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(令和元年)より作成。
 2. 研究者数は、大学等(大学の学部(大学院の研究科を含む。), 短期大学, 高等専門学校, 大学附置研究所及び大学共同利用機関等)における研究本務者及び企業における研究者の人数。
 3. 平成31年3月31日現在。

本章のポイント

第1節 生涯を通じた男女の健康

- 健康寿命と平均寿命の差は、女性12.35年、男性8.84年（平成28（2016）年）で、女性の方が大きい。
- 肥満者の割合は、平成30（2018）年では男性は50代が最も高く37.2%。女性は年代とともに上昇。
- 女性のがん検診の受診率（過去2年間）は上昇傾向にあるが、平成28（2016）年において子宮がん（子宮頸がん）検診が42.4%、乳がん検診が44.9%。

第2節 高齢者、ひとり親の状況

- 平成27（2015）年10月1日現在、男性では人口の2割以上、女性では3割近くが65歳以上の高齢者。
- 令和元（2019）年の65歳以上（65～69歳及び70歳以上）の就業者数は、平成20（2008）年と比べて、女性は1.7倍、男性は1.5倍に増加。
- ひとり親世帯はこの10年間同水準で推移しており、平成28（2016）年は、母子世帯数が123.2万世帯、父子世帯数が18.7万世帯。

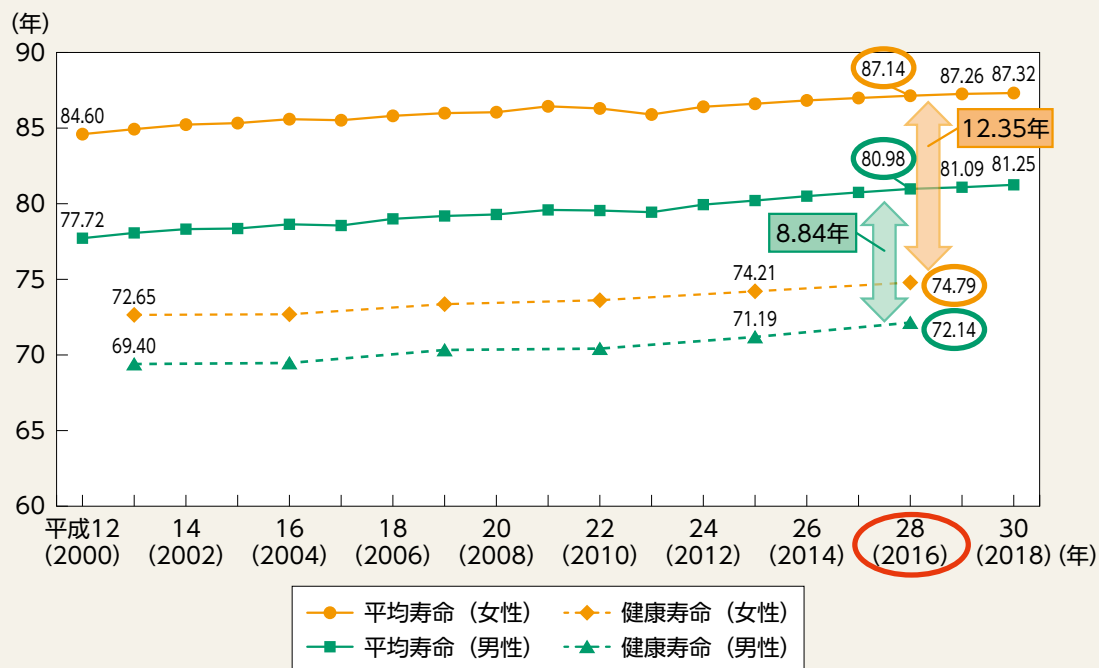
第1節 生涯を通じた男女の健康

（平均寿命と健康寿命の推移）

平成30（2018）年の平均寿命は、女性は87.32年、男性は81.25年であり、前年に比べて女性が0.05年、男性が0.16年延び、男女とも過去最高を更新している。

健康寿命について見ると、平成28（2016）年は、女性は74.79年、男性は72.14年であり、平成25（2013）年と比べて、3年間で女性は0.58年、男性は0.95年延びている（I-5-1図）。健康寿命と平均寿命の差は平成28（2016）年時点において、女性は12.35年、男性は8.84年であり、男性より女性の方が4割近く差が大きい。

I-5-1 図 平均寿命と健康寿命の推移（男女別）



- (備考) 1. 平均寿命は、平成12年、17年、22年及び27年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、平成13年から22年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成25年、28年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」より作成。
2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

(健康増進に必要な適切な自己管理)

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要である。厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成30年)によると、肥満者(BMI \geq 25kg/m²)の割合は、男性の50代が37.2%と、男女及び全ての年齢階級を通じて最も高くなっている。やせの者(BMI $<$ 18.5kg/m²)の割合は、20歳以上では女性の20代が19.8%と、男女を通じて最も高くなっている。女性においては、年齢とともに肥満者の割合が高くなる傾向にあり、60代以上ではいずれも約20%以上となっている。

また、同調査によれば、運動習慣のある者の割合は、20歳以上全体では女性で25.5%(前年比3.1%ポイント減)、男性で31.8%(同4.1%ポイント減)であり、この10年間でみると、男性では有意な増減はなく、女性では有意に減少している。年代別に見ると、65歳以上では女性で36.5%(前年比2.5%ポイ

ント減)、男性で42.9%(同3.3%ポイント減)となっているのに比べ、20~64歳では、女性で16.6%(同3.4%ポイント減)、男性で21.6%(同4.7%ポイント減)と低くなっている。なお、女性の20代は7.8%、30代は8.9%と、男女、全ての年齢階級を通じて特に低くなっている。

(女性特有のがん)

女性に多いがんとして子宮がん、乳がん等がある。これらの女性の総患者数を厚生労働省「患者調査」(平成29年)で見ると、子宮がんは5.8万人、乳がんは22.9万人であり、平成26(2014)年と比べて子宮がんは0.3万人減少したが、乳がんは2.3万人増加した。

がんの罹患率の高い上位5つのがんを年齢階級別に見ると、1位の乳がんとは5位の子宮がんは、年齢が上がるほど罹患率が上がる他のがんとは異なり、20代後半から罹患率が上昇し、40代後半~50代前半でピークになる

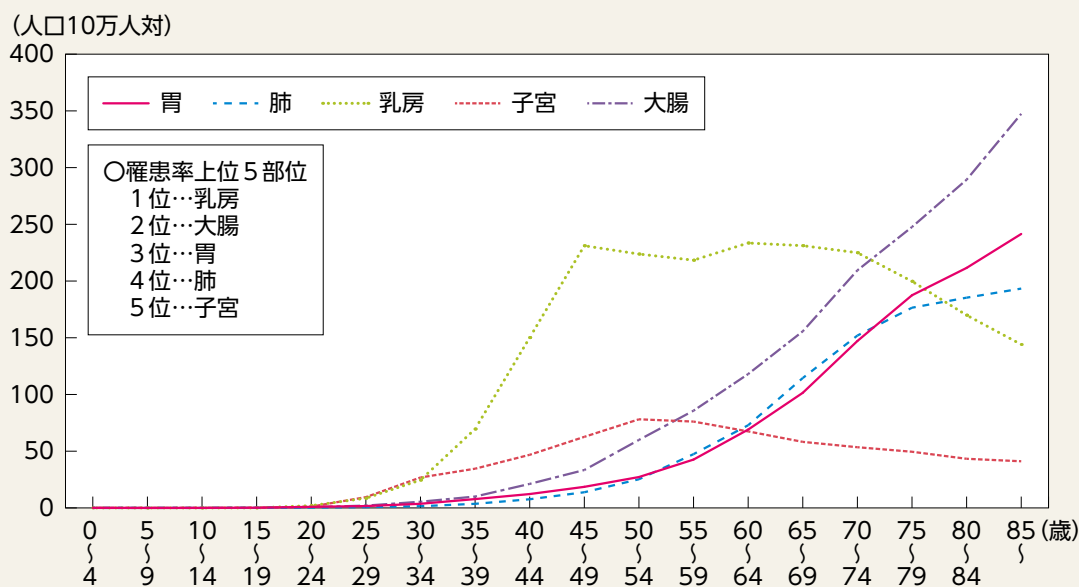
(I-5-2図)。

また、乳がんや子宮がんは5年相対生存率が高く¹⁶、早期発見が重要であるが、我が国における女性のがん検診の受診率は、徐々に増加しているものの、なお低く、平成28(2016)年には、子宮がん(子宮頸がん)検診(20~69歳)は過去2年間で42.4%、乳がん検診(40~69歳)は過去2年間で44.9%にとどまる¹⁷(I-5-3図)。

子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率について、正規職員、非正規職員、仕事なしで家事を担う者を比べると、子宮がん(子宮頸がん)検診は、20代、30代の若い世代で非正

規職員の受診率が低い。乳がん検診は、厚生労働省が推奨する40代以上の受診状況を見ると、非正規職員と仕事なしで家事を担う者で低い(I-5-4図)。厚生労働省では、市町村のがん検診の受診率向上のため、平成28(2016)年度から、一定年齢の者に対して、個別の受診勧奨・再勧奨を行う取組を進めている。また、がん検診を受けた者のうち、職域で子宮頸がん検診、乳がん検診を受けた者は、子宮頸がん検診が32.3%、乳がん検診が35.8%に上っており¹⁸、職域でのがん検診もがん対策の観点から大きな役割を担っている。

I-5-2図 女性の年齢階級別がん罹患率(平成27(2015)年)



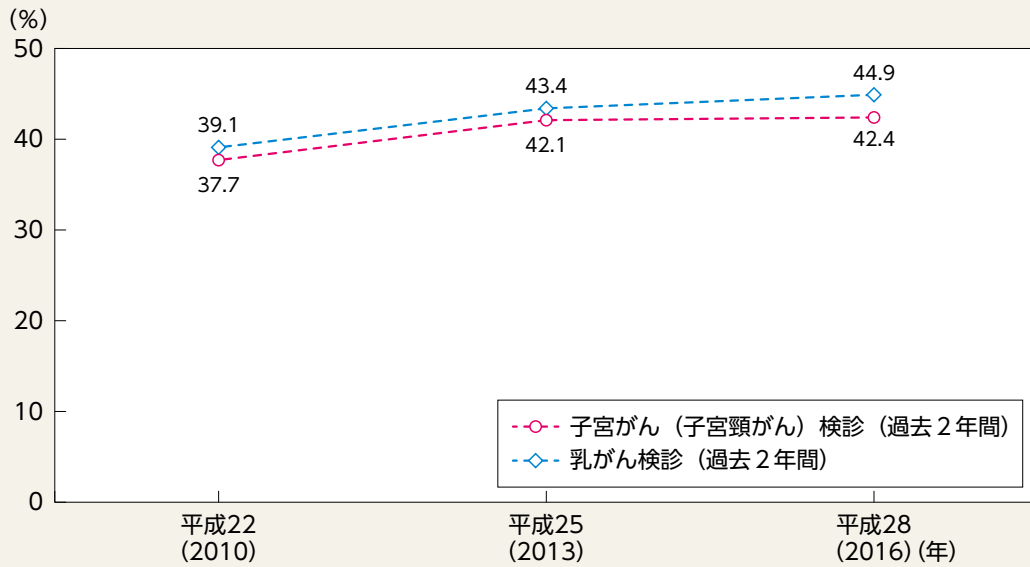
- (備考) 1. 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」より作成。
 2. 罹患率(人口10万対)が高い上位5部位を抽出。
 3. 子宮がんは、子宮頸がん、子宮体がん、および部位不明の子宮がんを合わせたもの。

¹⁶ 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」。平成21~23(2009~2011)年診断例による5年相対生存率は、乳がん92.3%、子宮がん78.7%、子宮頸がん76.5%であり、全部位66.9%と比較して高い。

¹⁷ 過去1年間の受診率は、子宮がん(子宮頸がん)検診が33.7%、乳がん検診が36.9%。

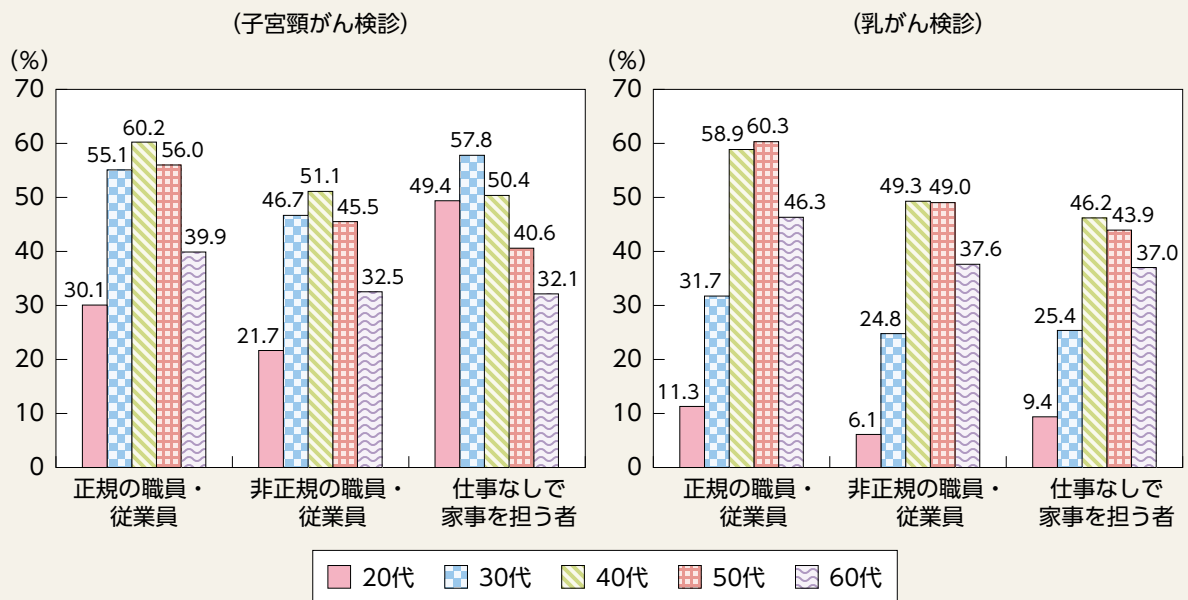
¹⁸ 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成28年)より内閣府男女共同参画局にて算出した数値。

I-5-3 図 子宮がん（子宮頸がん）及び乳がん検診の受診率の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
 2. 子宮がん検診については、平成22年は「子宮がん検診」、平成25年以降は「子宮がん（子宮頸がん）検診」として調査。
 3. 受診率は、「検診受診者数」/「世帯人員数（入院者除く）」×100により算出。なお、対象は女性、年齢は「子宮がん（子宮頸がん）検診」が20～69歳、「乳がん検診」が40～69歳。
 4. 平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

I-5-4 図 女性のがん検診受診率



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成28年）より内閣府男女共同参画局にて特別集計。
 2. 非正規の職員・従業員は、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他の合計。
 3. 過去2年間の受診状況。
 4. 数値は、熊本県を除いたものである。

(人工妊娠中絶の動向)

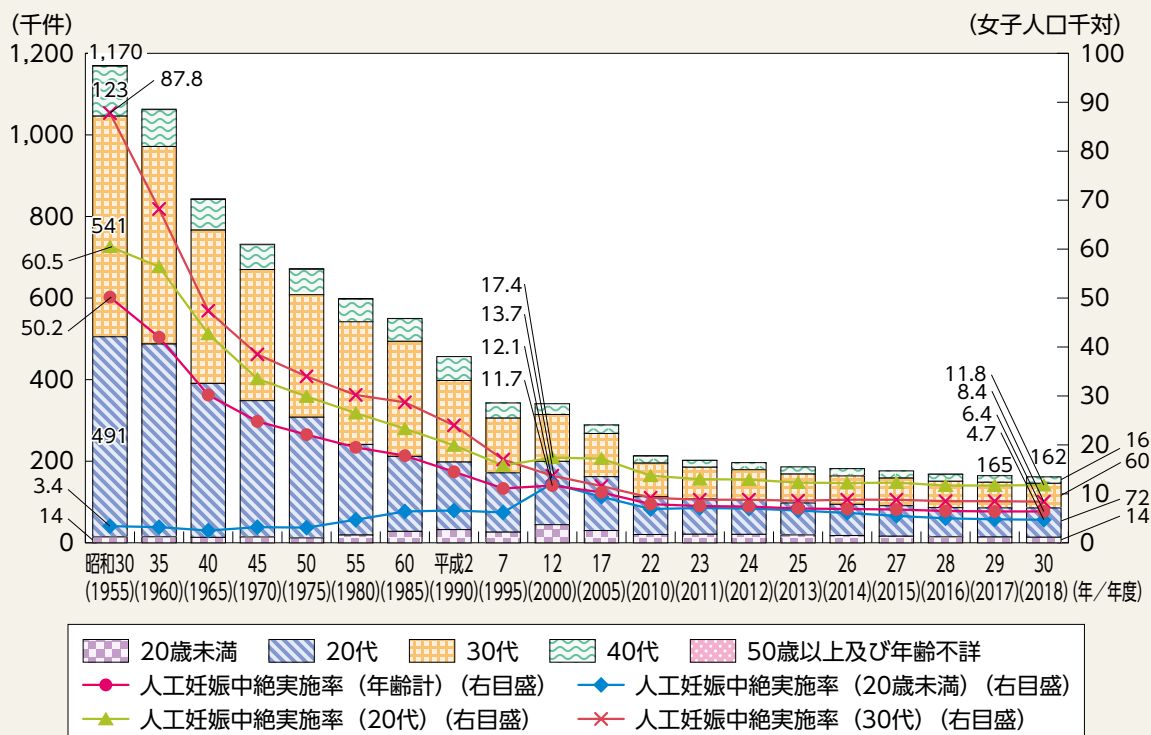
人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率

(15歳以上50歳未満女子人口千対) の長期的な推移を見ると、昭和30 (1955) 年から

平成7（1995）年にかけて件数、実施率とも大きく減少し、その後も緩やかな減少傾向にある。年齢階級別に人工妊娠中絶実施率を見ると、昭和30年代には20代及び30代で特に高く、20歳未満は低かったが、現在は年齢階級間の差は縮小している。

平成30（2018）年度の人工妊娠中絶件数は161,741件、人工妊娠中絶実施率（年齢計）は6.4であり、年齢階級別では20歳未満が13,588件、4.7、20代が71,845件、11.8、30代が60,368件、8.4となっている（I-5-5図）。

I-5-5図 年齢階級別人工妊娠中絶件数及び実施率の推移



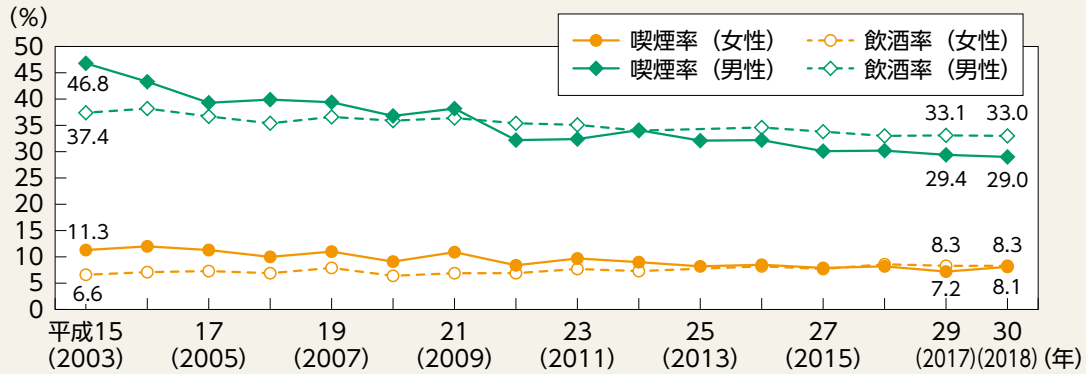
- (備考) 1. 人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（年齢計及び20歳未満）は、平成12年までは厚生省「母体保護統計報告」、平成17年度以降は厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。
平成12年までは暦年の値、平成17年度以降は年度値。
2. 人工妊娠中絶実施率（20代及び30代）の算出に用いた女子人口は、平成22年度まで及び27年度は総務省「国勢調査」、平成23～26年度まで及び28年度以降は総務省「人口推計」による。いずれも各年10月1日現在の値。
3. 人工妊娠中絶実施率は、「当該年齢階級の人工妊娠中絶件数」／「当該年齢階級の女子人口」×1,000。ただし、人工妊娠中絶実施率（20歳未満）は、「人工妊娠中絶件数（20歳未満）」／「女子人口（15～19歳）」×1,000、人工妊娠中絶実施率（年齢計）は、「人工妊娠中絶件数（15歳未満を含め50歳以上を除く。）」／「女子人口（15～49歳）」×1,000。
4. 平成22年度値は、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村を除く。（「人工妊娠中絶実施率（20代及び30代）の算出に用いた女子人口は、総務省「国勢調査」の結果を用いて内閣府が独自に算出）

(喫煙率及び飲酒率の動向)

平成15（2003）年から平成30（2018）年にかけての喫煙率の推移を男女別に見ると、女性は11.3%から8.1%まで低下し、平成22（2010）年以降は1割を下回っている。男性は46.8%から29.0%まで低下し、2年

連続で3割を下回った。同期間における飲酒率の推移を見ると、女性は6.6%から8.3%に微増しており、男性は37.4%から33.0%まで、約4%ポイント低下している（I-5-6図）。

I-5-6 図 喫煙率及び飲酒率の推移（男女別）



- (備考) 1. 厚生労働省「国民健康・栄養調査」より作成。
 2. 喫煙率は、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」とする者の割合。
 なお、平成24年までは、これまでたばこを習慣的に吸っていたことがある者*のうち、「この1か月間に毎日又はときどきたばこを吸っている」と回答した者。
 *平成15～22年は、合計100本以上又は6か月以上たばこを吸っている（吸っていた）者である。
 飲酒率は、週3日以上、清酒に換算し飲酒日1日当たり1合以上飲酒する者の割合。
 3. 喫煙率及び飲酒率（男女別）の平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除く値。
 平成24年値は、東日本大震災の影響等により調査実施が不可能な地区について代替調査区を再抽出して実施した値。飲酒率については、平成25年は調査未実施。

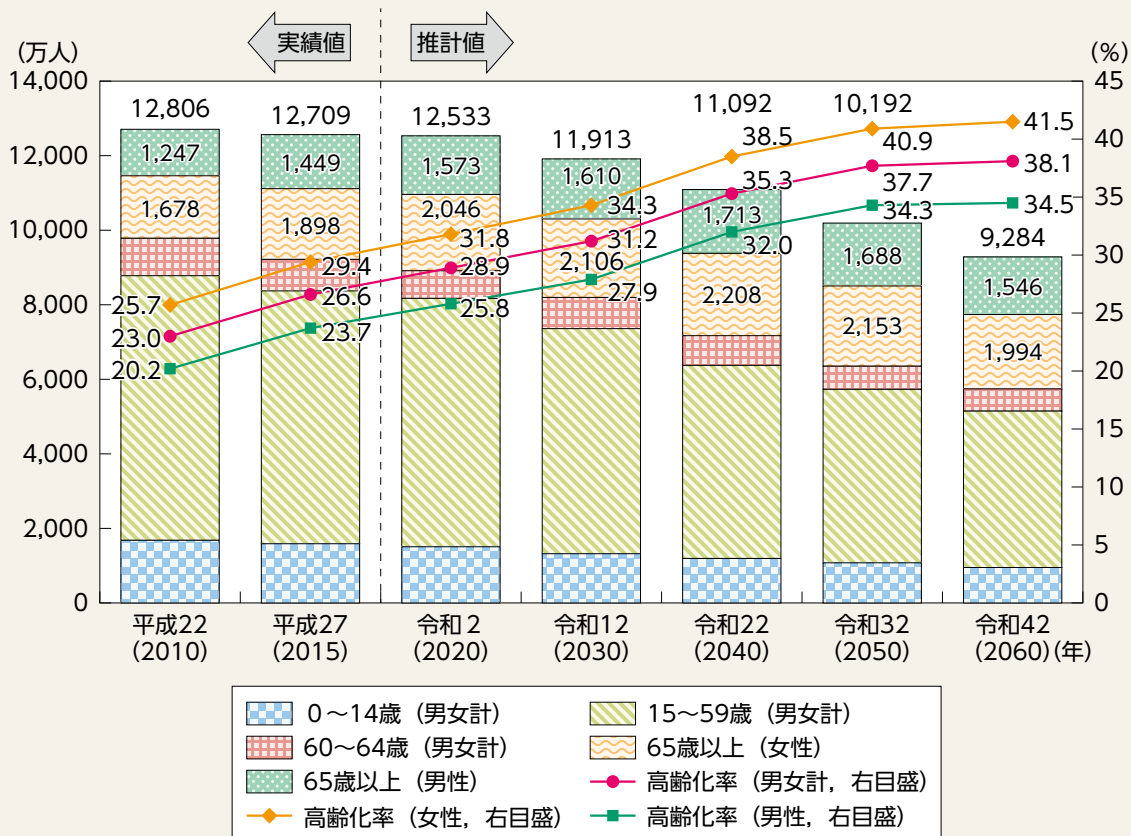
第2節 高齢者、ひとり親の状況

(高齢化の現状)

平成27（2015）年10月1日現在、日本の総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化

率）は26.6%に達し、男性では人口の2割以上（23.7%）、女性では3割近く（29.4%）が65歳以上となっている。また、65歳以上人口の6割近く（56.7%）を女性が占めている（I-5-7図）。

I-5-7図 年齢階級別人口の変化と高齢化率の推移（男女別）



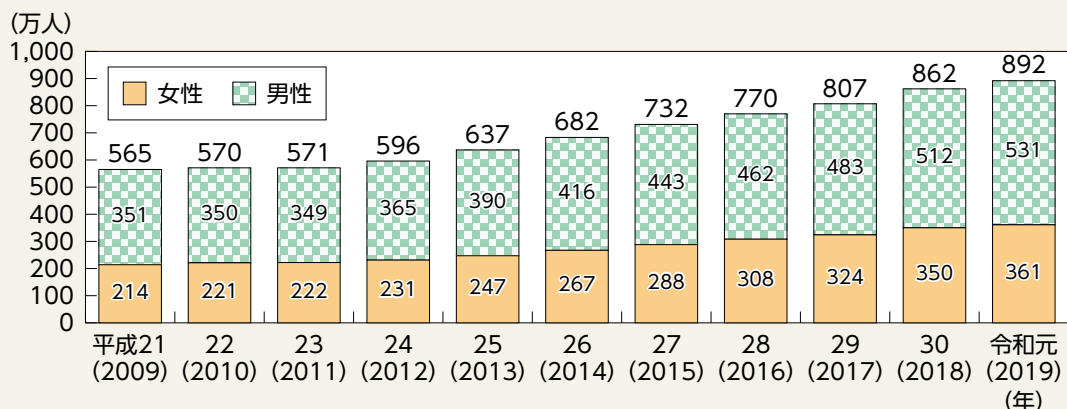
- (備考) 1. 平成22年及び27年は総務省「国勢調査」及び令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果より作成。
 2. 平成22年及び27年値は、各年10月1日現在。
 3. 平成22年及び27年の総人口は「年齢不詳」を含む。また、すべての年について、表章単位未満を四捨五入している。このため、総人口と各年齢階級別の人口の合計が一致しない場合がある。
 4. 高齢化率は、「65歳以上人口」/「総人口」×100。なお、平成22年及び27年値は、「総人口（「年齢不詳」を除く）」を分母としている。

（高齢男女の就業）

総務省「労働力調査（基本集計）」により、平成21（2009）年と令和元（2019）年の65歳以上（65～69歳及び70歳以上）の就業者数を比較すると、女性は約1.7倍（214万人から361万人）に、男性は1.5倍（351万人から531万人）に増えており、男女ともに増加傾向である（I-5-8図）。就業率を見ると、特に女性の65～69歳の上昇率が大きく、26.3%から38.6%と12.3%ポイント上昇した。

また、雇用形態について見ると、65歳以上の雇用者については、令和元（2019）年には女性の8割以上、男性の7割以上が非正規雇用である。また、55～64歳の雇用者について、男性は平成26（2014）年の32.9%をピークに、その後は非正規雇用の割合が減少傾向にある（令和元（2019）年は28.4%）が、女性は平成26（2014）年が68.1%、その後も67%前後で高止まりの状態が続いている（I-2-6図参照）。

I-5-8図 65歳以上の就業者数の推移（男女別）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. 平成21年から28年までの値は、時系列接続用数値を用いている。
 3. 就業者数の平成23年値は、総務省が補完的に推計した値。
 4. 就業者数は、小数点第1位を四捨五入しているため、男性及び女性の合計数と就業者総数が異なる場合がある。

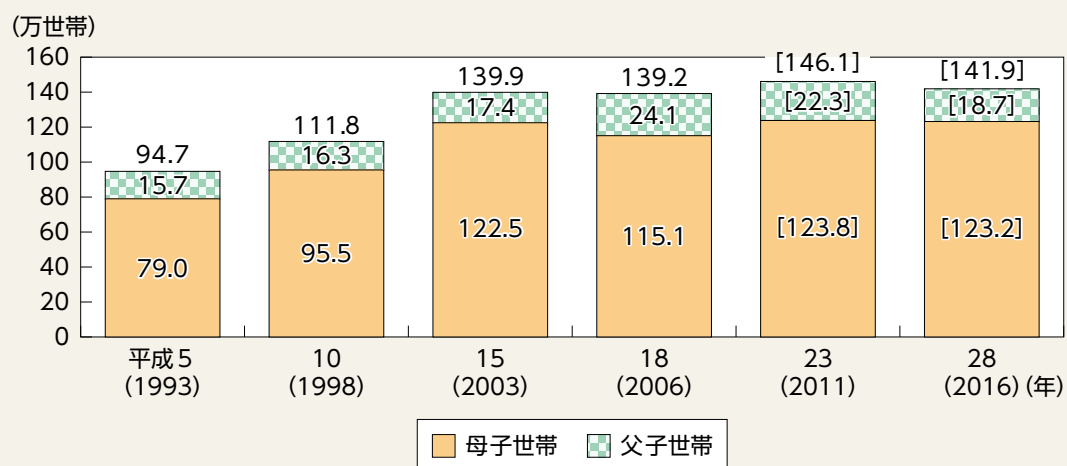
(ひとり親世帯の状況)

子供のいる世帯は徐々に減少しているが、ひとり親世帯は平成5（1993）年から平成15（2003）年までの10年間に94.7万世帯から139.9万世帯へと約5割増加した後、ほぼ同水準で推移している。厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」によると、平成28（2016）年は、ひとり親家庭数141.9万世帯のうち、母子世帯数は123.2万世帯、父子世帯数は

18.7万世帯となっており、ひとり親世帯の86.8%が母子世帯である（I-5-9図）。

一方で、厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成28年）によると、母子世帯のうち37.6%が年間所得額200万円未満であり、45.1%が生活を「大変苦しい」と感じている。また、我が国のひとり親世帯の貧困率を国際比較すると、OECD加盟35か国中34位となっている（I-5-10表）。

I-5-9図 母子世帯数及び父子世帯数の推移



- (備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 各年11月1日現在。
 3. 母子（父子）世帯は、父（又は母）のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚のもの）がその母（又は父）によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
 4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28年値は、熊本県を除く。

I-5-10表 貧困率の国際比較（子供がいる世帯（大人が1人））

順位	国名	割合
1	デンマーク	8.2
2	フィンランド	14.9
3	ポーランド	16.4
4	エストニア	21.6
5	ノルウェー	21.8
6	アイスランド	23.0
7	英国	23.2
8	ハンガリー	23.5
9	オーストリア	24.1
10	スウェーデン	25.8
11	フランス	25.9
12	ギリシャ	27.7
13	オランダ	29.5
14	ドイツ	29.6
15	ポルトガル	30.2
16	トルコ	31.4
17	スロベニア	31.6
18	イスラエル	31.8

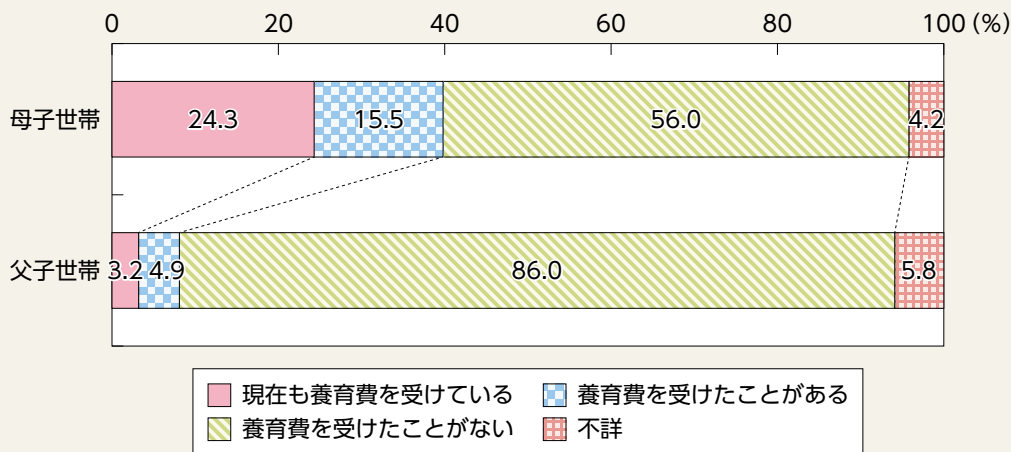
順位	国名	割合
19	ベルギー	32.2
20	チェコ	32.8
21	ラトビア	34.5
21	アイルランド	34.5
23	メキシコ	34.7
24	オーストラリア	36.7
25	イタリア	37.0
26	スロヴァキア	37.3
27	スペイン	40.2
28	ルクセンブルグ	41.1
29	チリ	42.6
30	リトアニア	45.8
31	ニュージーランド	46.1
32	アメリカ	46.3
33	カナダ	46.9
34	日本	50.8
35	韓国	56.6
OECD平均		32.5

- (備考) 1. OECD, Family database (2019)"Child poverty"より作成。
 2. 「貧困率」は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出（相対的貧困率）。
 3. 基本的に2016年の数値であるが、ニュージーランドは2014年、アイスランド、日本及びトルコは2015年、チリは2017年。

ひとり親世帯で子供が安定した生活環境を享受するためには、養育費の確保が重要であるが、平成28（2016）年に離婚相手から実

際に養育費を受け取っているのは、母子世帯で24.3%、父子世帯で3.2%にとどまっている（I-5-11図）。

I-5-11図 母子世帯及び父子世帯における養育費の受給状況（平成28（2016）年）



- (備考) 1. 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（平成28年度）より作成。
 2. 平成28年11月1日現在。

本章のポイント

第1節 配偶者等からの暴力の実態

- これまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫又は性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」とする者の割合は、女性の13.8%、男性の4.8%。1度でも受けたことがある者の割合は、女性31.3%、男性19.9%（平成29年調査）。
- 配偶者暴力相談支援センターは、令和元（2019）年12月現在、全国287か所。センターへの相談件数は平成26（2014）年度以降10万件を超える高水準で推移し、平成30（2018）年度の相談件数は11万4,481件。
- 配偶者暴力防止法に基づき令和元（2019）年に発令された保護命令件数は、1,591件。

第2節 ストーカー行為、性犯罪、子供に対する性的暴力、売買春、人身取引の実態

- 令和元（2019）年のストーカー事案の相談等件数は2万912件。ストーカー規制法違反の検挙件数は864件でありいずれも昨年と比べて減少。ストーカー事案に関連する刑法犯・特別法犯の検挙は1,491件であり昨年と比べて減少。
- これまでに特定の相手からの執拗なつきまとい等の経験のある女性は10.9%、男性は4.5%（平成29年調査）。
- 令和元（2019）年の強制的性交等の認知件数は1,405件、強制わいせつの認知件数は4,900件。強制的性交等は前年に比べて増加し、強制わいせつは前年に比べて減少した。
- これまでに無理やりに性交等された経験のある女性は7.8%、男性は1.5%（平成29年調査）。
- 令和元（2019）年の検挙件数は、児童買春事犯784件、児童ポルノ事犯3,059件で、いずれも前年に比べて減少。また、児童虐待事件のうち性的虐待の検挙件数は246件。
- 令和元（2019）年の売春関係事犯検挙件数は574件、人身取引被害者総数は44人で、いずれも前年に比べて増加。

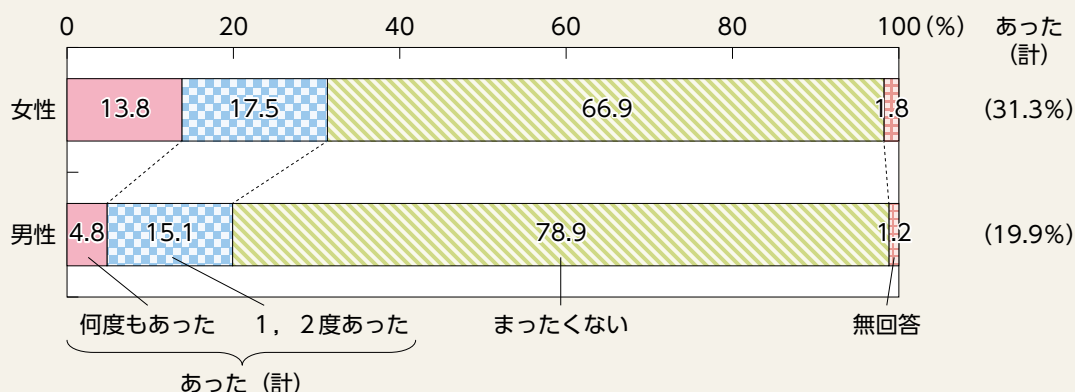
第1節 配偶者等からの暴力の実態

(配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年）によると、これまでに結婚したことがある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体

的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は女性13.8%、男性4.8%、「1、2度あった」とする者の割合は女性17.5%、男性15.1%となっており、1度でも受けたことがある者の割合は女性31.3%、男性19.9%となっている（I-6-1図）。

I-6-1図 配偶者からの被害経験（男女別）



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,807人、男性1,569人。
 3. 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下の通り。
 「身体的暴行」：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行。
 「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。
 「経済的圧迫」：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。
 「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

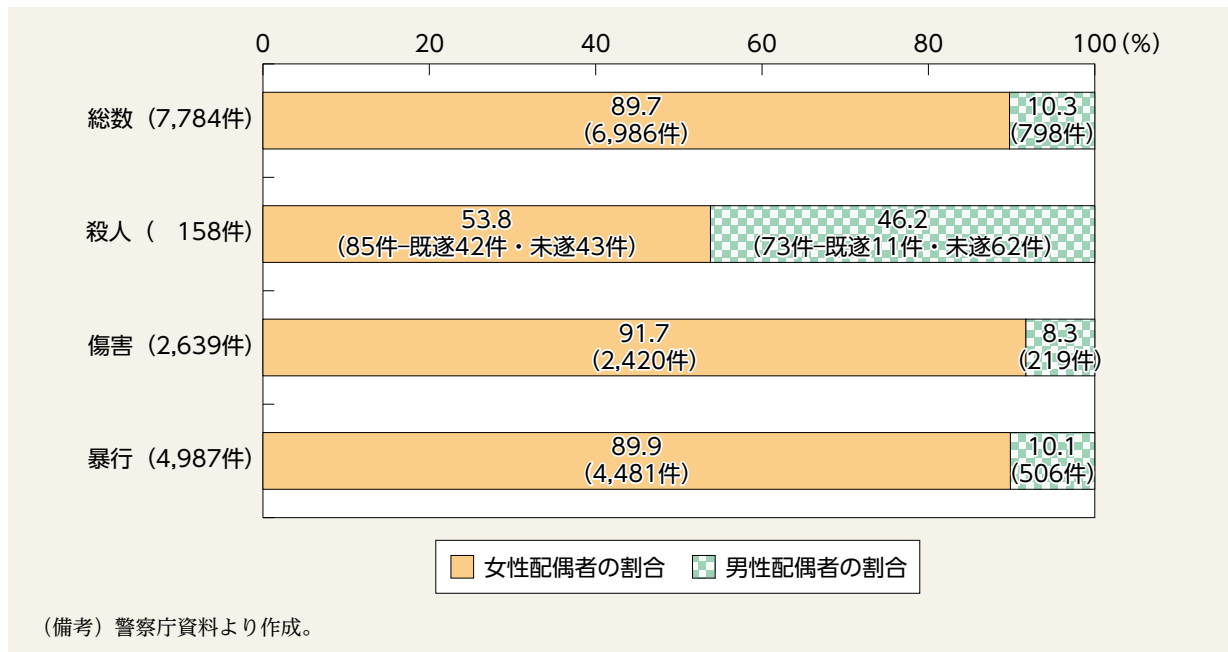
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)の施行(平成13(2001)年10月)後、警察が把握する配偶者からの暴力事案は増加を続けている。

配偶者間における暴力の被害者は、女性である場合が多く、令和元(2019)年に検挙した配偶者間(内縁を含む。)における殺人、

傷害、暴行事件は7,784件であり、そのうち6,986件(89.7%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合を罪種別にみると、殺人の158件中85件(53.8%)を除いて、傷害で2,639件中2,420件(91.7%)、暴行で4,987件中4,481件(89.9%)と圧倒的に女性が被害者となる割合が高くなっている(I-6-2図)。

I-6-2 図 配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数、令和元（2019）年）



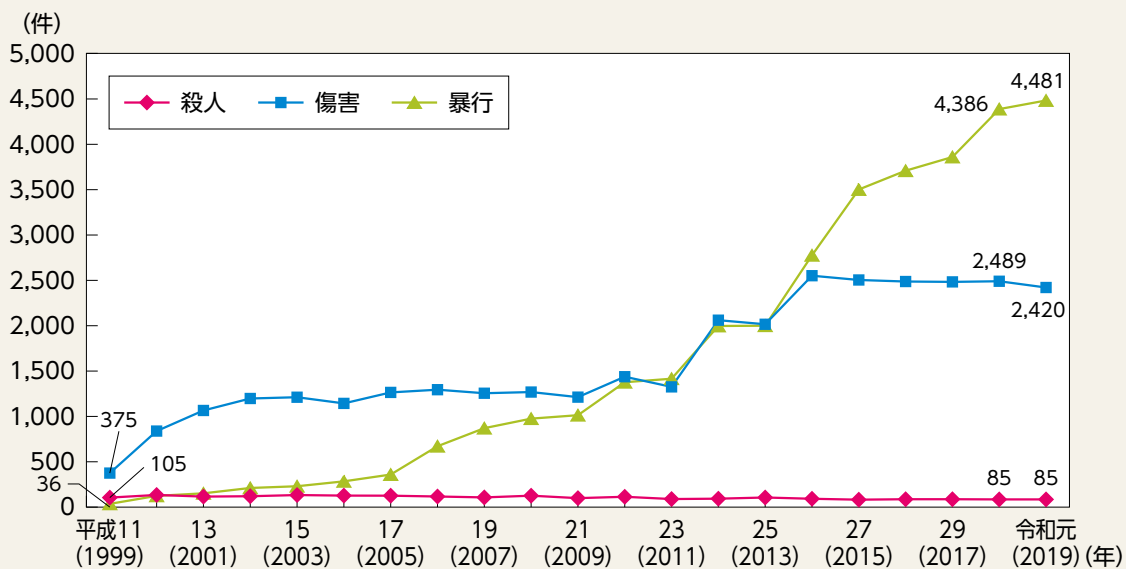
警察庁「令和元年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、継続して増加しており、令和元（2019）年は8万2,207件と配偶者暴力防止法施行後最多となっている。保護命令違反の検挙は71件と前年と同数である一方、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は9,090件であり、継続して増加している。

同資料によると、令和元（2019）年の配偶者からの暴力事案等の相談等件数の被害者のうち78.3%（64,392件）は女性であるが、男性の割合も増加傾向にある。

また、配偶者間における犯罪のうち、女性が被害者であるものの検挙件数の推移を罪種別に見ると、令和元（2019）年は、傷害は2,420件と前年に比べ減少し、暴行は4,481件と前年と比較して増加した¹⁹（I-6-3図）。

¹⁹ 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

I-6-3 図 夫から妻への犯罪の検挙件数の推移



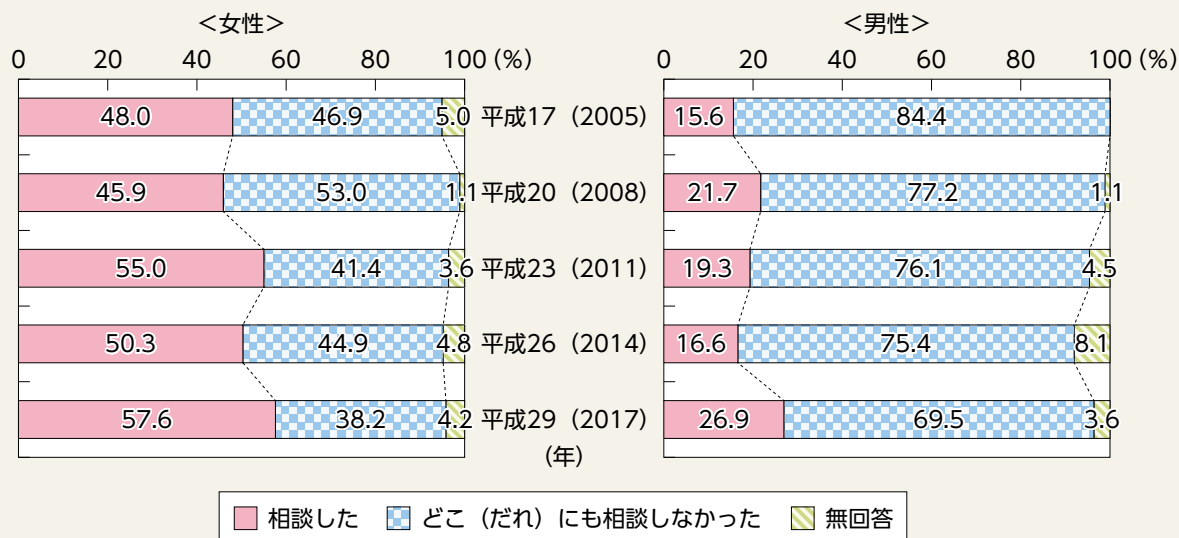
(備考) 警察庁資料より作成。

(配偶者からの被害経験の相談状況)

配偶者から暴力等の被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合について、平成17(2005)年以降の推移を見ると、平成26

(2014)年までは女性は5割前後、男性は2割前後で推移していたが、平成29(2017)年は女性57.6%、男性26.9%となっている(I-6-4図)。

I-6-4 図 配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。
 2. 全国20歳以上の男女を対象(平成17年は4,500人、平成20年以降は5,000人)とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。
 3. 平成17年から23年は「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「性的強要」のいずれか、平成26年以降は「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について誰かに相談した経験を調査。
 4. 平成26年以降は、期間を区切らずに、配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。また、平成17年から23年は、過去5年以内に配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。集計対象者は、平成17年が女性179人、男性90人、平成20年が女性185人、男性92人、平成23年が女性169人、男性88人、平成26年が女性332人、男性211人。平成29年が女性427人、男性223人。前項3と合わせて、調査年により調査方法、設問内容等が異なることから、時系列比較には注意を要する。
 5. 四捨五入により100%とならない場合がある。

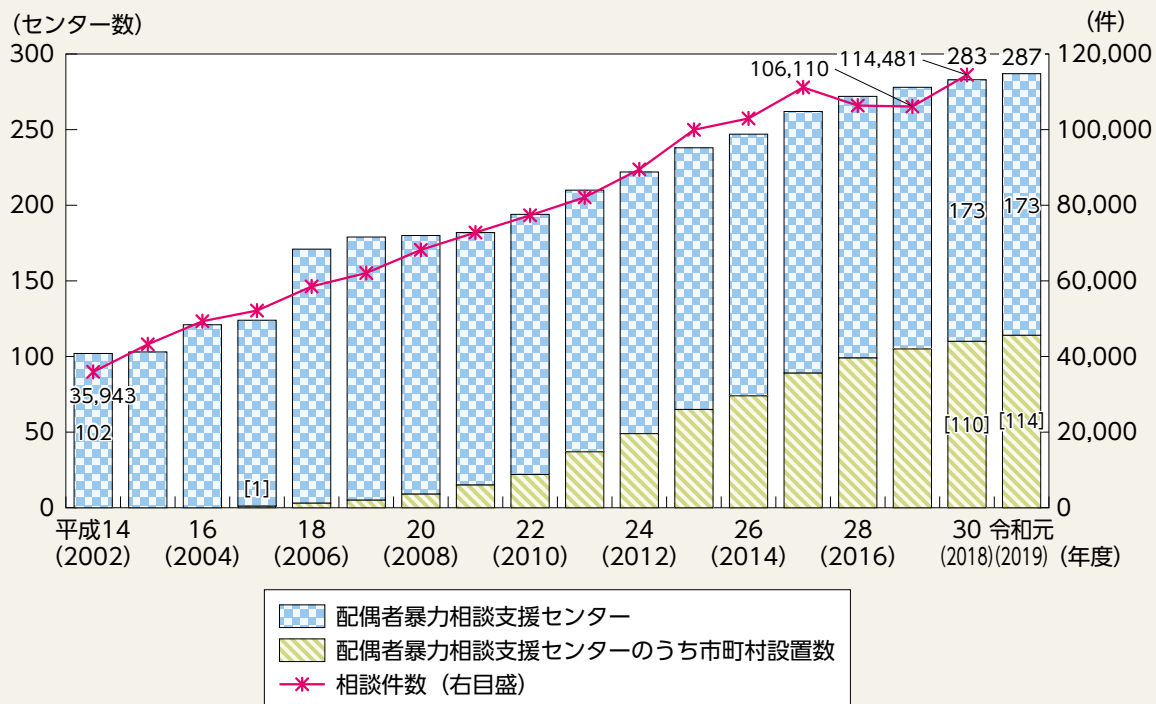
(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数等)

配偶者暴力防止法では、都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置は義務(市町村は努力義務)であり、同センター数は年々増加している。令和元(2019)年12月現在、全国287か所(うち市町村が設置する施設は114か所)が同センターとして、相

談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。

また、平成30(2018)年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は11万4,481件と過去最多となり、5年連続で10万件を超える高水準で推移している(I-6-5図)。

I-6-5 図 配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移



(備考) 1. 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成。
 2. 平成19年7月に、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)が改正され、平成20年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。
 3. 各年度末現在の値。令和元年度は令和元年12月現在の値。

(保護命令の申立て及び発令状況)

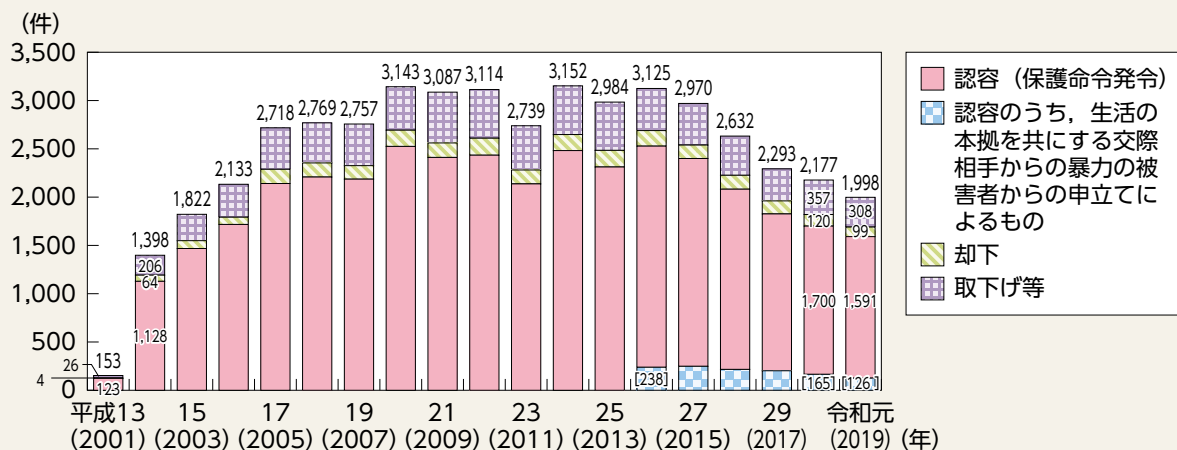
配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令又は退去命令を発する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

最高裁判所によると、法施行(平成13(2001)年10月)後から令和元(2019)年12月末までに終局した保護命令事件は4万7,164件である。

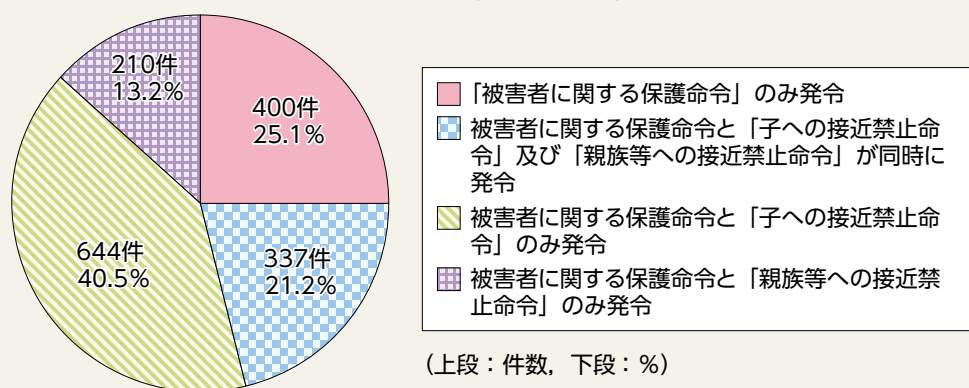
令和元(2019)年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件(1,998件)のうち、保護命令が発令された件数は1,591件であっ

た。そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたものは25.1%、被害者に関する保護命令と「子」への接近禁止命令が発令されたものは40.5%、被害者に関する保護命令と「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは21.2%となっている(I-6-6図)。

また、平成31/令和元(2019)年に終局した事件のうち、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等に係る被害者からの申立てにより保護命令が発令された件数は、126件となっている。



<令和元年における認容 (保護命令発令) 件数の内訳>



(上段：件数，下段：%)

- (備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、平成26年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。
 4. 平成13年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。
 5. 令和元年値は、速報値。

第2節

ストーカー行為, 性犯罪, 子供に対する性的暴力, 売買春, 人身取引の実態

(ストーカー事案の相談等の状況)

警察庁「令和元年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、令和元(2019)年のストーカー事案の相談等件数は2万912件で、前年に比べ644件(3.0%)減少した。ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)

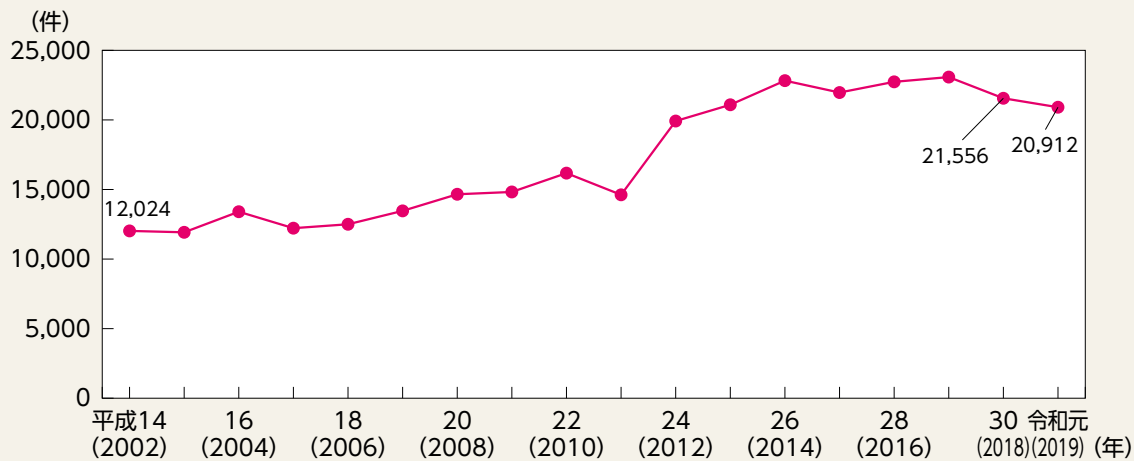
の施行(平成12(2000)年11月)後からおおむね1万5,000件以下で推移していたところ、平成24(2012)年に19,920件と急増し、以後高水準で推移している(I-6-7図)。また、被害者の88.0%が女性で、加害者の81.2%が男性となっている。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)において、これまでにある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メール等の被害経験を聞いたところ、1人以上の者から被害を受けたことがある者の割合

が、女性10.9%、男性4.5%となっている
(I-6-8図)。
また、被害の相談先として、女性は「友人・

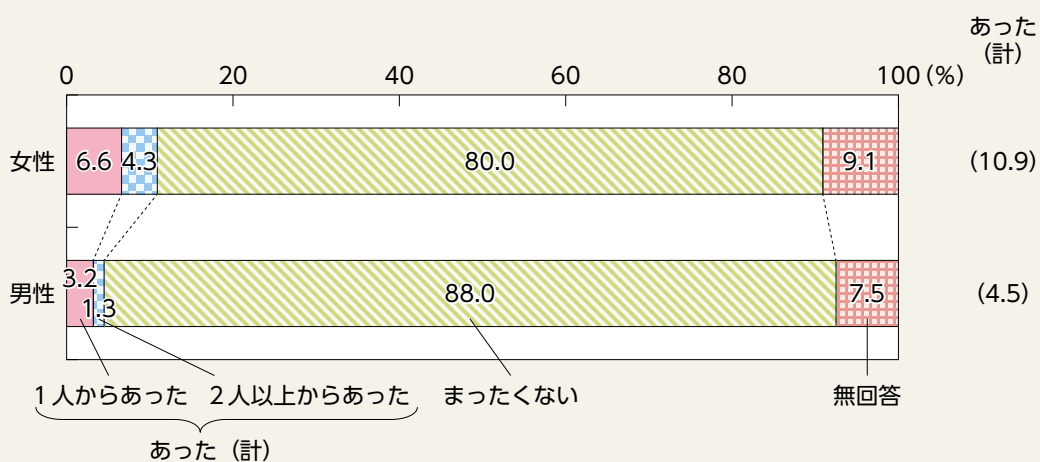
知人に相談した」が56.3%で最も多いが、
男性は「どこ(だれ)にも相談しなかった」
が38.6%で最も多い(I-6-9図)。

I-6-7図 ストーカー事案の相談等件数の推移



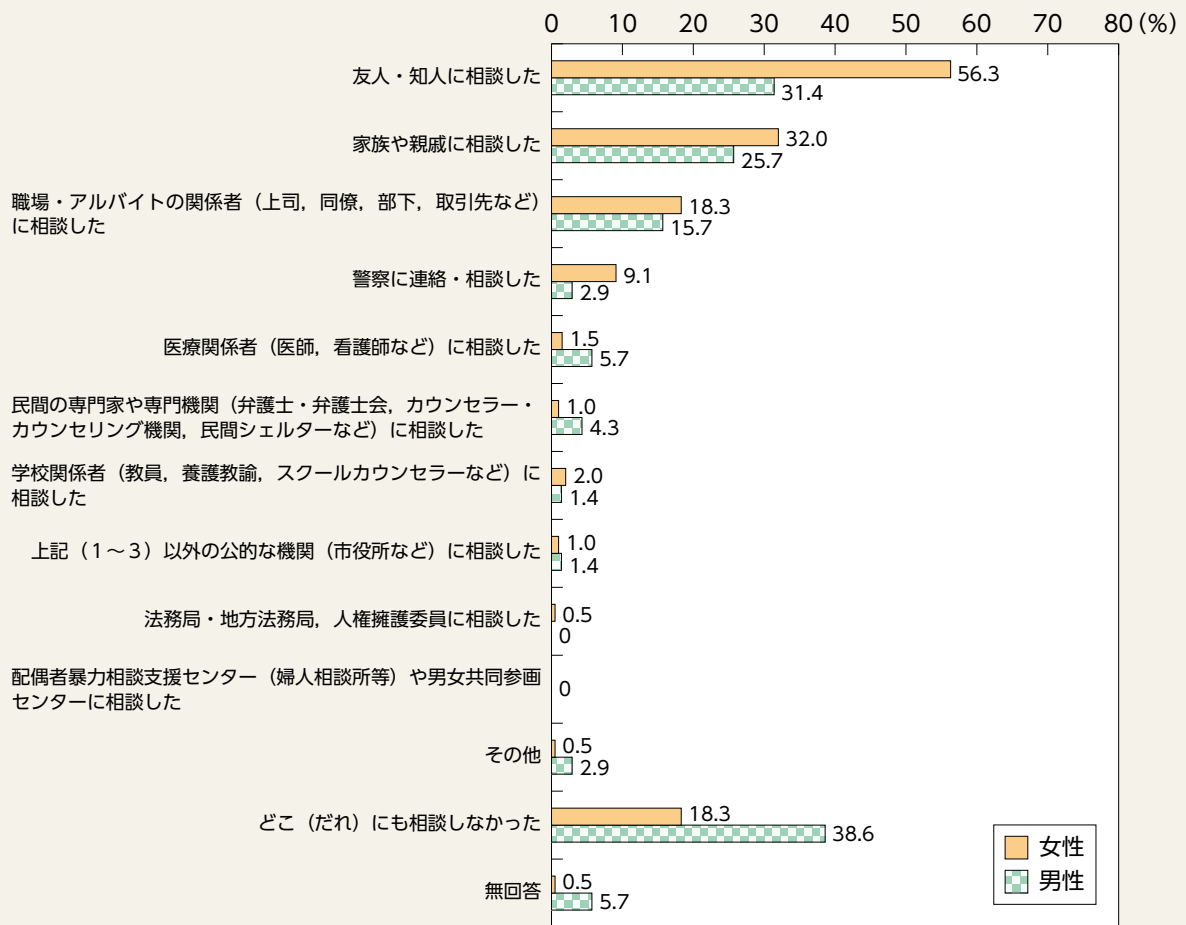
(備考) 警察庁「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」より作成。

I-6-8図 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害経験



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。
2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,807人、男性1,569人。
3. 「特定の相手からの執拗なつきまとい等」は、ある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メールやSNS・ブログ等への書き込みなどの被害のいずれかとして聴取。

I-6-9 図 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害の相談先（複数回答）



（備考）1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年）より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。本設問は特定の相手から執拗なつきまとい等の被害にあった人が回答。集計対象者は女性197人、男性70人。
 3. 「上記（1～3）以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。
 ・配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター
 ・警察
 ・法務局・地方法務局、人権擁護委員

（ストーカー事案に対する対応状況）

警察庁「令和元年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、ストーカー規制法違反の検挙は、平成24（2012）年以降増加していたが、平成30（2018）年から減少し、令和元（2019）年も864件と前年に比べ6件（0.7%）減少した。ストーカー事案に関連する刑法犯・特別法犯の検挙は、平成24（2012）年以降高水準で推移していたが、平成29（2017）年から減少し、令和元（2019）年も1,491件（前年比103件（6.5%）減）と減少している。また、ストーカー規制法に基

づく警告は、平成24（2012）年以降増加していたが、平成29（2017）年から減少し、令和元（2019）年も2,052件と前年に比べ399件（16.3%）減少している。禁止命令等は、緩やかな増加傾向にあったが、平成29（2017）年から急増し、令和元（2019）年も1,375件と増加し、ストーカー規制法施行後最多となっている。

ストーカー規制法に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は、令和元（2019）年は8,069件と前年に比べて増加した。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が1,769件（前年比

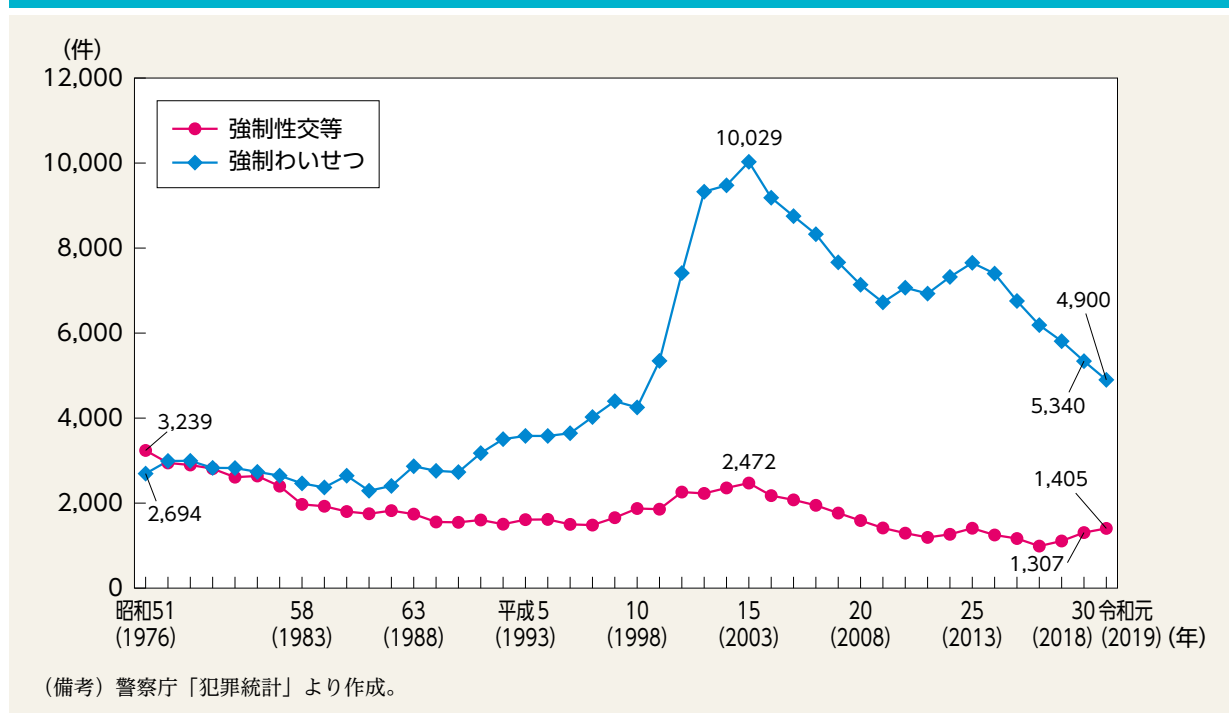
209件減少), 防犯ブザー等の被害防止品の
教示又は貸出しが521件(同126件減少)と
なっている。

は, 令和元(2019)年は強制性交等1,405
件(前年比98件増加), 強制わいせつ
4,900件(同440件減少)となっている(I-6-
10図)。

(強制性交等・強制わいせつの認知件数)

強制性交等及び強制わいせつの認知件数

I-6-10図 強制性交等・強制わいせつ認知件数の推移



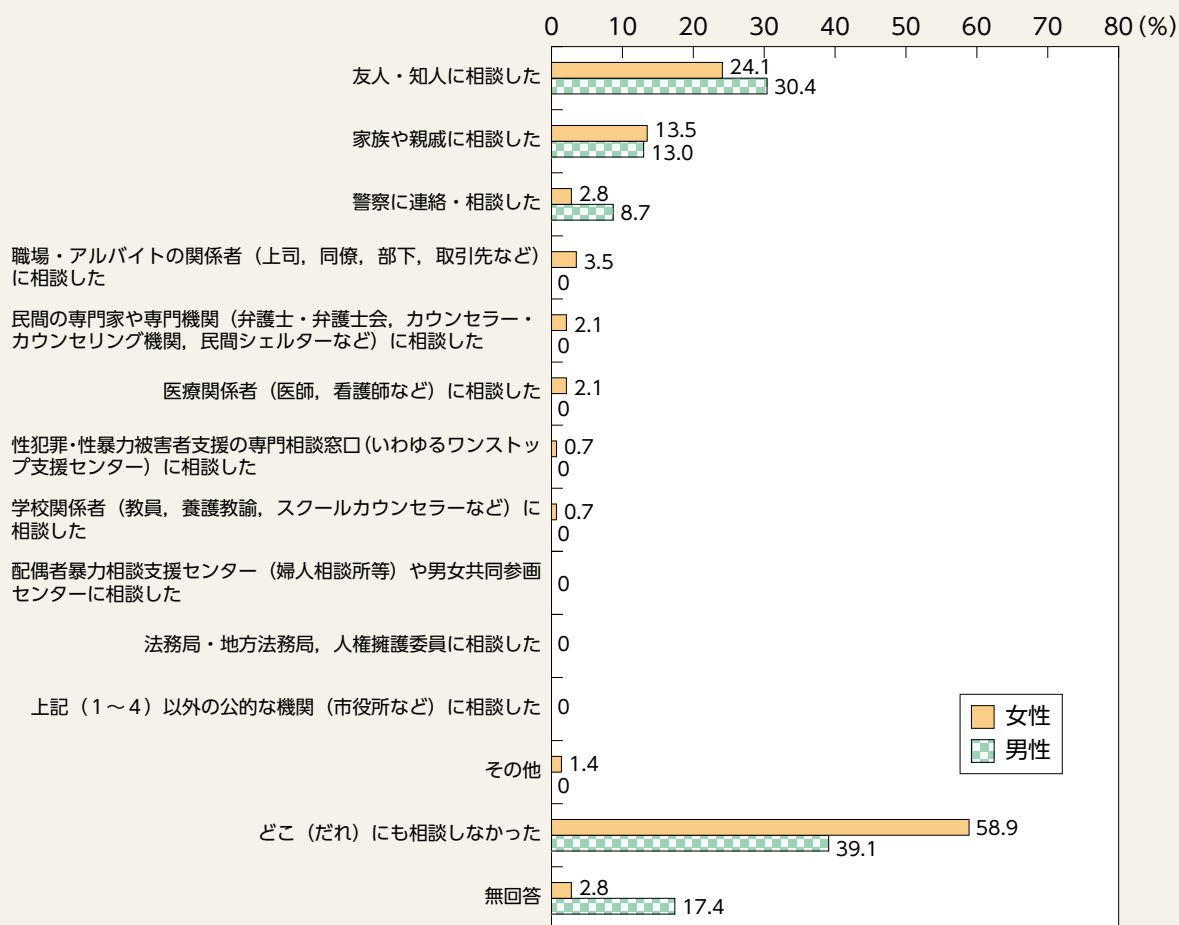
(無理やりに性交された経験)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」
(平成29年)において, これまでに無理や
りに性交等された経験を聞いたところ, 1回
以上の被害経験がある女性は7.8%, 男性は

1.5%となっている。

同調査によると, 被害経験がある者のうち,
被害について「どこ(だれ)にも相談しなかつ
た」者は, 女性は58.9%, 男性は39.1%となっ
ている(I-6-11図)。

I-6-11図 無理やりに性交等された被害の相談先（複数回答）



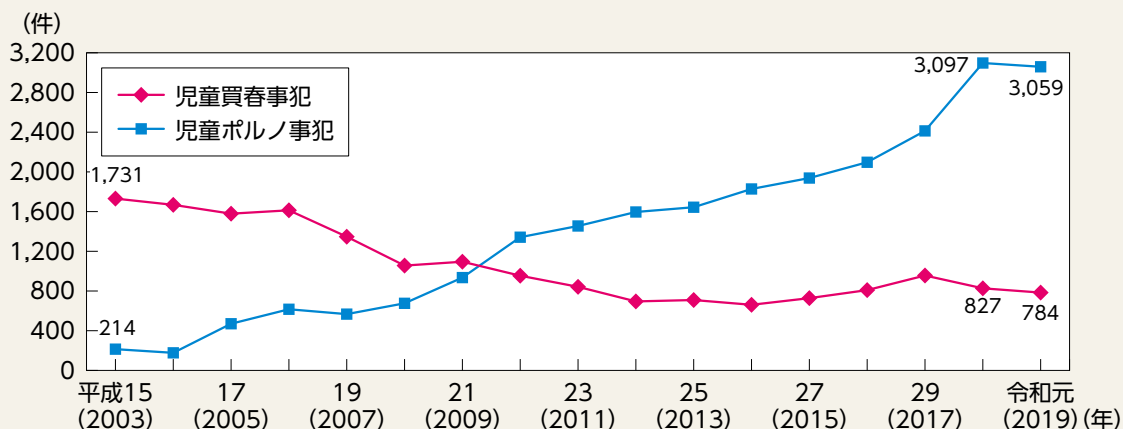
- （備考）
1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年）より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。本設問は、無理やりに性交されたことがある者が回答。集計対象者は女性141人、男性23人。
 3. 「上記（1～4）以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。
 - ・性犯罪・性暴力被害者支援の専門相談窓口（いわゆるワンストップ支援センター）
 - ・配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター
 - ・警察
 - ・法務局・地方法務局、人権擁護委員

（子供に対する性的暴力の検挙件数）

令和元（2019）年の児童買春事犯の検挙件数は784件、児童ポルノ事犯の検挙件数は3,059件であり、いずれも前年に比べて減少

した（I-6-12図）。また、児童虐待事件のうち性的虐待の検挙件数は246件（前年比20件増加）となっている。

I-6-12図 児童買春及び児童ポルノ事犯の検挙件数の推移



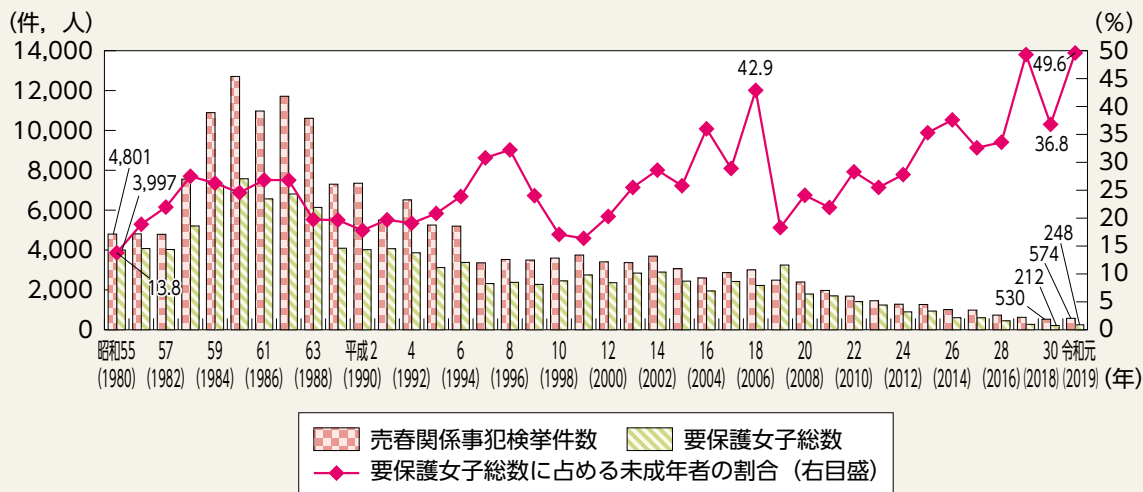
(備考) 警察庁「少年非行，児童虐待及び子供の性被害の状況」より作成。

(売春関係事犯検挙件数)

令和元（2019）年の売春関係事犯検挙件数は574件となり，前年と比べ増加した。また，要保護女子総数は248人で前年と比べ増

加し，そのうち未成年者が占める割合は49.6%であり，前年に比べ12.8%ポイント増加している（I-6-13図）。

I-6-13図 売春関係事犯検挙件数，要保護女子総数及び未成年者の割合の推移



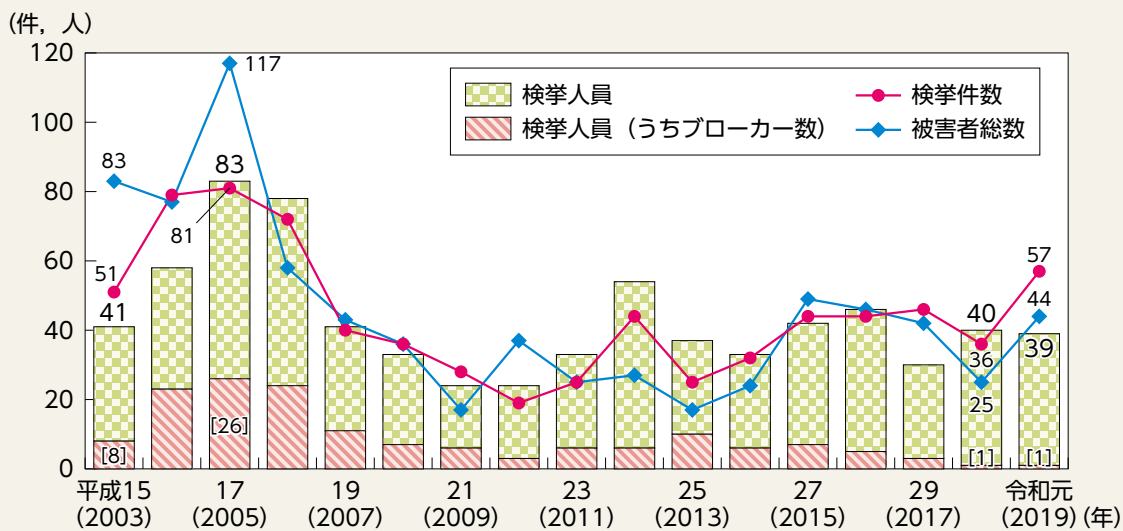
(備考) 警察庁資料より作成。

(人身取引事犯検挙件数等)

令和元（2019）年の警察における人身取引事犯の検挙件数は57件，検挙人員は39人（うち，ブローカーは1人）であり，被害者

総数は，44人と前年から増加した（I-6-14図）。被害者の国籍は，日本が34人で最も多く，次いでフィリピンが9人となっている。

I - 6 - 14図 人身取引事犯の検挙状況等の推移



(備考) 警察庁資料より作成。